

# 拓殖大学 政治行政研究

## 第7巻 2016年2月

### 〈論文〉

- 社会システム間の相対的自律性 ..... 眞鍋 貞樹..... 1
- 消費税率の引き上げと消費者物価 ..... 白石 浩介..... 25

### 〈翻訳〉

- 翻訳 — McCullen v. Coakley, 573 U.S.\_\_(2014) 判決 ..... 小竹 聡..... 53

### 〈書評〉

- 『原因を推論する — 政治分析方法論のすすめ』..... 浅野 正彦..... 83
- 『地域銀行の経営行動 — 変革期の行動』 ..... 高橋 智彦..... 87

### 〈報告〉

- 拓殖大学北海道短期大学シンポジウム  
『地域振興について考える — 地域が生きる戦略とは —』 ..... 橋本 信..... 89

- 「拓殖大学 政治行政研究」投稿規定 ..... 93

- 「拓殖大学 政治行政研究」執筆要綱 ..... 94

## 社会システム間の相対的自律性

眞鍋貞樹

### はじめに

社会システムは自律すると同時に、他のシステムの決定すなわち他律性を受容することによってその自律性が成立する<sup>(1)</sup>。この自律性と他律性はパラドクスであるが、システム間には事実として存在していることについて、私たちは経験的に「暗黙の了解」と理解している。例えば、社会システムは法という政治システムの決定によって制御されている。だが、経験的に理解できても、システムは自律的に決定すると同時に、他のシステムによって決定された法や規範を受け入れる他律性が存在するという状況をうまく説明することは困難である<sup>(2)</sup>。

このシステム間の関係性を個人と社会の関係のレベルに置き換えれば、理解できよう。人間社会に生きる限り、個人が自律するだけでは生きていけない。個人は自律的に自己の組織化を決定できると同時に、個人が所属する集団の決定にも従わなくてはならない。それは、表象された個人のコミュニケーションが集合的に存在することによって成立する。この関係性は、すべてのシステム間でも同様であるはずである。

システムは自律的に再組織化をすると同時に、他律性を受容するというシステム間のパラドクスを解明しようとする知識社会学の伝統は、マックス・ヴェーバーによる社会的相互作用、ミードの相互作用、タルコット・パーソンズによる相互浸透、ハーバート・ブルーマーによる象徴的相互作用、さらにはピエール・ブルデューによる「界」の相対的自律性といった概念からの探求があった。こうした先達の研究は、個々には自律しているシステムの間には相互に関連する他律的な作用があることを明確にしようとしたものだった。だが、依然としてこの問題は曖昧なままである。

さらに、システム間におけるこの相対的自律性という概念についての議論は、かつて20世紀後半にマルクス主義陣営で活発に行われて、その結果「概念のごみ溜め」に入れられた。そして、ニクラス・ルーマンも、徹底的にシステム間の相対的自律性を拒絶し、「概念のごみ溜め」に入れたのであった。その後、相対的自律性の議論は封印されたといっても良いだろう。

そこで、本論では、システム間の相対的自律性を再検討し、他のシステムとのコミュニケーションを動機付けとして、相対的かつ自己言及的に他律性を受容しながら自己のシステムを組織化すること、つまりシステムは自律すると同時に、他律性を受け入れながら自己を組織化していくことについて改めて指摘するものである。

この本稿の目的は、かつてのマルクス主義陣営での議論に、再度マルクス主義に批判的立場から決着を図ろうといった趣旨ではない。ましてや、ルイ・アルチュセールやニコス・プーランツァスといったポスト・マルクス主義陣営の「名誉回復」を狙うものでもない。

しかしながら、彼らの議論の結果、「ごみ溜め」に入れられた相対的自律性という概念の重要性は、彼らの議論の外側にある領域にあり、「ごみ溜め」に入れたままにしておくべきものではない。相対的自律性という概念を国家理論といったマクロな権力構造の議論の範疇ではなく、全体社会システムの理論として語らなくてはならない。この目的のためには、システム間の自律性と他律性についてルーマンが射程からはずした意味を再度検討して行くことによって回答が得られる。

そこで、本稿では、まずシステム間における自律性と他律性のパラドクスを解明する糸口を得るために、マルクス主義陣営内部でのイデオロギイ的議論の経過を検討したうえで、相対的自律性の概念の存在を棄却したルーマンの社会システム論を中心に、分析的な観点から再検討を試みていきたい。

## 「ごみ溜め」に入れられた相対的自律性

### マルクス主義国家理論における相対的自律性の議論

システム間の相対的自律性という概念は、国家システムと市民社会システムとの相対的自律性に関するアントニオ・グラムシによる国家論、すなわち「国家＝政治社会＋市民社会」という構造的な見解を示したことに始まるといってよいだろう。グラムシが相対的自律性という概念を持ち出したのではなく、相対的自律性という概念が後に議論されるようになった動機付けを行ったのであった。

グラムシによれば、国家は政治社会と市民社会とのヘゲモニー闘争によって安定的に維持されかつ発展する。当時の米国などのような最も資本主義が発展し、かつ民主的な国家において、マルクスが指摘した歴史的決定論による革命が発生しないのは、国家すなわち全体としての政治社会システムと市民社会システムとの間に相対的自律性があるからであるというのがグラムシの見解だった。

「われわれは相変わらず国家と政府を同一のものとみている。この同一視は、……まさに市民社会と政治社会との混同の再現である。というのも、国家の一般的概念には、市民社会の概念（国家＝政治社会＋市民社会、つまり強制の鎧をつけたヘゲモニーという意味で）に帰着すべき諸要素が入っていることに留意すべきだからである。国家を傾向として規制された社会の衰退かつ解消させる可能性をもつものとみなすような国家論においては、こうした論議は基本的なものである。国家＝強制の要素は規制された社会（倫理的な国家でも市民社会でも）の顕著な諸要素がますます強まるにつれて、しだいに尽きてゆくと想像できる」<sup>(3)</sup>。

「経済構造と、立法権力・強制力をそなえた国家とのあいだには、市民社会が存在し、この市民社会は、学者のたんなる著作や法律の上だけではなく、具体的に根本的に変わらなければならない。国家は市民社会を経済構造に適應させるための装置であるが、国家は「自ら意図して」それを実現しようとする場合がある」<sup>(4)</sup>

グラムシによれば、政治社会と市民社会との相対的自律性を担っているのが「有機的知識人」による非暴力的闘争によって生まれるヘゲモニーである。ヘゲモニーは「覇権闘争」「指導力」といった辞書的意味合いだけが含意されたものではない。政治社会と市民社会との平和的かつ民主的闘争による両者の発展的相互均衡を意味している。そして、ヘゲモニー闘争は個人が主体的かつ自律的に再生産に活動する領域にある。

再生産はシステム間の非暴力的闘争すなわちヘゲモニー闘争の結果による「合意」あるいは「妥協」の産物である。唯物史観に基づいた決定論に立脚する限り、システム間の非暴力的闘争の結果としての「合意」あるいは「妥協」による再生産は存在しない。だが、決定論ではなく、非決定論すなわちシステム間のコミュニケーションによる自由意思の熟議による再生産では、どのようなものであれ自律的かつ集合的な「合意」あるいは「妥協」の産物である。それが、非暴力的なシステム間のヘゲモニー闘争である。

グラムシによれば、仮に国家に従属的な組織システムであっても、それらは自律性をもって自己の形成を進めているのである。

「従属的社会集団の側から発揮される自律的なイニシアティブの痕跡は、そのひとつひとつが全体史をめざす歴史家にとっては計り知れない価値を持っているというべきであろう」<sup>(5)</sup>

政治活動の実践ではイタリア共産党書記長という重責を担ったグラムシではあるが、彼の思想はマルクスの歴史的決定論の致命的な弱点を露わにしたものであったと言える。その結果、伝統的なマルクス主義からは批判が展開されたが、いわゆるポスト・マルクス主義の陣営からは、エルネスト・ラクラウとジャンタル・ムフといった思想家たちが、グラムシのシステム間におけるヘゲモニー闘争という問題提起を擁護し、発展させようとしたのであった。

ラクラウによれば、ヘゲモニーとは「緊張に支配されたひとつの空間」<sup>(6)</sup>である。

「ロシア革命——グラムシが呼ぶところの『『資本論』に反対する』革命——は、みずからの戦略を正当化するためには、ヘゲモニーを目指す闘争に特徴的な、非決定性の空間を最大限に拡張しなければならなかった。このため、必然的な内部（「正常」な発展における階級的課題に対応する）と、偶発的な外部（社会的行為者たちが、特定の時点で引き受けなければならないが、その階級的本性にとっては異質な課題の総体に対応する）とのあいだで、対立が発生する」<sup>(7)</sup>

グラムシに続いて、マルクスの史的唯物論における再生産過程を検討することによって、課題として表れた国家の自律性を明確に提起したのは、グラムシと同様にマルクス主義者であったルイ・アルチュセールだった。アルチュセールの功績であると同時に、批判が集中した焦点が、国家の相対的自律性という概念であった。

「国家の抑圧装置は組織された全体を構成しており、その構成員は命令による統一性、すなわち権

力を掌握している支配階級の政治的代表者によって用いられた階級闘争のうえでの政治的統一性のもとに集中されている。これに対して、国家のイデオロギー諸装置は多様でそれぞれが異なっており、《相対的に自律しており》、さらに資本家階級の闘争とプロレタリア階級の闘争との衝突の諸結果、並びにその従属的諸形態を、ときには限定した形で、またときには極端な形で表現している諸矛盾に、客観的な場所を提供できる」<sup>(8)</sup>。

アルチュセールはマルクス主義を否定するのではなく、マルクス主義理論をより現実社会と適合させようとする意図から、国家におけるイデオロギー装置の相対的自律性という概念を初めて提起した。アルチュセールに続いて、より明確に国家と市民社会との相対的自律性について語ったのが、ニコス・プーランツァスだった。しかしながら、伝統的なマルクス主義者たちからは、彼らの議論は階級闘争史観をねじ曲げるものとして徹底的に批判された。

このように、相対的自律性という概念は、かつて原理的マルクス主義からの発展的脱却を目指したグラムシ、アルチュセール、プーランツァスによって提唱されたものであった。以来、20世紀の後半に、マルクス主義、ネオ・マルクス主義あるいはポスト・マルクス主義という狭い学問的な範疇で議論がされていた。特に、「相対的に自律する国家のイデオロギー装置としての教育」というアルチュセールの問題提起について、教育学の範疇で議論が盛んに行われた。

その議論では、アルチュセールやプーランツァスへの批判と擁護が交錯していた。アルチュセールによる国家の自律性を承認した時、国家政策として実施される公教育は、国家イデオロギーのプラチック（具現化のための行為）であるからである。一方で、国家の自律性を排除するのは、国家による公教育が歴史的な階級闘争による矛盾の止揚を阻害するためであった。

二人の議論への批判の焦点は、経済的土台が上部構造を決定するというマルクス主義の決定論テーゼと階級闘争史観の擁護であった。マルクス主義の最も核心的部分の議論であるだけに、マルクス原理主義からのアルチュセールやプーランツァスへの批判は徹底しており、史的唯物論の放棄、階級闘争理論の欠陥といった批判によって、プーランツァスが自己批判に追い込まれるまでに至った経過もあった。

とりわけアルチュセールやプーランツァスの資本主義国家理論における相対的自律性の概念は、マルクス主義陣営からの徹底的に批判された。その批判は、組織システムは自律性と従属性というパラドクスからは抜け出せないし、相対的自律性はその状況を説明できる便利な概念だが、曖昧なものであり分析概念とはならないというものだった。ゆえに、マルクス主義における国家理論家であるボブ・ジェソップは「相対的自律性という概念を、理論的ごみ溜めに投げ込む」<sup>(9)</sup>とまで言ったのだった。

このように、マルクス主義陣営からの批判が強かったのは、マルクス主義陣営にとって、国家の相対的自律性という概念は、まさに自らの理論的正当性を失いかねない脅威とも言えたからともいえる。ゆえに、その後、相対的自律性という概念とその実践を巡る議論は、アルチュセールの問題提起であった「国家のイデオロギー装置として学校教育」という限定された領域にとどまってしまった。こうした経過から、マルクス主義の陣営内部での「相対的自律性」という概念を巡る議論は、プーランツァス論争以降、教育学の分野を除いてほとんど省みられることがなくなったのであった。

しかしながら、グラムシ、アルチュセールそしてプーランツァスが示した相対的自律性という概念は、

国家システムと市民社会システムとの間に存在し、それらの関係性は歴史的に階級闘争によって決定されたものではなく、有機的知識人らによってシステムが再組織化されていく、という点を示したことは重要である。

ただし、マルクス主義からの批判のように、「相対的自律性」が分析概念になるためには、マルクス主義のイデオロギー的観点すなわち決定論から離れたところから再検討することは必要不可欠であった。そのため、後のピエール・ブルデューなどによる社会システム論に大きな影響を与えたことは疑いようがない。

しかも、システム間の相対的自律性の概念が成立する国家は、自由で民主的な国家を前提としている。プーランツァスが事例として挙げたように、資本主義であっても全体主義的かつ権威主義的国家というボナパルティズムに陥ったかつてのフランス、極端なファシズム国家体制になったナチス・ドイツ、そして今日の中国といった共産国家体制では、成立しない概念であった。

つまり、皮肉なことに、マルクス主義の理論が適応できる決定論的な抑圧的装置としての国家システムとは、彼らが批判の対象とした自由主義と資本主義に基づく欧米諸国などではなく、全体主義国家あるいは共産主義国家だったのである。

### 社会学における相対的自律性の議論

一方、社会学の伝統では、マルクス主義陣営内部での議論とは別の文脈で、システム間の関係性についての議論は蓄積されていた。それはエマニュエル・カントによる自律と他律における機能と道徳・倫理の分化への哲学的思考、そしてマックス・ヴェーバーによる文化システムの自律性への問題提起からといっても良いだろう。しかしながら、その後は、もっぱら社会システムというよりも、個人と社会あるいは自己と他者との人格的な関係性への議論が進められたのである。

自律とはカントによれば、自己決定であり、決定するのは自己を律する自己である。何を決定するのか。それは、自己を形成する上で必要な知識の再生産様式を選択、あるいは自己の再組織化を進めていく上で必要なメディアの選択である。したがって、自律とは選択の自由が保障されていなくてはならないし、自己決定によって生じた結果を引き受ける自己責任が伴うという他律的な関係が導き出される。

人格的な関係の議論であっても、ただ個人対個人の間と言語的コミュニケーション行為に、相対的な関係性の解を求めようとしたものではない。個人の存在と個人の意思や行為の「表れ」すなわち象徴的な個の存在との間のコミュニケーションによる相互作用である。

この自己と他者との象徴的關係にある相対的な自律性をもった相互作用という観点から、さらに検討を進めたのがブルーマーによる「象徴的相互作用」である。

「シンボリックな相互作用の水準にある人間集団とは、ひとつの巨大な過程である。人々がその中で、対象に意味を付与することで、自分の世界の中にある対象を、形成したり維持したり変容させたりする過程なのである。対象の意味が、人々が対象に対して行う指示と定義とを通して維持されない限り、対象はいかなる固定化された地位も持っていない。あらゆるカテゴリーの対象は、その意味を変化させられる」

「シンボリック相互作用論の立場からみた人間集団とは、そこにおいて対象が生成され、確認され、変容され、そして放棄されるひとつの過程なのである。人間の生活と行為とは、彼らの対象の世界で生じた変化と一致して、必然的に変化していくものなのである」<sup>(10)</sup>

ブルーマーの「シンボリック相互作用」とは、創発的内省による自己自身との相互作用すなわち自己言及性によって、自己のシステムの再組織化を進めていくことである。

このように、社会学の基本的な社会認識は、社会とは表象された個人の集合によって成立するものである。そして、個人の集合体によって組織された集合体の構造をシステムと定義する。その集合体としてのシステムのレベルは、全体社会から、個人を中心とした家族社会、あるいは統合された上位社会システムに従属する下位システムというまで幅広く理解される。その様々なレベルのシステムが相互にコミュニケーションを交わしながら、自己のシステムの再生産や再組織化を自己言及的に進めていくのである。

したがって、カント以来の伝統的な社会学の範疇では、システム間の相対的自律性という概念は、個人や社会集団間の、表象されたとしても人格的な関係性と相互行為を前提として、相互作用や相互浸透による相対的自律性を説明することになる。そのため、ユルゲン・ハーバマスのように、システムとは個人の人格的な集合体でありコミュニケーション行為の集合体であるから、そこには個人の持つ価値観や倫理観といった他律性の要素がシステム間のコミュニケーションに組み込まれているというのが所与の認識とされている。

ハーバマスと並んで社会システム間のコミュニケーション的行為の分析を進めたのが、ブルデューである。ハーバマスやブルデューといった社会学者は、マルクス主義の原理主義的議論とは離れて、社会システムの自律性を語った。それは、ルーマンにおいては、システムの自己言及・自己観察による自律的な変容をもたらすオートポイエシスであるが、ハーバマスにおいては「市民社会あるいは生活世界の自律性」であり、ブルデューにおいては、システムの再生産過程における「政治界の分化による自律性」である。ブルデューの理論におけるポイントは、システム間に存在する「界」の存在と、全体社会との間の相対的自律性である。

「実際には、界は（外的）圧力にさらされており、緊張をはらんでいます。ある物体を構成する諸部分を引き離す、切り離すように作用する諸力という意味での緊張です。界はそれを囲む社会世界に対して相対的に自律的であると主張することは、界の構造を構成する諸力のシステム（緊張）は界に加えられる諸力（圧力）から相対的に自立していると主張することです。いわば界はそれ自身の必然性、それ自身の論理、それ自身のノモスを発展させるのに必要な「自由」を持っているのです」<sup>(11)</sup>。

「政治界とはミクロコスモス（これはレイモン・バール氏の言葉です）なのだということと同じです。つまり、大社会世界の内部で相対的に自律的な小社会世界であるということです。この小社会世界のなかには、大社会世界の中にあるのと同じ多くの属性・関係・作用・過程を見出すことができます。しかしそれらの過程、現象は特別な形を取るのです。自律という概念に含まれているのは

このことです。つまり、界とは社会的マクロコスモスの内部の自律的なミクロコスモスなのです」<sup>(12)</sup>

ブルデューは、それまでのマルクス主義の陣営における相対的自律性に関する議論の転換を図ったと言える。社会システムにおける再生産プロセスを、階級闘争による決定論ではなく、社会的行為者のコミュニケーションによって偶然性をもたらすプロセスとしたのである。ただし、ブルデューは階級間の支配と被支配というマルクス主義的なシステム間の抗争を前提として語っている。ブルデューは、システム間に相対的自律性があることを認めながらも、システムを再生産の「界」と定義し、さらにシステム間にある階級闘争というマルクス主義的観点は残したのであった。

### ニクラス・ルーマンによる相対的自律性の棄却

以上の伝統的な社会学によるシステムへの認識論と理論とは異なる立場から社会システムの解明に取り組んだのが、ルーマンであった。彼は個人の価値観や倫理観などが間主観的に組みこまれない機能的な社会システムの解明に臨んだのであった。ルーマンの社会システム論では、社会システムとは、表象された個人や集団の集合ではなく、表象された個人や集団によるコミュニケーションの集合体なのである。こうした独特な理論的探求により、ルーマンはシステム間には相対的自律性などは存在しない、と指摘したのであった。

ルーマンは彼の著作の中で、直接的に「相対的自律性」について語ってはおらず、経済学上の用語としての関心を示している程度に留めている。ルーマンはシステム間の「相対的自律性」の解明はパーソンズの功績だとする一方で、それを批判的に乗り越えようとしていた<sup>(13)</sup>。そのため、ルーマンは社会学の伝統に基づいた社会システム論者であるパーソンズやブルーマーなどと異なり、社会システムを個人や集団の人格的な集合体として扱うことを拒否したのである。したがって、ルーマンはシステム間の相対的自律性とはシステムの独立性と依存性の問題であると言う程度に留めている<sup>(14)</sup>。つまり、ルーマンにおけるシステム間の相対的自律性という概念の議論は、伝統的な社会学上で語られるシステムを人格的な集合体とする見方からではなく、まったく異なる見方から考慮しているのである。

だが、ルーマンの認識と理論からしても、社会システムの相対的自律性とは、全体システムと組織システムとの構造的カップリングという意味構成による自己参照という概念と密接に絡むことは明らかである<sup>(15)</sup>。意味構成の自己参照は「価値」や「規範」を絶対的に排した自己のシステムであるはずはなく、自己のシステムの存在と自己決定も、他者の存在とその決定を引き受けなくてはならないからである。

ルーマンは、システム間の構造的カップリングあるいは相互浸透という概念を用いるのだが、システム間の相対的自律性ということについては言及がない。言及がないというよりも、相対的自律性の存在を否定している。それは、ルーマンの機能的な社会システム理論からすれば、単独のシステムはシステムとして自律し、他のシステムには閉じているのであるから、システム間の相互依存性は所与のものとしても、相対的自律性は考える意味もないことになるからである。

ルーマンの機能的な社会システム理論ではシステム間は閉鎖性を持っており、その閉鎖性を開放する作

動が意味の顕在化というコミュニケーションである。そのコミュニケーションの媒介である観察者が、様々なメディアすなわち権力、資本そして情熱を資源として活用し、自己言及的に自己のシステムの閉鎖性を開放するように作動し、自己の組織化と分化を自律的に行うのである<sup>(16)</sup>。ゆえに、ルーマンの機能的社会システム理論からすれば、システム間の「相対的自律性」という概念を念頭には置いていない。システムは相互に自律した存在というのが前提である。システムとシステムとの相互の関係性は、それぞれが自律しているのであって、システム間のコミュニケーションは自己のシステムの内部的な自己参照によって作動するものである。ゆえに、そこにはシステム間の相互依存性はあっても、それはシステムの閉鎖性の解除であって、他律性を受容するシステム間の相対性は存在しないことになるのである。

「自律性の追求とはシステムが — たとえば必要とする金銭をみずから稼ぐように — 自己を従属させるものを次第に自己の管理化に置くことだと言うこともできない。なぜなら、そのような試みによって達成されるのはせいぜい「相対的な自律性」にすぎず、システムはますます多くの環境を組み入れることによって結局はシステムとしての独自性を失ってしまうであろうから。われわれは、それとは反対の方向に視線を向けなければならない」<sup>(17)</sup>。

「あらゆる進化と同様、思想進化もまた、進化する連関、つまり相互依存性と独立性が並存する経験的実体を前提としている」<sup>(18)</sup>。

ルーマンからすれば、システム間のコミュニケーションとは、シンボルによって一般化された意味の顕在化によるシステムの作動であるから偶然であり、システムは他のシステムの自己言及的な再組織化を決定しないので、他律性は存在しないのである<sup>(19)</sup>。

「社会とは、すべての社会的作動だけから成り、その他一切を要素としない一個の社会システムである。このシステムは、自己の作動のレベルで、しかも作動によって、閉ざされている。つまり、このシステムはもっぱら自己の作動のネットワークにおいて、しかも自己の作動のネットワークによってのみ、自己の作動を再生産し、これによって、自己の作動に属さない環境からも区別される」<sup>(20)</sup>

ルーマンによれば、国家システム、政治システムあるいは市民社会システムなどのあらゆるシステムは、構造的カップリングしながら、相互に閉鎖性とコミュニケーションによる開放への動機づけという作動を行っており、システムはヒエラルキー的な秩序ではなく、システムは完全に自律的に自己の再組織化を進めていくものなのである。

「……全体社会の諸関係がもはやヒエラルキー的には秩序づけられなくなっていることを示している。それぞれの[機能領域の]自律性の発展は — 境界設定によって、また高度に選択的な利用によって — 互いに他方を支え合っている。これは、政治システムの自己記述に対してもしかるべき帰

結をもたらしている」<sup>(21)</sup>。

ルーマンとブルデューの理論の相違点は、このシステム間に存在する「界」という概念と、その概念が示す生産システムにおける階級間の権力関係である。ルーマンはシステム間にはそうした支配や被支配といった関係性を見ないが、ブルデューにとってのシステム間のコミュニケーションとは、システム間の権力構造そのものなのである。ルーマンにとっては、システムの構造的カップリングによるパラドクスであるが、権力の作用による構造的なシステム間の従属性は見ないのである。あくまでも、政治システムにおいて自己言及的に、かつ蓋然的に権力に追従する姿を見せるだけである。逆に、「構造的カップリングが数多くあれば、システムの自律性も強化されるのである」<sup>(22)</sup> というように、コミュニケーションによって作動するシステムの自律性を見るのである。ルーマンによれば、システム間の権力関係とは、パラドクスが政治システムにおいて存在しており、それは解決不可能な関係性を正統化する価値すなわち民主政という価値によって、正統化されているのである<sup>(23)</sup>。

ルーマンの「構造的カップリング」も、ブルデューの「政治界」も、それぞれにシステム間のコミュニケーションには相対的關係性があると同時に、それぞれのシステムが自律しているという概念であり、統治と被統治という政治システムの中における解決困難なアポリア、すなわちシステムは自律すると同時に他律的に従属しているというパラドクスを解析していく上での前提となる、重要な概念ではある。

だが、ルーマンもブルデューも相対的自律性の概念の議論については沈黙を保ったし、ルーマンの追随者においては、相対的自律性という概念そのものを、システムの理解上意味のないものとして棄却したのであった。システムは自律するからシステムとして成立するのであって、相対的に自律するというシステムは存在し得ない、というのが彼らの主張であった。

「オートポイエティックな作動の再生産は、要素の統一性と、その要素が属するシステムの統一性と、システムとその環境との境界を、同時に産出する。このように理解するならば、この概念の徹底性ゆえに、「相対的な自律性」などという観念は排除される。システムはオートポイエティックであるか、そうでないか（そのときは、システムと呼ぶことはできない）、そのいずれかである」<sup>(24)</sup>

ルーマン自身も、システムの自律性についてはオートポイエシスの理論に基づいて、多く語るのだが、システム間に相対的な自律性があることについては明確に示すことは避けている。ただ、「社会学は危機と抵抗の科学であるという先入見を、ひとつの相対的に自律的な（したがってそれ自体でさらに批判可能な）概念構成法でもって置き換えたということが、まさにパーソンズの理論の功績であった」<sup>(25)</sup> といい、そして経済学上にそうした概念の議論がある、というように指摘するだけにとどめている。

ルーマンにおけるシステムの自律性の議論は、コミュニケーション行為論の範疇ではなく、あくまでも機能論の範疇にとどめている。コミュニケーションによってもたらされる作用について、心的システムとの関係性を視野には入れているものの、システム内の自己言及的なオートポイエシスについて機能的な側面のみ、論証の対象としている。したがって、そこにはカント的他律性、すなわち道徳や倫理

といった概念が入り込むことを前提としていないのである。むしろ、そうしたカント的他律性についての議論を排除しているのである<sup>(26)</sup>。

ルーマンがシステム間の他律性を承認するとしても、それは統治と被統治という機能的な意味だけである。よってシステム内の再組織化や再合理化に他律性が内在したとしても、再組織化や再合理化が他律的に決定されるものとは意味が異なっているとしているのである。

実際、機能的社会システムにおける他律性を前提としてはいないものの、ルーマンは「金融」を事例として挙げて、システム内に他律的な要素が入っていることを否定しない。入っていることを否定しないものの、それはシステム内の要素にすぎず、オーポイエティックにシステムの再組織化や再合理化に介入するものではないのである。

このように、ルーマンの社会システム論は個人の集合である人格的社会におけるコミュニケーションの理論的探求を行うことを徹底的に拒否した。その上で、個人の集合である社会が表象された存在によるコミュニケーションの集合体としての機能的社会システム間でのコミュニケーションを探求したのである。

## 議論の整理と焦点

システム間の相対的自律性の議論を進めていくためには、過去の議論の経過を見ておく必要があった。それは、マルクス主義陣営でのイデオロギー的論争の焦点であった「システム間の相対的自律性の有無」を考慮した上で、社会システム間の相対的自律性とはどのように作用しているのかという基本的な認識論の検討に進むことにある。そして、本稿での議論の焦点は、相対的自律性を単なるシステム間の独立性と依存性という問題へと縮減させたルーマンの議論への批判的検討を進めることになる。それは、マルクス主義者によって「ごみ溜め」に入れられ、ルーマンによって棄却された概念を、再び取り戻し、それをさらに洗練された概念として再考していくことになる。

その問題意識の前提となるのは、以下のようなものである。第一に、相対的自律性は、マルクス主義唯物史観に囚われた国家理論の範疇にだけにとどめておくような概念ではないことである。そして、第二に、ルーマンの所見のようにシステム間の構造にはコミュニケーション機能による決定論が意味を持たなくなったと同時に、すべてのシステム間の関係性はコミュニケーション行為による機能が構造を変容させることから、自律的であり相対的であることについては合意ができていないかということである。

したがって、次のステップでの議論の焦点は、①表象された個人や集団のコミュニケーションであっても、その基礎付けは個人の持つ意思や感情であるから、機能的社会システム間のコミュニケーションにおいても、システムの作動によって始まる自己の再生産あるいは再組織化には、他者による決定がすでに所与のものとされているのではないか、という点である。

そして②システム間に相対的自律性が存在するの否かではなく、システムは環境との間に自律性を持つとしても、それは環境の中に組み入れられている他のシステムによる他律性が、どのようにシステムの自律的決定のプロセスに組み入れられるのか、ということである。

これらの議論の解決の糸口が、ルーマンの見立てである社会システムの機能的社会システムと、社会学の伝統に則った行為的社会システムとの明確な区分にあると同時に、システム間の構造的カップリングに相対的自律性が内在していることにあることを、次章から検討していきたい。

## 機能的社会システムと行為的社会システムとの区分

ルーマンの社会システム論におけるシステムとは、個人と社会の諸集団の人格的コミュニケーションによって構成されるものではない。形式としてシンボル化され一般化された個人や諸集団の間でのコミュニケーションの集合体が社会システムである。

ルーマンの機能的社会システムとは、比喩で示せば「官僚システムという顔の見えない官僚群によるコミュニケーションの集合体」である。固有名詞を持った個々の官僚の集合ではなく、シンボル化し一般化した、すなわち顔の見えない形式となった官僚群によるコミュニケーションの集合体である。一方、顔の見える官僚すなわち固有名詞を持ったままの官僚による人格的コミュニケーションによって構成されるシステムも並存している。それが、行為的社会システムである。

この機能的社会システムと行為的社会システムとの区分に、システム間での相対的自律性に関する議論に加わることに對してルーマンが拒絶していた理由がある。

ルーマンによれば、シンボル化された個人や諸集団の間でのコミュニケーションによる動機づけによって閉じたシステムが自律的に開けられる、すなわち機能的社会システムの再組織化が自律的に起動するのである。したがってシステム間のコミュニケーションによって、その起動が相対的に始まるものではないし、自己の再組織化や分化が他者によって決定されるものではないがゆえに、システム間の相対的自律性について、ルーマンは考慮の外としているのである。

その点については、ルーマンは存在としての個人や集団の人格的集合体を社会システムにおいては、相対的な関係性があることを否定していない。しかし、ルーマンが解析しようとする機能的社会システムにおいては、システム間のコミュニケーションとはシステムの起動そのものであるから、そこに他律性を考慮する必要がないのである。

ルーマンが射程とする機能的社会システムには、コミュニケーションによる相互作用についてはシステム間の構造的カップリングと相互浸透という概念のみを用いており、「相対的自律性」という概念を用いることはない。それは、システム間に構造的カップリングしている心的システムとしての自律性が、外部システムを相互に参照し合うという意味だけの限定された意味の他律性が存在することを前提として語っているからである。

「相互行為システムが自律的に（つまり内発的に）作動し、つねに自己独自の歴史を継続していくものだからといって、組織や社会を参照することがないわけではない。そのことは、〈自律的・自己塑成的な相互行為システム〉というテーゼと矛盾しない。なぜなら、これらの参照は、相互行為においてのみ、また、それによってのみ、明らかにされるからである」<sup>(27)</sup>。

しかしながら、ルーマンの理論においても、シンボル化された個人や諸集団のコミュニケーションの集合である機能的社会システムと、個人や諸集団で構成される行為的社会システムの間は、構造的カップリングによる相互浸透によって、それぞれのシステムが再組織化されるのではないだろうか。そうであれば、構造的カップリングの中にも、行為的社会システムに不可避な他律性がすでに内在するのではないか、という疑問が湧き上がる。

したがって、ルーマンの理論をさらに追究すれば、以下のようなになる。すなわち、システム間の相対的自律性の存在を無意味なものとして否定するのではなく、ルーマンは他律性の存在を心的システムの要素として前提としているものの、それはカント的道德や倫理という人格的な他律性の問題であるから、ルーマンの探求の射程である機能的社会システム論では探求の対象としていないということである。

もし、システムの自律性を他のシステムとの依存性だけの問題とするならば、心的システムとの構造的カップリングや相互浸透によるシステムの再組織化あるいは再合理化という再生産システムの機能は、機能的社会システムと行為的社会システムの間では、十分に説明できない事態になる。

確かに、ルーマンの理論に準拠すれば、システムは環境との偶然のコミュニケーションによって自己の再組織化を始動されるに過ぎないから、機能的な再組織を他律的には決定されない。その意味の範疇ではシステムの相対的自律性は存在しないし、検討する意味もない。しかし、ルーマンもシステム間の構造的カップリングと相互浸透によって、他者のコードすなわち道德や倫理あるいは規範をシステム内部に受け入れて再組織化を進めていくことは認めている。

それは、システムは自律的に他律性を受け入れるというシステム間の自律性と他律性のパラドクスとは、シンボルが一般化されたコミュニケーション・メディアによって作動が動機づけられるシステムは機能的に自律しているが、他方で個人と社会との人格的コミュニケーションによって成立されている心的システムにおいては、自律的に他者の他律性を自己の再組織化に道德的あるいは倫理的に受け入れているということになる。

すなわち、システムの相対的自律性とは、ルーマンの研究対象としたシンボルが一般化された機能的社会システムにあるのではなく、個人や集団間の人格的コミュニケーション行為によって他者の決定による道德や倫理を自律的に受け入れている行為的社会システム間に存在する概念なのである。機能的社会システムと行為的社会システムとを明確に区分するがゆえに、ルーマンは相対的自律性への探求を拒絶したのであった。

だが、システムが他のシステムに従属した機能を持つことはないという意味でシステムは自律していると同時に、機能的社会システムと行為的社会システム間でのコミュニケーションでは、他者の決定したコードを受け入れるという意味で相対的に自律した関係性を持つのではないだろうか。

## システム間の構造的カップリングと相互浸透

システム間の構造的カップリングと相互浸透は、ユンベルト・マトゥラーナとフランシスコ・パレーラによって提起された概念であり、それをルーマンがさらに精緻化した概念である。システム間の相互作用とは、どのように実践されるのかを説明するのが、構造的カップリングと相互浸透である。社会シ

システムの複雑性と、その変容の相互作用を考察する限り、それぞれのシステムが独立しているとしても、相互に環境となる関係性を持ったものとして考察せざるを得ないのである。これらの概念は、システムは自律すると同時に他律するがゆえに相対的であり、さらに自律するためにも、他者による決定すなわち他律性を受容するというパラドクスを解明するためにも有効である。

だが、ルーマンはシステム間の構造的カップリングと相互浸透の概念を用いても、システム間には依存性の存在があるとするだけで相対的自律性を棄却する。なぜなら、機能的社会システムは相互に閉鎖された「界」であるがゆえに、自律している。そのシステム内部の再組織化あるいは再合理化の作動がシステム間でのコミュニケーションによって作動するのであり、作動した後は、システムによる自己言及的に自律的に実践されるから、他律的決定を受けることはないとルーマンは判断しているからである。

しかし、機能的社会システムと行為的社会システムとの間においても構造的にカップリングするから、行為的社会システム内部の再組織化には他者によって決定された法、道徳、倫理あるいは規範といったコードが組み込まれる。したがって、この意味からは社会システム間での他律性を排除はできないのではないか。

音楽や絵画といった文化システムにこの構造が表れている。音楽は文化システムとして自律しているが、その中で実践される曲目の動機、旋律、リズムそして音調変化さらに楽典（音楽理論）は、他のシステムと無縁ではない。他のシステムとの構造的なカップリングが存在している。バロック音楽の調和からロマン派音楽そして現代音楽に至るまでの音楽の自己再生産システムには、それぞれの時代の哲学、政治、経済さらには絵画などの他の芸術によって再生産されていたコードを、内部に受け入れている。

例えば、古典派の天才モーツァルトは宮廷音楽の範疇を超えつつあったが、当時の音楽界を支配していたコードを超えられないままになった。シューマンは作曲にカント哲学の二項対立というモチーフを積極的に取り込んだ。ロマン派の巨匠ワーグナーは、音楽と劇場芸術そしてドイツ観念論哲学の融合を果たし、その政治的影響はナチスのヒトラーにまで及んだ。旧ソ連のショスタコーヴィッチは時の権力者だったスターリンの宣伝道具となることを拒否できなかった。そして、米国のバーンスタインは、映画という当時新興していた文化システムとのカップリングを実践して成功した。

さらに、市民社会システムを眺めてみよう。市民社会システムは経済システムや法システムと構造的カップリングし、そして相互にコードが浸透している。市民社会システムにも経済の論理、倫理そして規範がコード化されている。合理性、効率性そして現在の日本で語られる成果主義は、経済システムの規範がそのまま市民社会システムに適応されている。そのため、市民社会システムも経済システムによって再生産されるコードによって様式化され形式化されている。

一方、経済システムも市民社会システムからコード化されている。企業コンプライアンス、アカンタビリティあるいはCSRと言われる企業の社会貢献、さらには社会資本（収益を社会に還元する企業）といった様式は、すべて市民社会システムからのコードの浸透の結果である。

こうした様々なシステムの構造的カップリングをルーマンは「金融」と呼んでいる。つまり、他者から融資を受けた資金を、自己の意思で自律的に使う、という意味である。システムは他のシステムとのコミュニケーションによって、権力や資本といったメディアの交換を行うが、そのメディアはシステムの自律的な再組織化と再合理化を担う要素となるのである。

だが、自律的な「金融」の使用においても、他者による決定を受け入れざるを得ず、自律的に使用ができるようにはなっていない。「カネには色がついていない」のではなく、すべての資金には色が付けられているのである。あるいは、「カネの価値」は他者による決定である。つまり、他者の政策的意思が、すべての金融資金に詰まっているのである。「金融」において自己のシステムが自律的に使用できる資金は、他者による決定を受け入れた範囲にとどまるのである。

このシステム間の関係性は、システムの自己言及性によるシステム内部でのコード化すなわち再組織化と再合理化が積み重ねられていくほど、システムは自律的にシステム内部でのコードを蓄積していき、皮肉なことにますます他者の決定を受けようとして自律的に決定していくのである。その結果、システム間の相対的な相互浸透の関係性が強まっていく。

自律性と従属性がパラドクシカルに同居する空間が、相対的自律性が現れる場所としてのブルデューの「界」あるいはルーマンの「構造的カップリング」であると議論してきた。自律性だけでは相対関係は生まれず、従属性だけでも生まれない。自律性と従属性というパラドクシカルな価値の同居によって、はじめて相対的自律性が現れるのである。

相対的自律性には自己のシステムを再組織させていく上では蓋然的であり、絶対的あるいは決定的な要素は何もない。だが、表象された機能的社会システムと行為的社会システム間の相対的自律性は厳然と存在しているのである。

両者はシステムとしては自律しているが、構造的カップリングの結果、行為的社会システムにおいては自己のシステムの再組織化に、他のシステムからのコードの浸透を自律的に選択しながら相互に進めるのである。ルーマンはその選択が強制的なものである場合があることも認めている<sup>(28)</sup>。その選択圧力とは、選択の自由の名目の下で、他律的なコードを自己の再組織化に受け入れるか否かというものに他ならない。

「相互浸透は異なるシステムを統一体とするのではない。それは、神秘的合一 (unio mystica) ではない。相互浸透は、諸要素 — つまり、ここでは、体験や行為といった出来事の統一体 — の再生産という作動水準においてのみ進行する。あるシステムがそのシステムの出来事と出来事の継起を再生産している際の、いっさいの作動、いっさいの行為、いっさいの観察は、同時に他方のシステムの中でも生起している。そうしたことは次の点に注意しなければならない。あらゆる作動は一方のシステムの行為であると同時に他方のシステムの体験であり、さらにこのことは行為と体験との外在的な同一化であるだけでなく、同時にその行為の再生産の条件となっていることに留意されなければならない」<sup>(29)</sup>

この複雑なシステム間の相互浸透においては、機能的社会システムと行為的社会システムは、明確に区分されなくてはならない。そして、区分されると同時に、機能的社会システムと行為的社会システムは構造的カップリングしており、それは観察者あるいはエージェンシーによる相互浸透機能によってこの複雑な関係性のもとでコミュニケーションし合っているのである。

したがって、機能的社会システムにおける相互のシステム間では相対的自律性は存在しないが、行為

的社会システムは、相互に他律性を受容し合う相対的自律性を持っているのである。

この一見するところ矛盾した存在である相対的自律性の二つの意味合いは、矛盾ではなく、システムのレベルの明確な区分によって表れる。行為的社会システムの相対的自律性への作動も、機能的社会システムにおけるコミュニケーションによる構造的カップリングによる自律的な機能の作動なのである。

簡潔に言えば、行為的社会システムには絶対的な自律性は存在し得ないのであって、自律性はすべて他者の決定との間で相対的ということである。一方、ルーマンが射程に入れているシンボル化されたコミュニケーションの集合体としての機能的社会システムには、システム間の相対的自律性は存在しない。しかし、あらゆる社会システム間は構造的にカップリングしていることから、様々な他律性は相互浸透のプロセスの中に存在しているのである。機能的社会システムと区分された行為的社会システムとの間の領域には、システム間の相対的自律性が存在しているということが明らかになるのである。つまり、相対的自律性とは、ルーマンのいう機能的社会システム間の独立性と依存性という問題とは、機能的社会システムや行為的社会システムとの間に存在する構造的カップリングの中に相互浸透している他律性の存在なのである。

## システムの自律性と閉鎖性

植物の再組織化はオートポイエティックに行われる。しかし、植物が置かれている環境とのコミュニケーションで獲得できる空気、光、水そして栄養分は、すべて他の環境システムの中で自律的に再生産されたものである。他者の自律的な再生産による成果物の恩恵を受けなければ、すなわち相互浸透的に他律性を受け入れなくては植物はシステムとして成立しない。

この比喻からは、あらゆるシステムは相対的かつ相互依存的な存在であり、しかも、意図していない他者の決定を、自己の再組織化の中に受け入れざるを得ないという判断になろう。しかしながら、ルーマンはそうした植物においても、環境に従属したとしても、環境によって他律的に自己の再組織化が決定されるものではないという。システム間のコミュニケーションは、自己の再組織化の自律的な作動というテーゼにしたがっている。

ゆえに、システム間の相対的自律性を議論するためには、システムと環境とのコミュニケーションによって変容が発生する要因が、自己のシステム内部にはないシステムの環境に存在する異なる様々な外部的要因を、システム内部に浸透させる機能を考慮に入れていかななくてはならない。

システムの自律性は自己のシステムを再組織化と分化させていく作用だが、それは自己言及性によって成立する。つまり、システムの自律性とは、システム内での観察者による自己言及性による再生産のプロセスにおけるオートポイエティックなシステム分化と再組織化である。

ルーマンによれば、自己自身による自己のシステムの再組織化とは、自己による自律的かつ自己言及的な動きであるから、他者との相互関係性を示しているものではない。ルーマンにすれば、システムは相対的に自律しているものではないからである。システム間のコミュニケーションによる相互作用は存在するが、それはシステムの中に他のシステムが介入するのではなく、自己のシステムが自己言及的に自己の再組織化を進めていくための閉鎖性の解除の起動なのである。

その際、システムの分化とはシステムの分解パラダイムではなく、システムの創発パラダイムである<sup>(30)</sup>。

「ある社会システムが回帰的なネットワークとして互いに接続するコミュニケーションを構成するや否や、システムは完全に自律的に作動する。自律性は確かに自給自足を意味しない。オートポイエティック・システムは多数の環境前提に依存している。オートポイエシスの概念は自己維持的システムの作動上と情報上の閉鎖性を指示している。しかし、この概念は決して（因果上の）孤立を意味していない。このかぎりシステムと環境の間に多様な相互依存と因果関係が存在することは否認されない」<sup>(31)</sup>

システムの創発パラダイムとは、システム内で政策や各種コードによる決定であり、その決定による成果への責任の遂行のことである。その決定や責任は、システムにより自己言及的に行われることにより、オートポイエティックに再生産される。それは、永遠に続けられていくから、最終的な審級は存在しない。アルチュセールやブーランツァスは、古典的マルクス主義を批判的に再構築しようとしたものの、唯物史観や階級闘争史観を捨てられず、この最終的な審級という観点をも捨てることはなかった。ブルデューも自律性と自己言及性について、次のように語っている。

「『自律的』とは語源的に『自分固有の法、ノモスを持つ』『自分の機能の原理と規則を自分の内に持っている』ということの意味します。隣のマイクロコスモスでは通用しない、それ固有の評価基準が作用する世界です。普通の社会世界の法則とは異なる、それ固有の法則に従う世界です」<sup>(32)</sup>

だが、このシステムにおけるオートポイエシスによる自己言及的な再生産への見方からは、救済的、最終的かつ決定論的な審級の存在をはじめから想定し得ないのである。

それは、ルーマンによれば、システムの自律性とは、システム間のコミュニケーションにおけるシステムの閉鎖性を開ける二重の偶然性によって作動するからである。一方のシステムだけの偶然性では、システム間の閉鎖性は解除されない。システム間の閉鎖性を解除して、コミュニケーションを取り合いながらシステム内部の組織化と分化を始めるのは、決定ではなく、偶然性によるものなのである。偶然性によって閉鎖性が解除されたシステムが、自己言及的に自己の再組織化を進めるのであるから、社会システムの変容はマルクス主義のような決定論では語れないのである。システム間のコミュニケーションは複雑であり、多様であるために、どこにも決定的な作用は存在しない。

### システムの自律性と閉鎖性

システムは単一のシステムだけでは存在し得ず、他のシステムの集合すなわち環境があって、はじめてシステムとして存在し得ることが、システム間の相対性の前提となる。だが、この相対性とは、他者からの介入をシステムが受けるという意味ではなく、いずれのシステムも他のシステムなしには存在できないという意味で相対的である。

仮に絶対的自律性というものが存在するとすれば、それは単一の政治システムだけが存在し、政治システムが他のシステムを絶対的に支配している社会である。ゆえに、政治システムが絶対的自律性を持った国があるとすれば、極端な政治的かつ社会的専制体制の国である。しかしながら、完璧にまで絶対的自律性を持った政治システムである国であっても、絶対的自律性を担保している恐怖政治が緩めば、全体システムの中にあるサブ・システムは自律性を持ったものになっていくのである。

ブルデューによれば、社会学の伝統から政治システムの関係性を眺めれば、個人と個人あるいは集団との間には権力と資本による統治、被統治の関係性がある。システム間の権力的な力の差異は存在する。その差異によるシステムの広さ、大きさは、システム間のヘゲモニーによって形成される。この点については、ルーマンからすれば、ヘゲモニーの構成要因は、システム内における権力、資本、情報そして情熱の集合の質と量であろう。

個人を統治するのは、個人システムだけである。すなわち自己統治である。ブルデューは、それを「自己客観化」と呼んでいるが、個人を客観視できるのは、個人ではなく個人から表象された機能的な個人システムだけである。すなわち、自己統治とは、個人が個人を統治するのではなく、機能的な社会システムにおける個人システムが行為的社会システムの主体となる個人を統治するのである。つまり、政治システムと社会システムは、相互にコミュニケーションを複雑かつ多様なエージェンシーを通して実践（プラチック）するのである。

「自律的な界の自己閉鎖は理性の生成と理性の基準性の実効性との歴史的根元です」<sup>(33)</sup>

一方、ルーマンは「コミュニケーションのみがコミュニケートできる」という。それは、媒介としてのエージェンシーの活動によって表象されたコミュニケーションが、相対的な関係性をもってシステムとコミュニケーションし合うという意味である。

そして、システムは閉鎖性を持つがゆえに、システムは自律している。その閉鎖性を開けるのが、他のシステムからのエージェンシーを通じた二重の偶然性による「呼びかけ」と「応答」である。そのシステムの閉鎖性の「開け」は、必然的でも決定でもなく偶然である。

つまり、ルーマンにすれば、システムとシステムとのコミュニケーションには、シンボルによって一般化されたメディアがあるだけで、システム間にはブルデューの指摘のように統治と被統治という権力的な関係性はないことになる。機能的な社会システムの間における相互の独立性（independence）と依存性（dependence）の問題だけとなるのである<sup>(34)</sup>。

### システムの自己言及性にある依存性と他律性

ルーマンは相対的自律性の概念を、システム間の独立性と依存性の問題としたのだが、我々の問題意識が改めて異なったものとして表れる。それは、相対的自律性とは、機能的な社会システム間の独立性と依存性の問題ではなく、機能的な社会システムと行為的社会システムとの構造的カップリングにおける、システム間コミュニケーションに内在される自律性（autonomous）と他律性（heteronomy）との問題だということである。

ルーマンのいうシステム間の依存性の問題とは、従属性（subordination）と近似している。しかし、依存性や従属性と他律性とは根本から異なる性質を持っている。ルーマンは依存性（従属性）に関心を払っているが、我々の関心は、もっぱら権力や統治としての関係性に表れる他律性にある。

依存性、従属性そして他律性は、他者の決定に自己が従うことであるという意味では同じである。だが、まず自己の意思において両者には大きな違いがある。依存性と従属性は、自己の意思に反して、他者の決定に従うことであるから、自己の意思と他者との決定は異なるまま継続する<sup>(35)</sup>。一方の他律性は、他者の決定に自己の決定そのものを委ねてしまうことである。依存性や従属性には、自己の意思は隠されて持ち続ける。しかし、他律性は、自ら進んで他者による決定に従うのであるから、自己の意思は、最初の従うという決定のみであって、その後は自己の意思は集団の意思と同一になり消失する。

ゆえに、行為的社会システムにおける他律性とは、カントが指摘したように、社会の中で集合的に決定された道徳、倫理あるいは規範に自己が積極的に従う義務や責任という意味となるのである。

カント的観点からは、他律性とは全体システムと組織システム、そしてシステムとサブ・システムとの間の法や規範あるいは倫理による権力的関係性である。いわば、自己統治と被統治、支配と被支配の同一化の関係性である。したがって、人格的な行為的社会システム間のコミュニケーションには、それぞれのシステムに自律性による統治があると同時に、他者の決定による統治を引き受けるという、自律性と他律性というまったく矛盾する権力的関係性が同居していることになる

権力関係においても、意味が異なる。依存性や従属性の持つ権力関係は、選択の余地がない上下関係が前提となる。支配者と被支配者、統治者と被統治者という関係である。従属性は他者の権力関係の中に、同じものではないことを前提として従うことである。神に従属する者であるという異端とされた教義を、subordinationism というように、従属性には、結果的な同一性は保障されないのである。

一方の他律性とは、システム間の上下関係という権力関係よりも、並立的である。異なる他者との同一性を志向する意思が他律性である。つまり、「暗黙の了解」とされる他者が決定した道徳、倫理あるいは規範に従い、社会の中での自己と他者との同一性を保とうとするのである。

ルーマンもシステム間のコミュニケーションにおいて、自己のシステム内部での自律的決定に他者による影響を受けることは否定していない。他のシステムとのコミュニケーションには、他のシステムが保有する権力、資本、情報そして情熱がメディアによって媒介され、システム間で相互浸透するからである。ただし、影響は受けても、コミュニケーションによる偶然の結果であって、決定されたものではない。ルーマンの理論からすれば、コミュニケーションによってシステムは自己言及的に再組織化を作用するのであって、他のシステムの決定に、決定論的かつ必然的に従うという他律性を持たないのである。

だが、ルーマンが述べるようにシステムは他のシステムの決定に関与しないということは、果たしてそうであろうか。国家システムの中で生成される法システムは、社会システムに対して、システムの組織化の方法論や規制を含めて、社会システム内部では意図しないにもかかわらず非常に強い介入、すなわちサンクションを伴う法秩序が暗黙の了解のうちに形成されているから、システム化とはそもそも他律性を持ったものではないだろうか<sup>(36)</sup>。

ルーマンは法のサンクションを伴う強制性さえも、システム間の法による他律性の受容という見方を

しない。むしろ、他律性は自己のシステムの自律性による再組織化と分化をより強めるものとしているのである。

「周界とシステムの複合性、システムの分化終了とその内部の機能——構造的分化およびシステムの相対的自律性——これらとはにかくもともに増加能力を有するそれぞれの変数である」<sup>(37)</sup>

他者の決定を受容しながら自己を組織化するという他律性については、パーソンズの相互作用・相互浸透という概念の中には見ることができる。しかし、ルーマンは同じ概念を使うとしても他律性を否定するのである。

「相互浸透とは作動面で閉じた二つのシステムの特権的關係であると推定されるが、それによって両システムは、相互に攪乱しあうという循環的關係において、特別のねらいをもった効果的な刺激を互いに与えあうことができるのである。このことは、それぞれのシステムにとって、相手方のシステムの複雑性の構成に貢献するということを意味するが、相手方のシステムの作動に介入する、あるいはその複雑性を制御することができるといったことをまったく意味するものではない」<sup>(38)</sup>

すなわち、ルーマンの指摘は、システム間の他律性とは、システム間の依存性（この場合は独立していないという意味）の問題であって、自己のシステムの再組織化や分化には、他のシステムによる決定にはまったく影響を受けないというのである。

だが、それはシステム間の相対的自律性をシステム間の依存性という別の概念に置き換えただけであって、またそれゆえに、システム間の相対的自律性の存在を否定してしまったのである。システム間の構造的カップリングによる相互浸透すなわちコード浸透は、他律性というすでに他者によって決定されたコードが、コミュニケーションによって作動する自己の再組織化によってシステム内部に組み込まれるのである。ゆえに、システム間のコミュニケーションには、システムの閉鎖性の解除とともに、システムに内部化されているコードが相互浸透によってシステム内部の再組織化に組み入れられていくのである。

確かに、機能的社会システムの間でのコミュニケーションは、システムの内部の自律的な自己言及性を呼び起こす作動である。その機能は自律的である。しかし、ひとたびシステム内部での再組織化が始まってしまえば、その再組織化がすべて自律的なコードだけではなく、「暗黙の了解」とされる他者の決定すなわち他律性をもったコードが相互浸透し、システム内部に組み込まれていくのである。このシステム間の構造的カップリングにおける相互浸透という限定された範疇と意味において、システム間には行為的システム間のコミュニケーションによって了解された「暗黙の合意」が存在しているのであるから、相対的自律性が存在しているのである。

## 相対的自律性を「ごみ溜め」から呼び戻す

グラムシによる市民社会論におけるヘゲモニー概念の持つ意味の提起から始まり、マルクス主義によって陳腐な概念だとして「ごみ溜め」に入れられ、かつブルデューとルーマンという二人の理論家の議論でも、慎重に語られると同時に、ルーマンによって棄却されていた相対的自律性という概念について、その再評価の重要性を指摘してきた。

マルクス主義陣営とりわけジェソップなどによって、「概念のごみ溜め」に入れられていたがために、その概念としての意味や理論的発展性について、これまで省みられることもなくなっていた。だが、相対的自律性という概念には、まだ探求を深めていかななくてはならない余地が多く残されている。

ブルデューやルーマンも、相対的自律性という概念を念頭におきつつも、システム間のコミュニケーションによる決定論を避けるために、慎重にその使い方を回避していた。だが、ブルデューやルーマンなどによる社会システム論の理論的発展性を目指すとするならば、再びその重要性を再評価する必要がある。彼らの慎重な姿勢から前進していくことによって、社会システム論における重要な課題である、システム間の相対的な関係性すなわち自律するために他者の決定を受容するというパラドクスへのより深い考察の領野が広がるのである。

それは、ルーマンの立場のように、概念的かつシンボル化されたコミュニケーションの集合体である機能的社会システムのレベルの議論にとどまらない。例えば、ブルデューが格闘したように、現実の政治的「界」における中央政府と地方自治体との関係性を、今後どのように政策的に志向していくべきかという実践についても、重要な示唆を与えてくれる。行為的社会システムの中に形成されている地方自治システムは、中央政府との従属的なサブ・システムすなわち自律すると同時に他律することに留まらざるを得ない。だが、同時に、機能的社会システムの領域では、明確に自律したシステムとして機能しているという理論的な根拠を用意できるからである。

つまり、地方自治体という組織サブ・システムは、自律的に自己のシステムの政策を決定する一方で、それと同時に、中央政府という組織システムによって自律的に決定された法や規範を順守するという、自律と他律という二律背反的な関係性を持つことが、相対的自律性という概念を再検討することによって理論的に説明できるのである。

ゆえに、まず相対的自律性の概念そのものの、再検討をして行かなくてはならない。それは、マルクス主義陣営が否定したように抑圧された階級の「解放」を阻害するイデオロギー的概念でもなく、非マルクス主義陣営が否定したようにシステムの自律性の存在を否定する理論的概念でもない。機能的社会システムはコミュニケーションによって自律的に自己の再組織化を作動させ、それと構造的にカップリングしている行為的社会システムはシステムの自己言及性による実践を通じて、他者の決定を自律的に受け入れるというパラドクスを説明するという分析的な概念としてである。

それは、ルーマンが敢えて視線をそらした「相対的自律性」という概念への探求は、システムの独立性の喪失と依存性という方向に向かわせるのではない道の模索となる。その道とは、ルーマンが固執した機能的社会システム論におけるコミュニケーションの自律的機能のみにとどまるものではない。確か

にルーマンの理論のように、機能的社会システム間には「相対的自律性」は存在しない。だが、再び行為的社会システム内のエージェンシーがどのように相対的に社会のコード化を促進するかという点を考察すれば、人格的なコミュニケーションによる行為的社会システムのコード化というものが、行為的社会システムの間では「相対的自律性」にしたがって、自己のシステムの再組織化あるいは再生産している姿が浮き彫りにされるのである。

そうでなければ、システムの自律性と構造的カップリングによって機能的社会システムの再生産と再組織化が進むにつれて、行為的社会システム内でのコード化すなわち他律性による制御がますます広がると同時に、複雑性を増しながら強まっている社会の変容を説明できないのである。つまり、行為的社会システムと機能的社会システムは、全体社会システムに二律背反的に区分されて存在している裏側と表側なのである。

以上の探求によって、グラムシ、アルチュセールそしてプーランツァスが探求したシステム間の相対的自律性という概念の持つ今日の意味も明らかになってくる。彼らの探求したシステム間の構造は決定論として語れないというテーゼは、社会システムとは他のシステムの介入を受け入れない自律性を持つシンボルによって一般化された機能的社会システムと、人間の道徳や倫理といった他律性をパラドクシカルに受容する行為的社会システムが並存した構造である、という言明によって裏書されるのである。

#### 〈注〉

- (1) 本稿で使用する社会システムとは、広義の意味として政治、社会、経済あるいは文化システムなどの総体である。
- (2) カント, 1979年, p. 85.
- (3) グラムシ, 2001年, pp. 156-157.
- (4) グラムシ, 2001年, p. 161.
- (5) グラムシ, 1999年, p. 111.
- (6) ラクラウとムフ, 2000年, p. 84.
- (7) ラクラウとムフ, 2000年, p. 82.
- (8) アルチュセール, p. 44. なお, アルチュセールは国家のイデオロギー装置として, 宗教, 学校, 家庭, 法律, 政治, 組合, 情報, 文化を列挙している。同書, p. 36.
- (9) ボブ・ジェソップ『国家理論』第3章, p. 153.
- (10) ブルーマー, 1991年, p. 15.
- (11) ブルデュール, 2010年, pp. 119-120.
- (12) ブルデュール, 2003年, p. 74.
- (13) ルーマン, 1986年, p. 27.
- (14) ルーマン, 2007年, p. 129.
- (15) ルーマン, 2013年, pp. 466-474.
- (16) ルーマンにおける観察者とは個々のアクターあるいはエージェンシーといった主体を指すのではなく, システム間のコミュニケーションにおける, 区分を指し示す機能である。
- (17) ルーマン, 2004年, p. 155.
- (18) ルーマン, 2011年, pp. 39-40.
- (19) ハーバマス, ルーマン, 1987年, p. 46.
- (20) ルーマン, 2004年, p. 2.
- (21) ルーマン, 2013年, pp. 430-431.

- (22) ルーマン, 2013年, p.455.
- (23) ルーマン, 2013年, p.442.
- (24) クラウディオ・バラルディ, ジャンカルロ・コルシ, エレーナ・エスポジト, 2013年, p.52.
- (25) ルーマン, 1986年, p.27.
- (26) ルーマンとハーバマスの議論を参照されたい。ハーバマス, ルーマン, 1987年。
- (27) ルーマン, 2004年, p.140.
- (28) ルーマン, 2011年, p.30.
- (29) ルーマン, 2005年, p.268.
- (30) アルミン・ナセヒ, ゲルト・ノルマン編, 2006年, p.29.
- (31) アルミン・ナセヒ, ゲルト・ノルマン編, 前掲書, pp.44-45.
- (32) ブルデュール, 2003年, p.74.
- (33) ブルデュール, 2010年, p.134.
- (34) ルーマン, 2007年, p.129.
- (35) システム間の従属性とは, マトリョーシカに似た構造である。システム内部には, 複雑なサブ・システムあるいは下位システムとの関係性をはらんでいる。マトリョーシカに入っているそれぞれの小さなマトリョーシカは, 独立しているが, システムの内部に存在している。内部に存在していることで, サブ・システムは独立しながらも, 上位システムに従属しているのである。上位システムとサブ・システムの存在そのものが, 相対的な関係性を持っている。互いに相手の存在を必要としているからである。
- しかも, マトリョーシカの内部の小さなマトリョーシカは, 外部に逸脱した瞬間, たんなる人形であってマトリョーシカではなくなるのである。小さな人形が概念的にマトリョーシカであろうとするならば, 内部にさらに小さなマトリョーシカを内在させるしかないのである。この従属性からの逸脱という権力関係の移動には, オートポイエティックなシステムの自律性だけでは説明できないものがある。
- マトリョーシカのような大小異なるシステムは, 他のシステムとのコミュニケーションとそれに付随するコミュニケーション・メディアによって, 様々なレベルで影響を受けることになる。他のシステムの決定に対して, 資本の交換のように選択的に受け入れるか, あるいは権力関係から受け入れざるを得ない状況に置かれる。しかも, システム内部での選択のイニシアティブが, 自由なものとしてサブ・システムに保障されているとは限らない。
- (36) それぞれのシステム内では, 自律的に組織化をする。そのシステム内の自律的な組織化の作動に, 他のシステムからの介入がまったくないとは言えない。なぜなら, サブ・システムがシステムの外に逸脱する可能性は常にはらんでいる。その逸脱は, サブ・システムの自己決定と自己責任であるが, それには上位システムとの権力, 資本, 情報そして情熱を巡る闘争・紛争の結果を受け入れなくてはならないし, その結果としてサンクションもしくは従属への準備が作動される。
- システム間で他律性や従属性が成立するためには, システム間でのコミュニケーションにおいて権力メディアとして分出されるサンクションが必要である。サンクションのない他律性と従属性はない。「自己の行為が他者の行為を動機づけるとき, 権力は存在する」のである。サンクションは経済的な保障あるいは法的な刑罰のみならず, 社会的な叱責, 非難, 排除, 差別といったものも含まれる。サンクションを受けたくないという感情が, 他者に対して他律性と従属性を生むのである。
- ルーマンからすれば, サンクションも閉じたシステム内部での自己言及性によって自律的に生成され, 変容する。システムに他律性は存在しないから, 時と場所によって, 同じように従属を拒否する行為や発言であっても, 刑罰や排除の対象とならないのはそのためである。
- ただし, システム間の権力関係のもとでは, 従属性も他律性も他者の決定に従わない時, サンクションを伴うことは同じである。しかも, 他律性は, 自己の決定を自己とは異なる他者に自ら委ねることであるから, 同一のものになろうとしない時には, より権力者からのサンクションは厳しいものとなる。従属性には消極的にしか他者の決定に従うことへの自己の意思の発露は見えない。しかし, 他律性とは「従うことへの自己の義務や責任」という積極性がより明確に表れるために, より強いサンクションが待ち受けるのである。
- (37) ルーマン, 1983年, p.215.
- (38) クラウディオ・バランティ他, 2013年, p.229.

## 参考文献

- アルチュセール, ルイ 柳内隆訳『アルチュセールの〈イデオロギー〉論』, 三交社, 1993年
- カント, エマニュエル 波多野精一・宮本和吉・篠田英雄訳『実践理性批判』, 岩波文庫, 1979年
- グラムシ, アントニオ 上村忠男編訳『知識人と権力』, みすず書房, 1999年
- 片桐薫編『グラムシ・セレクション』, 平凡社, 2001年
- ジェソップ, ボブ 中谷義和訳『国家理論』, 御茶ノ水書房, 1994年
- トイプナー, グンター編著 土方透監訳『デリダ, ルーマン後の正義論』, 新泉社, 2014年
- ナセヒ, アルミン ゲルト・ノルマン編 森川剛光訳『ブルデューとルーマン』, 新泉社, 2006年
- バーガー, ピーター トーマス・ルックマン 山口節郎訳『現実の社会的構成』, 新曜社, 1977年
- パーソンズ, タルコット 油井清光監訳『知識社会学と思想史』, 学文社, 2003年
- ハーバマス, ユルゲン 藤澤賢一郎, 忽那敬三訳『ポスト形而上学の思想』, 未来社, 1990年
- 高野昌行訳『他者の受容』, 法政大学出版局, 2004年
- ハーバマス, ユルゲン 丸山高司・丸山徳次・厚東洋輔・森田数実・馬場孚巖江・脇圭平訳『コミュニケーション的行為の理論』(下), 未来社, 1987年
- ハーバマス, ユルゲン ニクラス・ルーマン 佐藤嘉一・山口節郎・藤沢賢一郎訳『批判理論と社会システム論』, 木鐸社, 1987年
- バラルディ, クラウディオ ジャンカルロ・コルシ, エレーナ・エスポジト 土方透・庄司信・毛利康俊訳『GLU』, 国文社, 2013年
- 藤本一勇「ブルデューにおける相対的自律性の主体と抵抗の理論」『現代思想』, 青土社, vol. 29-2, 2001年, pp. 136-153.
- ブルデュー, ピエール 石井洋二郎訳『ディスタンクシオン I』, 藤原書房, 1990年
- 藤本一勇・加藤晴久訳『政治』, 藤原書店, 2003年
- 水島和則訳『リフレクシヴ・ソシオロジーへの招待』, 藤原書店, 2007年
- 加藤晴久訳『科学の科学』, 藤原書店, 2010年
- ブルーマー, ハーバート 後藤将之訳『シンボリック相互作用論』, 勁草書房, 1991年
- 港道隆「自律の果てに」『現代思想』, 青土社, Vol. 26-8. 1998年, pp. 152-169.
- ミリバンド, ラルフ 田口富久治・中谷義和・岡本仁宏・木原滋哉・北西允訳『階級権力と国家権力』, 未来社, 1986年
- ラクラウ, エルネスト シャンタル・ムフ 山崎カヲル・石澤武訳『ポスト・マルクス主義と政治』, 大村書店, 2000年
- ルーマン, ニクラス 土方昭監訳『法と社会システム』, 新泉社, 1983年
- 長岡克行訳『権力』, 勁草書房, 1986年,
- 土方透・大澤善信訳『自己言及性について』, 国文社, 1996年
- 村上淳一訳『社会の教育システム』, 東京大学出版会, 2004年
- 佐藤勉・村中知子訳『情熱としての愛』, 木鐸社, 2005年
- 土方透監訳『システム理論入門』, 新泉社, 2007年
- 徳安彰訳『社会の科学 1.2』法政大学出版局, 2009年
- 徳安彰訳『社会構造とゼマンティック 1』, 法政大学出版局, 2011年
- 小松丈晃訳『社会の政治』, 法政大学出版局, 2013年



# 消費税率の引き上げと消費者物価

白石浩介

## 1. はじめに

### 1.1 2014-2017年における消費増税

2014年4月に消費税率が17年ぶりに引き上げられて、地方消費税を含めた税率はそれまでの5%から8%とされた。続く2017年4月には10%まで引き上げられる見込みである。わが国では早くも1980年代の初頭に、今日に至る国債残高の累増問題が発生しており、将来の高齢化社会の到来と社会保障費の増大が懸念されていた。この解決策として課税ベースが広く税源力に優れた消費税の活用が意図されている。しかし、前回(1997年)の引き上げから2014年の引き上げまで17年間を要したことから分かる通り、消費税率の引き上げに対しては、国民世論の一部から強い反発がある。1997年4月の税率引き上げは、財政構造改革を重視した橋本内閣(1996-1998年)により実現されたものの、その後の1997年夏のアジア経済危機、1997年秋の日本の金融システム不安が重なるなかで、長期経済不況の原因となったとして強く批判された<sup>(1)</sup>。消費税率の引き上げは、日本では財政再建には資するとされつつも、マクロ経済には負の影響があると考えられている。

政治的に困難視された消費増税であるが、民主党政権下の2012年夏の三党合意を契機として、今回の税率の引き上げが実現している。民主党、自民党、公明党の3政党は、社会保障と税の一体改革の推進を条件として、その財源となる消費税の引き上げに合意したのである。従来は、消費増税に対して野党が反対し、これを世論が支持する形で、結局、与党が増税を断念するということが繰り返されてきたが、その克服が模索されたことによる<sup>(2)</sup>。わが国では、国民年金保険料の未納問題(2004年)、社会保障庁における年金記録の管理問題(消えた年金、2007年)など、2000年以降に公的年金に関連した不祥事が相次いだが、これらの問題を通して、それまで遠い将来のことと考えられてきた社会保障の財源方策が、いよいよ現実の問題として政治家及び国民に認識された点が、消費増税の実現に寄与したと思われる。しかし、経済への悪影響を懸念する声は強く、自民政権である安倍内閣は、2013年8月と2014年11月の2度にわたり、有識者会議(集中点検会合)を開催し、増税の経済的影響を見極めるという作業を念入りに行っている。その結果、上述の2012年夏の3党合意では2015年10月とされた税率8%から10%への引き上げ時期は、2017年4月に延期され、これが2014年12月の衆院選挙における争点のひとつとなった<sup>(3)</sup>。

## 1.2 消費税の経済的影響

わが国では消費税の経済的影響をめぐる関心が高い。実際のマクロ経済の動きをみると、1997年および2014年の引き上げに際しては、いずれも4月に税率が引き上げられたが、増税前の1-3月期には駆け込み需要とされる民間消費の盛り上がりを経験し、さらに引き上げ後には需要の反動減を経験している。このような需要変動が、日本では他国に比して大きいとされる。そのため1997年のように、反動減により経済が弱含みで推移すると、その後に大きな経済ショックがあった場合に不況の深化を招きやすいのである。増税は一時的な需要変動を引き起こすだけではない。多額の資金が税収として民間から政府に移転されるから、政府が同時に支出を拡大させない限り、経済に対してはマイナスの影響を与えることになる。

消費税率は将来にわたり引き上げられる公算が高い。2012年夏の三党合意において目指された税率10%を上限として、わが国の消費税が留まるとは考えにくい。世界的な租税競争のなかで、法人課税の引き上げが難しくなっており、結局のところ消費増税が選択されることになる。消費増税の経済的影響に関する検討は、今後の政策研究において重要な位置を占めている。

## 1.3 本稿の問題意識：消費課税における転嫁と帰着

消費税の経済的影響には、未解明の部分が残されているというのが本稿の問題意識である。消費税は消費課税であるがゆえに、課税に際しては転嫁と帰着が発生するが、このメカニズムの実態が知られていないと筆者は考える。わが国の消費税は、その徴税に際してインボイスを利用しないこと以外は、EU型の税額控除方式の付加価値税（VAT, Value Added Tax）と同じタイプである。納税義務者は企業（事業者）であるが、企業が消費税を負担することはなく、税額が販売価格に上乗せされることにより、税負担が家計（消費者）に転嫁されている。ここで問題なのは、例えば、消費税率が3%ポイント引き上げられた際に、従来の販売価格の3%相当分だけ価格が上昇することは、あくまでも予定されていることに過ぎず、確定的な事柄ではないという点である。企業は便乗値上げを意図するかも知れないし、逆に、新しい税込みの販売価格では価格が高すぎて商品が売れないと判断された場合には、むしろ税抜き価格を引き下げられるかもしれない。この場合には、経営努力により増税分を自社において吸収する消転や、仕入れ先への値引き要請という後転が選択されることになる。

消費税をめぐる転嫁問題は、企業間取引における大企業（仕入れ業者）と中小企業（納入業者）との力関係から問題視されることが多い。デフレ経済のなかで販売先の企業に価格の引き上げを受け入れさせることは容易ではなく、2014年4月の消費増税に際して、政府が消費税転嫁対策を実施し、企業の転嫁拒否行為に関して監視、取り締まりを強化したことはよく知られている。わが国における消費税の転嫁対策は、欧州における経験にならい当初（1989年）は便乗値上げの防止を意図していたが、その後は政策目的が変化して、1997年および2014年の増税時には、上記のように消費税の上乗せをむしろ推進する方策を重視している。デフレ基調のなかで家計所得が伸び悩むと、家計は消費増税を受け入れ困難ととらえる。つまり、需要の価格弾力性が上昇するなかで、企業による転嫁が難しくなるのである。

転嫁対策については、2014年の増税時には比較的うまくいったとされるが、経済産業省による企業

アンケート調査によると、「すべて転嫁できている」と回答した企業の割合は、事業者間取引（B to B）において79%、消費者向け取引（B to C）では69%に留まる<sup>(4)</sup>。醍醐（2012, 2013）が指摘する通り、消費税の円滑かつ適正な転嫁が目指されつつも、法律は上乗せ価格の権利を与えたわけでも義務を課しているわけでもないため、転嫁できない企業が発生してしまうのである。

価格転嫁ができない業者は、販売価格を値下げし、それに新たな消費税率を上乗せして販売する。この値下げ分を実際に把握するのはとても難しい。消費者物価比数（総務省）、企業物価指数（日本銀行）などの物価統計からは、すでに実現した取引価格は分かるものの、税制以外のコスト変化ほかが含まれるので、その取引価格が増税分を除くと実質的には値下げされたものなのか、それとも完全に転嫁されたものなのかは分からないからである。内閣府『経済財政白書』（2014）は、消費増税後の物価動向を詳細に検討している<sup>(5)</sup>。これはアベノミクスが、向こう数年間をかけてデフレ脱却を目指しているからである。しかし、「消費者物価における消費税分（試算値）は、内閣府において、消費税率の引き上げ分が、完全に転嫁された場合の影響について、機械的な試算を行ったもの」（同上、経済財政白書からの引用）としており、実際の物価指数から機械的な試算値を差し引くことにより物価動向を分析している<sup>(6)</sup>。要するに、企業における転嫁状況の定性的な動きは分かるが、統計データだけでは、定量的な引き上げ状況の詳細は分からないのである<sup>(7)</sup>。

価格転嫁の実態に関する研究が望まれている。消費税の転嫁は税制度が予定する通りには完全には進まないならば、価格が上昇して家計負担が増えマクロ需要が減少するという図式が成り立たなくなる。この点は、現在の日本において導入が検討されている消費税における複数税率をめぐる政策論議にも影響を与えるだろう。政権与党である自民党、公明党による与党税制協議会は、生活必需品などに軽減税率を適用する政策案を協議しており、対象品目として飲食料品などが挙げられている<sup>(8)</sup>。いわゆる生活必需品への負担軽減により、低所得者への対策とする考え方である。しかし、対象品目では実際には価格転嫁がなされていない場合、換言すると、製造業者や販売業者が価格の引き下げを選択した財・サービスであるならば、軽減税率を適用する必要性が低いということになる。税が消費者に転嫁されないからである<sup>(9)</sup>。

政府の転嫁対策の重点が、大企業による中小企業（納入業者）からの買い叩きの防止であることから分かる通り、消費税の転嫁問題は、企業と消費者間に留まらず、企業間の取引においても発生している。消費税は売上税と異なり、仕入れ税額控除の仕組みにより多段階課税となっており、企業間の中間財・サービスの取引にも適用されるからである。消費者物価とは、これらの多段階の中間取引を経て消費者に販売される最終財の価格であり、付加価値と税の転嫁が累増した結果として形成されている。最終品の販売業者からみると、仕入れ商品の価格と消費税の転嫁を抑制できた場合には、それだけ販売価格の抑制を図ることができる。販売価格が増税分以上に上昇していたからといって、それは必ずしも税の過剰転嫁を意味しない。例えば、エネルギー価格のような中間製品の価格が上昇したことによるかも知れないからである。消費者物価指数のみの観測からは、消費税転嫁の実態は分からず、中間品が消費者物価に与える影響を除去する操作が必要となる<sup>(10)</sup>。

## 1.4 本稿の構成

本稿では、以下のように議論を進める。第2節では、先行研究のサーベイを行い、これをもとに、第3節では、本稿において取り上げる経済モデルを検討する。第4節は、実証分析において用いたデータの説明であり、第5節では、推計結果を報告する。第6節は、本稿のまとめである。

## 2. 消費課税の転嫁に関する先行研究

### 2.1 転嫁をめぐる理論分析

消費課税の転嫁をめぐる説明は多くの先行研究において論じられており、税額のすべてが消費者に転嫁されることはなく、状況によって異なるという結論を得ている。Fullerton and Metcalf (2002), Salanié (2011) は、以下のように説明する。

生産者価格を  $p$ 、消費課税に伴う価格上昇を  $dt$ 、需要関数を  $D(p)$ 、供給関数を  $S(p)$  とすると、需給均衡は次式となる。

$$(1) \quad D(p+dt) = S(p)$$

消費課税の転嫁においては  $\partial p/\partial t$  が問題となる。そこで上式を変形する。

$$(2) \quad D' dp + D' dt = S' dp$$

ここで、需要の価格弾力性と供給の価格弾力性を定義する。

$$(3) \quad \varepsilon_D = -\frac{D'/D}{p/p}, \quad \varepsilon_S = -\frac{S'/S}{p/p}$$

これらの価格弾力性値を用いると、税が価格に与える影響は、次のように表される。

$$(4) \quad \frac{\partial p}{\partial t} = -\frac{\varepsilon_D}{\varepsilon_D + \varepsilon_S}$$

需要の価格弾力性  $\varepsilon_D$  が供給の価格弾力性  $\varepsilon_S$  よりも大きければ、生産者価格はより低下する。供給の価格弾力性が相対的に小さいときには、生産者による価格の転嫁は困難化する。一方、需要の価格弾力性が相対的には大きいときに、消費者が価格の転嫁を受け入れることになる。つまり、消費課税に伴う価格転嫁は、需要および供給の弾力性に依存しており、価格弾力性が小さい方に消費課税が帰着することになる。さらに税が過剰に転嫁されること (over shifting) もあれば、転嫁されないこと (under shifting) もある。転嫁の程度は、完全競争か不完全競争かといった市場条件によっても異なる。

Berger and Strohner (2011) は、欧州委員会 (EC) からの委託研究において<sup>(11)</sup>、付加価値税 (Value Added Tax) の転嫁と帰着に関する理論サーベイを実施し、以下を指摘している<sup>(12)</sup>。①完全競争市場においては、完全転嫁もしくは転嫁不足のいずれかである。需要の価格弾力性が小さいと、消費者への

転嫁の程度が大きくなる。②不完全競争では、過剰転嫁、完全転嫁、転嫁不足のすべてが発生しうる。③不完全競争条件での転嫁分析においては、クールノー・モデル、ベルトラン・モデルなどの分析モデルごとに理論が導く転嫁の帰着分析は異なる。④価格転嫁以外に商品の質を落としたり、あるいは税制変更の直後でなく、その前後に転嫁の時期をずらすといった行為が発生する。つまり、理論モデルは、消費税の転嫁において多くの可能性を示唆するに留まる。実際の転嫁は実証分析によって確認されることになる。

## 2.2 日本の実証研究

わが国における消費税の価格効果分析としては、本間、滋野、福重（1995）と金子、サリディンター（2006）を挙げることができる<sup>(13)</sup>。本間、滋野、福重（1995）は、消費税が創設された1989年前後に、課税の経済効果をめぐる議論が活発化したことを振り返りつつ、時系列モデルによる実証分析を試みている。本間らが推計したのは、外生変数を含む自己回帰モデル（ARXモデル）であり、被説明変数を消費者物価指数の上昇率とし、説明変数としては、ラグ変数、税制ダミー変数（消費税導入月ほか）、失業率、マネーサプライを用いている。推計モデルが依拠する経済理論は、マクロ経済学におけるフィリップス・カーブ（物価と失業のトレードオフ）と物価理論（貨幣数量説）である。税率3%とした消費税の創設に伴う物価上昇への影響は1.1%ポイントであったとしている。この研究を引き継いだのが、金子・サリディンター（2006）であり、本間らとほぼ同じ推計式を用いて、1997年の増税時の消費者物価上昇率に与えた影響を1.8%ポイントとしている。続いて、金子らはモデルを拡張し、(i)価格の粘着性（全体との乖離度）、(ii)市場支配力（ハーフィンダール指数）を説明変数に加えた推計を行っており、いずれでも価格転嫁の程度が低下したとしている。分析対象を、消費者物価指数（総合）および商品大分類にすると、これらの価格は個別市場の要因よりは、マクロ経済環境に依存すると考えられる。そこでモデルの説明変数として、マクロ経済変数を採用したものと思われる。

日本では産業連関表を用いた経済分析が大変に盛んである。産業連関分析のなかに価格分析という分野がある。産業連関表を投入方向（縦方向）に読むと、これは当該製品の生産に要した中間製品コスト、労働コスト、資本コストを積算したものとなる。この関係を用いつつ、転嫁の程度に関する係数を任意に設定することで、消費税に伴う価格変化を推計することができる。林、橋本（1991）は、税率3%の場合の消費者物価の上昇率を、1.0%から1.7%と推計している。産業連関分析を用いることのメリットは、産業小分類に従う多くの財・サービスについて価格動向が分析できる点である。さらに、分析に際してはレオンティエフ逆行列を用いるので、製造物が製品に至る前工程のすべてを考慮することが可能となり、これは仕入れ税額控除を用いた多段階の課税方式である消費税の分析に際しては威力を発揮する。一方、産業連関分析のデメリットは、転嫁の程度については任意設定という点にある。産業連関表における投入係数は固定係数なので、企業は投入財価格と上乘せされた税額を非伸縮的に後工程に転嫁することになり、この前提からのかい離は任意設定によらざるを得ない。しかし、理論分析が示唆する通り、消費税はその全てが転嫁されるケースばかりでなく、過剰転嫁や転嫁不足が発生することがあり、これは個々の財・サービスを取り巻く需要と供給構造によって異なるはずである。ここに産業連関分析の限界がある<sup>(14)</sup>。

## 2.3 諸外国における実証研究

Carbonnier (2005) は、フランスの1995年における付加価値税の引き上げ(18.6%から20.6%)と、2000年における引き下げ(20.6%から19.6%)を分析対象として価格転嫁を推計している。前月比データを用いた回帰分析モデルでは、被説明変数は消費者物価(財別)の前月比であり、説明変数は、税率変更時点から4か月後までのダミー変数、書籍価格(税率変更が無く物価動向を示すものとされる)、コスト変数(付加価値税の影響を受けないエネルギー価格及び不動産賃貸料)を用いている。財別の推計結果の違いに着目しており、市場が完全競争に近いと価格はより多く消費者に転嫁されており、寡占市場であると価格上昇に伴う需要減少を懸念する企業行動により、転嫁の程度が低下するという結果を得ている。Carbonnier (2007) では、特定の財・サービスだけが減税された税制改革に焦点をあて、1987年の自動車、1999年の住宅修理サービスの価格動向を検討対象としている。回帰モデルでは、説明変数として、税率ダミー変数、一般財(税率変更が無い)、コスト変数(エネルギー価格及び不動産賃貸料)を用いている。住宅サービスに比べると自動車販売は市場の寡占度が高く、つまり自動車業界は経済的余剰を得ており、これが増税に際して消費者への価格転嫁を低める原資となっていたと分析している。これらの推計モデルでは、個別財・サービスの転嫁を推計しているが、全般的な物価動向については、マクロ経済変数ではなく、付加価値税の増減税がなかったその他の物価を用いており、これが価格トレンドとなる。コスト要因として、エネルギー価格、賃貸料といった生産コスト変数を使用することにより、税率変更時点における税制以外の要因を加味している。これらの準備をしたうえで、税制ダミー変数により転嫁の程度を確認しているのである。市場競争に関する変数は、推計モデルには直接的には取り込んでいない。

Valandkhani (2005) は、2000年7月のオーストラリアにおける付加価値税の創設(税率10%)が財・サービスの価格に与えた影響を、ボックス・ジェンキンス法に基づくARIMAモデルにより計測している。月次データの範囲は30年間として、データの定常性やラグ次数の選択を厳密に検証したうえで、モデルにおける付加価値税ダミー変数から、転嫁の有無を分析しており、3%程度の価格効果があったこと<sup>(15)</sup>、効果の持続は、付加価値税の導入後の3か月間にほぼ限られたこと、財ごとに価格効果が異なることを確かめている。ARIMAモデルを用いた分析例は、Bundesbank (2008)でも用いられており、2007年1月のドイツにおける付加価値税の引き上げ(16%から19%)に際して、増税前の2006年に価格上昇が引き起こされたことが分析されている。Carare and Danninger (2008) は、同じく2007年におけるドイツの付加価値増税について分析しており、転嫁率は73%と結論付けている。推計モデルは消費者物価(全体)の動きの説明を試みており、説明変数は、ドイツ以外のユーロ圏における物価動向、タイムトレンド変数、各種ダミー変数としている。オーストラリアやドイツにおける付加価値税改革では、税率変更により多くの財・サービスの価格が一斉に変化している。そのためCarbonnier (2005, 2007) が推計モデルで採用したような、税制改革の影響を受けなかった財の価格を説明変数とすることが難しい。そこで時系列モデルを用いることにより、物価動向を捉えたうえで、税制ダミー変数により転嫁の程度を分析している。一方、コスト要因といった個別産業ごとに異なる変数は用いていない。

近年、マイクロ価格データを用いた価格硬直性に関する研究が活発化しているが、Jonker et al. (2004) は、オランダにおける 1999 年から 2003 年にかけての付加価値税率の変更に伴う財別の価格変化を、個票データを用いて分析している。これより、増税時には税率引き上げ相当分の大部分が消費者物価指数に転嫁されたという結果を得ている<sup>(16)</sup>。また、生存時間分析 (Cox モデル) を用いて、増税に伴う価格上昇は当月だけであったとしている。マイクロ価格データを用いているので、同じ財であっても増税時に価格引き上げがあったものと、なかったものが発生する。当該財については、一定の価格改定の頻度が存在しており、それを上回る価格改定が増税時に発生すれば、これは転嫁要因だと見なされる。データ特性を活かした研究が実現している。

Poterba (1996) は、消費課税の実証分析としてよく言及される研究である。周知の通り、米国には付加価値税が存在せず、州税として単一段階課税の売上税がある。この売上税の転嫁をめぐる米国では、多くの研究が蓄積されている。Poterba (1996) は、従価税の実証分析の計量モデルでは、課税に伴う価格上昇とそれ以外の要因に伴う価格上昇をいかに分離してとらえるかが重要であると指摘しており、都市別の衣料品物価を被説明変数として、説明変数には税制ダミー変数、州税が上昇しなかった都市における価格変数を用いた。これより売上税はほぼ消費者に転嫁されたと分析している。一方、Besley and Rosen (1999) は、Poterba (1996) と同じ問題意識に立ちつつ、計量モデルにおける説明変数に、コスト変数 (家賃、エネルギー価格、賃金) を追加した。彼らは over shifting という結果を得ているが、この理由として、より細分類の商品 (食料品) に特化したからだとしている。これらの推計モデルの構造は、Carbonnier (2005, 2007) に類似しており、物価トレンド、コスト変数、税制ダミー変数により、価格転嫁を捉えるものである。

以上を整理すると、付加価値税をはじめとする消費課税の計量分析に際しての問題意識は、理論だけでは転嫁の程度を予想することが難しく、そのため計量経済分析が必要であるということである。計量モデルの構築に際しては、被説明変数として消費者物価指数を用いることが多く、説明変数としては、税制ダミー変数、課税の影響を受けない物価水準、コスト変数を用いること、そして推計結果と検討対象とした財・サービスの市場特性を突合することにより、転嫁の程度に関する推論を展開していることがわかる<sup>(17)</sup>。

### 3. 推計モデル

実証分析では消費税率の引き上げに伴う価格上昇を推計する。推計モデルについては、Poterba (1996) に従い、次のように考える。生産者価格を  $p_t$ 、販売価格を  $q_t$ 、消費税率を  $\tau$  とすると、消費税は従価税なので以下が成り立つ。添え字の  $t$  は期間 (月次) を示す。

$$(5) \quad q_t = p_t(1 + \tau_t)$$

両辺の対数をとると、 $\ln q_t = \ln[p_t(1 + \tau_t)]$  となり、これを整理すると、

$$(6) \quad \ln q_t = \ln p_t + \tau_t$$

となる。前期との差分を考えると、

$$(7) \quad \Delta \ln q_t = \Delta \ln p_t + \Delta \tau_t$$

となる。ここで、 $\Delta \ln q_t = \ln q_t - \ln q_{t-1} \approx (q_t - q_{t-1})/q_{t-1}$  と近似できるので、販売価格の上昇率は、生産者価格の上昇率と税率変化の和であることが分かる。生産者価格の変動は、さらに企業の生産コストの構成要素である投入財価格、賃金、資本費用、企業利潤の変動に分解することができる。このうち消費税率の引き上げの時点に際して、税率以外の要因で短期的かつ外生的にコストが変動するのは、投入財価格と賃金である。以上から、推計モデルを次のように設定することができる。

$$(8) \quad \dot{CPI}_t = \alpha + \beta \cdot IOPI_t + \gamma \cdot \dot{W}_t + \delta \cdot Dum\tau + \varepsilon_t$$

つまり、消費税引き上げ時点の消費者物価上昇率  $\dot{CPI}_t$  を、投入財価格上昇率  $IOPI_t$ 、賃金上昇率  $\dot{W}_t$ 、税制ダミー  $Dum\tau$  により説明しようというものである。説明変数として取り上げている、投入財価格、賃金、税制ダミー変数は、いずれも企業が決定する販売価格である消費者物価指数に影響を与える。販売価格の決定要因から、投入財価格、賃金を除いた部分が税制ダミー変数となり、消費増税に伴う価格上昇率を把握することができる。企業は自らの転嫁力に応じて、資本コストと利潤部分を調整することができるので、過剰に転嫁することもあれば、転嫁不足になることもある。

推計に際しては、前年同月比の時系列データを用いたが、単位根検定により非定常性が認められた<sup>(18)</sup>。そこで、さらに前年同月比データの一次差分をとるものとした。従って、実際に推計に用いたモデルは、次の通りである。ここで、 $\dot{CPI}_t = (CPI_m/CPI_{m-12} - 1) \cdot 100$  である。

$$(9) \quad (\dot{CPI}_t - \dot{CPI}_{t-1}) = \alpha \cdot (IOPI_t - IOPI_{t-1}) + \beta \cdot (\dot{W}_t - \dot{W}_{t-1}) + \gamma \cdot Dum\tau + \varepsilon_t$$

## 4. 使用データ

### 4.1 使用データ

消費者物価指数は、総務省「消費者物価指数」における月次データを用いた。品目分類は、総合、工業製品、食料工業製品、繊維製品、石油製品、他の工業製品としており、総合とは、通常の消費者物価指数であり、すべての財・サービスを含む。工業製品は、その内数であり、食料工業製品、繊維製品、石油製品、他の工業製品は、さらに工業製品の内数である。また、油脂・調味料、菓子類、飲料、洋服など23個の中分類品目データを推計に用いた。消費者物価のうち、推計対象を工業製品に限定した理由は、後述する被説明変数における投入財価格が、製造業種に限られるからである。また、投入財価格の産業分類が消費者物価指数の基本分類よりも粗いため、それに対応して説明変数における工業製品も中分類データとなっている<sup>(19)</sup>。データ期間は、2005年1月から2014年7月までの10年間115か月とした<sup>(20)</sup>。

投入財価格は、日本銀行「製造業投入・産出価格指数」における月次データ（産業別）を用いた。この統計は投入価格指数と産出価格指数に大別されるが、このうち投入価格指数を用いている。投入価格

指数とは、ある製造業種が自らの生産に際して原材料としている複数の財・サービス価格の加重平均値である<sup>(21)</sup>。この加重平均値の算出に際して用いられる企業物価指数（卸売物価指数）などの統計データが消費税込みの価格指数であるのに対して、日本銀行が公表する投入価格指数は消費税抜きのデータとなっている。

投入財価格を説明変数とすることの意味については、次のように説明できる。例えば、食料工業製品について、消費者物価指数からは、消費者が小売店で購入した消費税込みの価格が把握される。一方、投入財価格からは、飲食料品製造業の消費税抜きの投入価格が把握される。従って、両者の差分は概念的には、食品製造業の付加価値と小売・卸売業によるマージン部分の合計ということになる<sup>(22)</sup>。つまり、本研究が対象とする転嫁とは、製造段階と販売段階を合計した企業部門が、税以外の要因でも投入価格が変動するなかで、増税に伴い家計に対して、どれくらい消費税を転嫁したかというものである。

本稿における定式化の考え方を別の見方から説明する。上述の定式化ではなく、製造業の出荷価格、換言すると小売業の仕入れ価格を説明変数とすると、流通末端に位置する小売業が消費者に行使した転嫁の程度が計測できるだろう。しかし、多段階課税という消費税の構造上、仕入れ価格の設定においても消費増税が考慮されているはずである。そこで、もう一段階、取引段階をさかのぼることにより、企業部門の付加価値部分を拡大させ、投入価格の設定における消費税の影響を小さくしようとしたのである<sup>(23)</sup>。

なお、投入財の価格を把握する際に、先行研究では税変化の影響を受けない財価格データや原材料価格として原油価格を用いているが、これは税以外の要因による価格トレンドを説明する変数として機能している。本研究では、同じく先行研究のうち時系列モデルに従い、物価上昇率の1次差分という形でトレンドを除去している。そのため投入価格指数では、投入コストの変化を捉えるものとして位置づけられる。

賃金指数は、厚生労働省「毎月勤労統計」における賃金指数データ（業種別）である。このうち現金給与総額（定期給与、残業手当、その他の特別支給の合計）の指数データを用いている。賃金指数データは、数年おきに基準改定されているので、2005年-2014年月次データの作成に際しては、公表データを得たうえでその接合作業を施している。

## 4.2 使用データのビジュアル・チェック

2005年-2014年における消費者物価指数（総合）は、ほぼ横ばいで推移している（図1を参照）。2010年（平均）=100とした指数でみると、2005年初頭にはすでに100.5となっており、2013年にかけて低下したものの99.3となったに過ぎず、その後は徐々に上昇に転じて、2014年4月の消費増税を契機として103.5まで上昇している。工業製品についても同様であり安定的に推移している。しかし、財別には異なる動きがみられる。物価指数の変動が大きいのは「石油製品」であり、2008年には130に達したものの2009年には急落し、その後は早いピッチで上昇している。全体的に下落傾向をたどったのは、「他の工業製品」だが、これは家電製品などの価格低下による。「繊維製品」では季節変動がみられ、春と秋に価格が高く、夏と冬になると価格が低下する傾向がみてとれる。

これを前年同月比でみていくと、10年間の消費者物価は一部を除いて安定していたので、上昇率0%

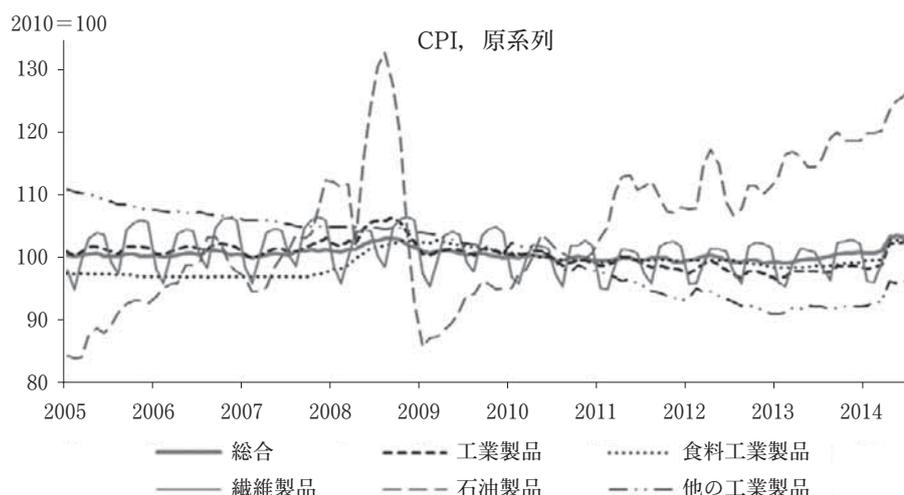


図1 消費者物価指数の推移

資料：総務省「消費者物価指数」をもとに作成

を中心とする動きを示している（図2を参照）。しかし、石油製品の価格が上昇した2008年には、「繊維製品」を除くすべての前年同月比データが増加し、続く、2009年になると今度は下落している。2010年以降は、多くの物価指数が下落傾向にあったことが分かり、しかし、2013年になるとアベノミクスの奏功によりプラスに転じた。2014年4月になるとさらにプラス傾向を強めているが、これは消費増税によるものであろう。

前年同月比の1次差分をみる（図3を参照）。当月と前月における物価上昇率（前年同月比）の差分において注目されるのは、過去10年間に於いて2014年3月と4月における差分値が最大であるという点である。つまり、消費者物価指数の上昇率は月次でみて変動することはあっても、せいぜい±1%以内の変動を示すに過ぎないなかで、2014年4月だけは前月にあたる3月に比べて総合指数で1.80%ポイント、「工業製品」では3.27%ポイントもの上昇を示したのである。これは消費税の転嫁によるものと考えて良いだろう。

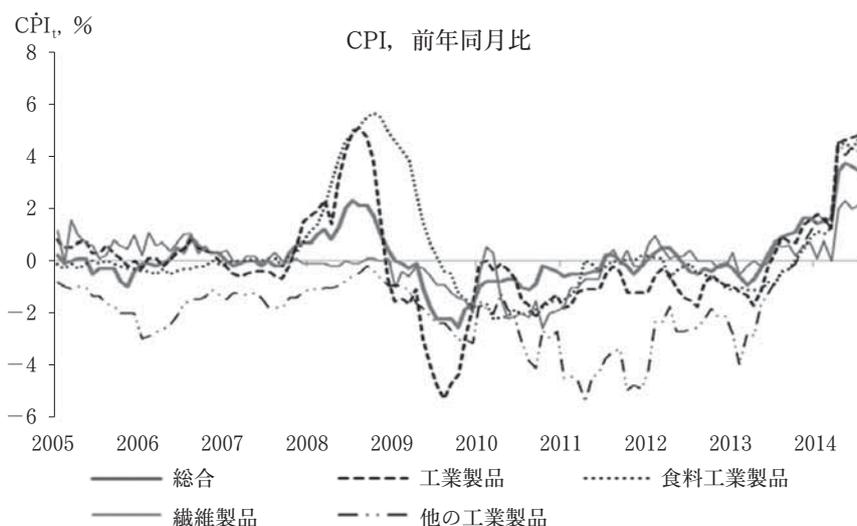


図2 消費者物価指数（前年同月比）の推移

注：「石油製品」は変動率が大きいので、このグラフでは示していない。

資料：総務省「消費者物価指数」をもとに作成

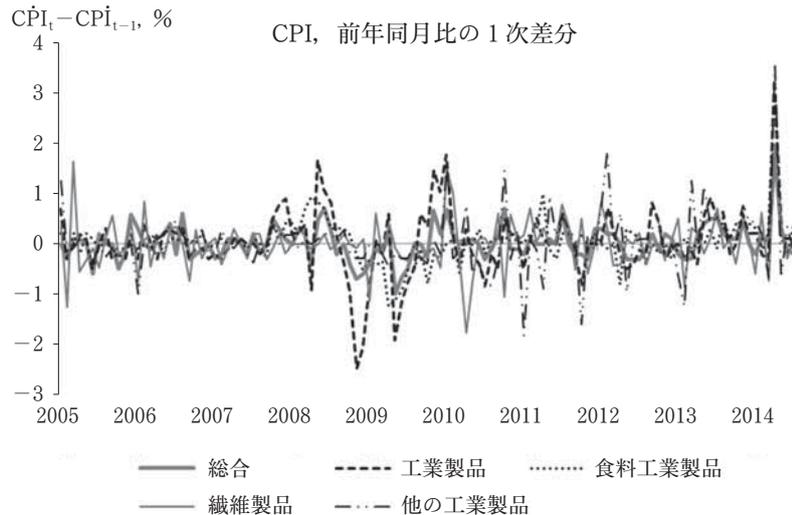


図3 消費者物価指数（前年同月比の1次差分）の推移

注：「石油製品」は変化率ポイントが大きいので、このグラフでは示していない。  
資料：総務省「消費者物価指数」をもとに作成

2014年には税率が5%から8%に引き上げられたので、完全転嫁の場合の価格上昇率は2.86% (=108/105-1)である。1997年には税率が3%から5%に引き上げられたので、価格上昇率は1.94% (=105/103-1)となる。これらの価格上昇率を基準として、それぞれの費目がいかなる価格上昇率を示したかを比較してみる（図4を参照）。

消費者物価指数を構成する基本品目591のうち、非課税品ほか31品目を除く560品目のうち、1997

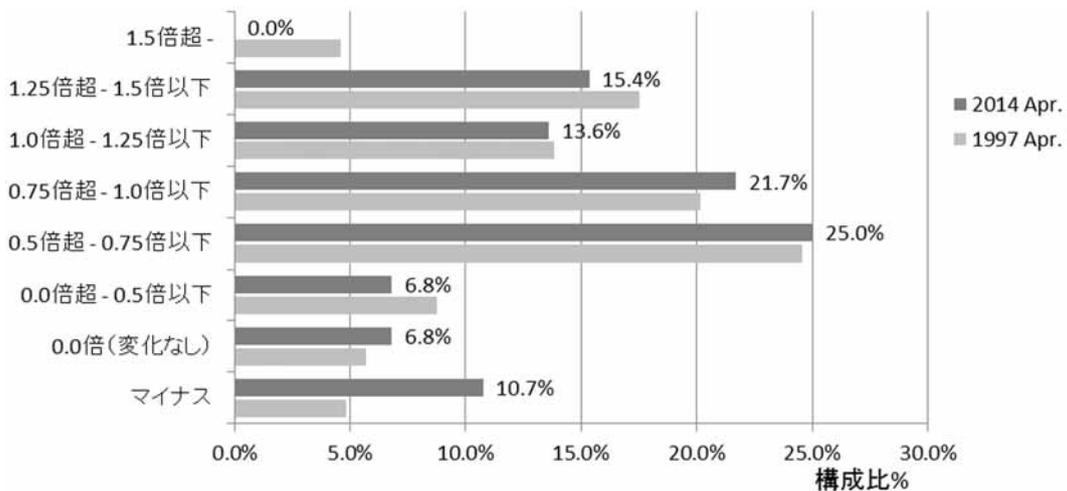


図4 消費税の引き上げ率との比較

注1：1997年4月と2014年4月の増税時の価格変化が分かる456品目について算出（サービス製品を含む）

注2：2014年4月には消費税率は5%から8%に引き上げられたので、完全転嫁の場合の価格上昇率は2.86% (=108/105-1)である。1997年4月には消費税率は3%から5%に引き上げられたので、価格変化率は1.94% (=105/103-1)となる。すると1.5倍値ほかは、それぞれ以下ようになる。

	1997年4月	2014年4月
1.5倍値	2.91%	4.29%
1.25倍値	2.43%	3.57%
1.0倍値	1.94%	2.86%
0.75倍値	1.46%	2.14%
0.5倍値	0.97%	1.43%

資料：総務省「消費者物価指数」をもとに作成

年4月と2014年4月の価格上昇率（前年同期比）が両方とも把握できる品目は456品目であった。この456品目に関して、まず、2014年における価格上昇の程度を見ていこう。消費税の引き上げが完全にシフトされた場合の価格上昇率2.86%を基準として、その1.5倍にあたる4.29%を超過する価格上昇を示した品目は無しであったが、1.25倍超—1.5倍以下（3.57%超—4.29%以下）の品目数は、全体の15.4%を占めている。続く、1.0倍超—1.25倍以下（2.86%超—3.57%以下）13.6%，0.75倍超—1.0倍以下（2.14%超—2.86%以下）21.7%，0.5倍超—0.75倍以下（1.43%超—2.14%以下）25.0%，0.0倍超—0.5倍以下（0%超—1.43%以下）6.8%，価格変化なし6.8%，価格低下10.7%という構成になっている。

続いて、上記の456品目を10大分類別に分けてみる。2014年4月において価格上昇率が2.86%を超過した割合が高い品目分類は、家具・家事用品（45%）、保健医療（43%）であり、逆に、食料（26%）、教養娯楽（24%）では低かった（図5）。アベノミクスが奏功することにより物価が上昇気配を示していたので、このデフレ脱却要因を考慮すると、価格上昇率は2.86%を超えるのが普通であるが、順調に転嫁が実現したのは雑貨であり、食料品やサービス品目では価格上昇率に劣る。たとえ課税品であっても増税分を下回る財・サービスが存在しているのである。消費税転嫁は、財別に状況が異なることが示唆される。なお、同様の集計を1997年4月上昇率に関して行ったところ、価格上昇率の分布は、ほぼ2014年4月と同じであった。

最後に、説明変数を構成する投入価格指数と賃金指数の動きを検討する<sup>(24)</sup>。製造業投入指数については、2005年から2007年にかけて価格が上昇しつつ、2008年から2010年には、急落と急騰を経験している（図6）。賃金指数については、ほぼ横ばいで推移しているが、ボーナス月である6月、7月、12月に指数が上昇するという季節変動が大きいことが指摘できる（図7）。そして、これら2つの指数の前年同月比の1次差分から見てとれることは、2014年3月から4月にかけての変動は、ほかの月に比べて顕著に大きなものではなかったという点である。この傾向は、上述の消費者物価指数の前年同月比の1次差分とは大きく異なる。つまり、工業製品の製造段階における投入価格や賃金は、ほぼ従来通りに変動するなかで、販売価格である消費者物価指数が顕著に増加したのである。両者のうごきを分離することが実証モデルの課題となる。

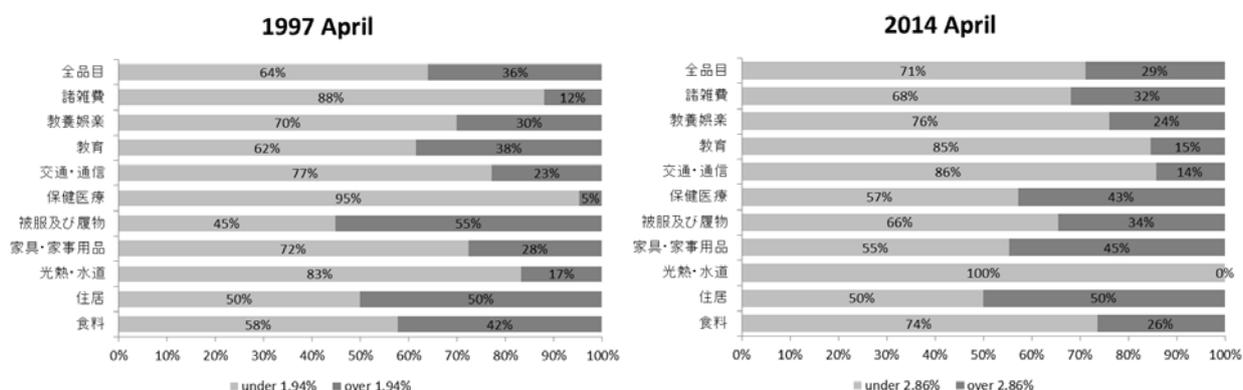


図5 消費税の引き上げ率（業種別）との比較

注1：1997年4月と2014年4月の増税時の価格変化が分かる456品目について算出（サービス製品を含む）

注2：10大品目分類について、①増税が予定する価格上昇率以下であった品目数と②価格上昇率が超過した品目数の構成比を算出した。

資料：総務省「消費者物価指数」をもとに作成



図6 製造業投入価格指数

資料：日本銀行「製造業投入産出価格指数」をもとに作成

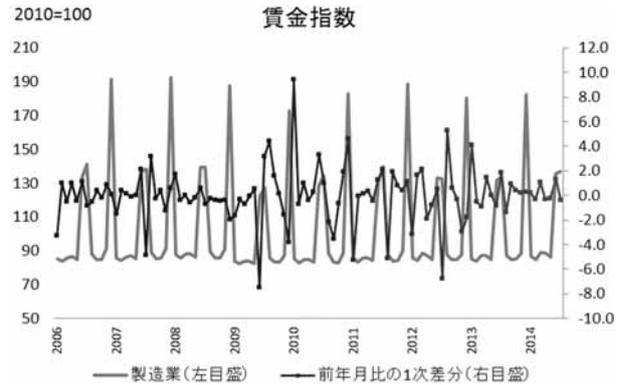


図7 賃金指数（製造業）

注：公表統計を接合することから長期系列を作成した。  
資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに作成

## 5. 推計結果

### 5.1 2014年における消費税転嫁

#### 5.1.1 大分類費目に関する推計結果

推計モデルでは消費者物価上昇率（前年同月比）の1次差分を説明する変数として、税制ダミー変数を用いている。これは月次のダミー変数であり、消費税率の引き上げ月である2014年4月には数値1.0が与えられる。従って、推計されたパラメータ値は、消費増税に伴い消費者物価上昇率が何パーセント・ポイント引き上げられたかという価格転嫁を示すことになる<sup>(25)</sup>。

推計結果によると（表1）、消費者物価のうち工業製品に関する転嫁効果は、3.43であった。つまり、増税により価格上昇率は3.43%ポイントだけ上昇することになる。工業製品を構成する品目はすべて課税品であり、完全転嫁の場合では物価上昇率は2.86%（ $=108/105-1$ ）となる。つまり推計結果は完全転嫁の水準を0.57%ポイントだけ上回っていたことになる。2014年4月における消費増税は、工業製品全体でみると定価ベースでは、十分に転嫁されていたと見なされる。同様の推計結果を、工業製品の内訳についてみていくと、食料工業製品3.12、繊維製品2.10、石油製品4.59、他の工業製品3.32となっていた。

これらの95%信頼区間推定値をみていくと、①工業製品2.52—4.34、その内訳である②食料工業製品2.57—3.67、③繊維製品1.24—2.96、④石油製品-2.54—11.71、⑤他の工業製品2.28—4.37となっている。④石油製品では信頼区間の幅が広く、このモデルでは転嫁の程度をうまく推計していないが、これ以外の品目に関しては、完全転嫁の場合の点推定値である価格上昇率2.86%を含んだ信頼区間の幅が①工業製品1.82%ポイント、②食料工業製品1.10%ポイント、⑤他の工業製品2.09%ポイントに留まる。また、点推定値が大きかった①工業製品3.43%ポイントについて、それが消費税率に換算するとどれくらいに相当するかを試算してみた。試算値は税率換算8.6%であり、やや転嫁過剰ということになる。しかし、ほかの製品をみると、消費税率換算において1%ポイントを上回るような便乗値上げは無かった。2014年4月は完全転嫁に近かったと見なされる。

表1 消費増税に伴う価格上昇率（2014年4月）

	点推定値	区間推定値	区間推定値の幅	VAT換算	備考
工業製品	3.43 [7.46]***	2.52~4.34	1.82	8.6%	推計式(6)
食料工業製品	3.12 [11.26]***	2.57~3.67	1.10	8.3%	推計式(9)
繊維製品	2.10 [4.85]***	1.24~2.96	1.72	7.2%	推計式(12)
石油製品	4.59 [1.28]	-2.54~11.71	9.17	9.8%	推計式(15)
他の工業製品	3.32 [6.30]***	2.28~4.37	2.09	8.5%	推計式(18)

注1：表3の推計結果のうち、2014年4月の消費税ダミー変数に関する推計値

注2：下段はt-value, \*p<0.1, \*\*p<0.05, \*\*\*p<0.01

注3：VAT換算とは、点推定値に相当する消費税率を試算したもの

価格の季節変動が激しい繊維製品では4月は商品入れ替えの時期に当たり、毎年、価格が上昇する。このなかで消費税要因だけで見ると転嫁不足になっている可能性が示唆される。一方、石油製品は2013年以降からの中期的な価格の上昇局面にも関わらず過剰転嫁となっている。市場集中度が高い業種であるので、経済理論が示唆するところでは、業界が有する寡占利益が価格上昇率を抑制するように作用するはずである。しかし、日本ではむしろ逆のメカニズムの消費者に対する市場支配力が転嫁程度を引き上げる方向に働いている。雑貨、家電製品などを含む他の工業製品、食料品工業製品は、ほぼ工業製品全体と同じ水準にある。商品ごとには転嫁が難しかった品目があったかも知れないが、大品目レベルで見ると比較的順調に転嫁が進んだことが見てとれる。

上述の点推定値が完全転嫁ケースの2.86%を総じて上回っている理由は、使用データの性質にあると考えられる。消費者物価指数は、調査対象商品の定価を集計したものである。ここでの統計基準は、7日間以上価格が持続したものを定価と見なすものである。3月の駆け込み需要の高まりのなかで、販売促進のために特売期間を延長した店舗があったのではないか。そのため、本来は定価データに含まれないような低価格データが3月統計に採録されてしまい、4月時点の定価と比較すると大きめの上昇率を招いたものと思われる。

### 5.1.2 転嫁時期

消費税転嫁の時期をみるために、税制ダミーについて、2月、3月、5月、6月といった増税前後の4か月について推計してみた（表2）。推計結果によると、各月の点推定値の信頼度は4月推計値に比べて大きく劣る。つまり、2014年の日本では、増税に伴う価格変動は当月に集中しており、3月以前に前倒しで転嫁をすることも、5月以降に遅れて転嫁が発生することも無かったと見なされる。但し、この例外として食料工業製品がある。軽減税率の適用品目の候補として指摘されることが多い食料品のうち、野菜、果実、精肉鮮魚を除いたものが、本研究が推計対象とした食料品工業製品である。食料工業製品では、5月と6月の税制ダミーがマイナス値としての有意となっている。つまり、食料工業製品では5

表2 消費増税に伴う価格上昇率（2014年2月-6月）

	2月ダミー	3月ダミー	4月ダミー	5月ダミー	6月ダミー	備考
工業製品	0.01 [0.02]	0.15 [0.32]	3.43 [7.46]***	0.13 [0.24]	0.19 [0.41]	推計式(6)
食料工業製品	-0.27 [-0.98]	0.16 [0.56]	3.12 [11.26]***	-0.89 [-2.20]**	-0.98 [-2.40]**	推計式(9)
繊維製品	0.50 [1.14]	-0.82 [-1.87]*	2.10 [4.85]***	0.14 [0.31]	-0.50 [-1.16]	推計式(12)
石油製品	-1.91 [-0.53]	1.88 [0.52]	4.59 [1.28]	2.65 [0.74]	0.33 [0.09]	推計式(15)
他の工業製品	-0.09 [-0.17]	-0.68 [-1.29]	3.32 [6.30]***	-0.61 [-1.16]	-0.12 [-0.20]	推計式(18)

注1：表3の推計結果のうち、2014年4月の消費税ダミー変数に関する推計値

注2：下段はt-value, \*p<0.1, \*\*p<0.05, \*\*\*p<0.01

月以降に、有意な価格の引き下げがあったのである。このマイナス分を4月のプラス値と合算すると、転嫁効果は1.25に留まる。つまり、4月時点ではほぼ完全転嫁の状況にあるが、増税後の3か月間で見ると転嫁不足の可能性が示唆される。

### 5.1.3 CPI 総合指数ベースでみた転嫁状況

消費者物価のうち総合指数に関する推計結果をみてみよう（表3）。総合指数はその構成品としてサービス製品を含むので、推計モデル式の説明変数として、製造業投入価格指数、賃金指数だけを取り上げるとは不適切である。そのため参考程度の扱いに留まる。推計結果によると、総合指数の転嫁効果は、1.84であった<sup>(26)</sup>。総合指数には非課税品が含まれるので、完全転嫁の場合でも物価上昇率は2.86%（=108/105-1）にならない。そこで課税品については完全転嫁、非課税品については価格変化が全くないとした場合の理論値を算出してみたところ2.08%であった<sup>(27)</sup>。推計結果から得た1.84は、この値を若干下回る程度である。消費者物価指数に与えた影響は、全体レベルではほぼ完全転嫁の状態であり、転嫁対策は奏功したと見なされよう。

税制ダミー変数以外の説明変数としては、投入価格指数、賃金指数を用いた。このうち賃金指数の説明力がやや弱かった。なお、投入価格や賃金における価格変化が、ただちに消費者物価の上昇をもたらすとは考えにくく、消費者物価に波及するまでには時間の遅れが存在するはずである。そこで投入価格上昇率の1次差分、賃金上昇率の1次差分については、それぞれラグ変数を説明変数としている<sup>(28)</sup>。さらに、推計モデルでは自己ラグ変数として、消費者物価上昇率の1次差分の前月値ほかを加えている<sup>(29)</sup>。

### 5.1.4 中分類費目に関する推計結果

中分類品目に関する推計結果をみていく（表4）。食料工業製品の内訳である油脂・調味料3.06、菓子類2.98、調理食品3.15、飲料2.94、酒類3.77、たばこ3.76は、いずれも点推定値を見るかぎりでは過剰転嫁である。食料工業製品については、他の工業製品に比べても特に転嫁されなかったという訳ではなさそうである。

表3 推計結果(工業製品とその内訳である大分類目, 総合CPI)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	
	総 All items	総 All items	工業製品 Industrial products	工業製品 Industrial products	工業製品 Industrial products	工業製品 Industrial products	食料工業製品 Food products	食料工業製品 Food products	食料工業製品 Food products	繊維製品 Textiles	繊維製品 Textiles	石油製品 Petroleum products	石油製品 Petroleum products	石油製品 Petroleum products	他の工業製品 Other industrial products	他の工業製品 Other industrial products	他の工業製品 Other industrial products	他の工業製品 Other industrial products	
税制ダミー VAT dummy	2014 m2 2014 m3 2014 m4 2014 m5 2014 m6	0.1952 [0.69] 0.2296 [0.81] 1.8369 [6.57]*** 0.1409 [0.42] -0.1214 [-0.43]	0.0079 [0.02] 0.1481 [0.32] 3.3896 [7.54]*** 0.1395 [0.24] 0.1862 [0.41]																
投入価格指数 Input prices	IOPI (-1) IOPI (-2) IOPI (-3) IOPI (-4) IOPI (-5) IOPI (-6) IOPI (-10)	0.0757 [3.74]*** 0.0003 [0.01]	0.0769 [4.25]***	0.2683 [7.83]*** -0.0555 [-1.47]	0.237 [7.54]***	0.2421 [6.82]***	0.0151 [0.49] 0.0422 [1.24]	0.0513 [1.68]* 0.0497 [1.69]*	0.0497 [1.69]*	0.0466 [1.17]	0.0449 [1.18]	0.043 [1.12]	0.2421 [5.04]*** 0.0075 [0.14] 0.0455 [1.15]	0.2203 [4.86]***	0.0288 [0.95]	0.027 [0.93]	0.027 [0.93]	0.027 [0.93]	
賃金指数 Wages	WI (-1) WI (-2) WI (-3) WI (-4) WI (-6) WI (-7) WI (-9)	0.0175 [1.41] 0.0096 [0.75]	0.0141 [1.20]	-0.0305 [-1.56]	0.0076 [0.39]	0.0058 [1.08]	0.007 [1.22] 0.0101 [1.75]* 0.0046 [0.79]	0.0066 [1.18] 0.0104 [1.85]* 0.0046 [0.79]	0.0058 [1.08]	0.0056 [0.30]	0.0068 [0.38]	0.0058 [0.38]	0.0541 [0.39]	0.1381 [1.03]	0.0086 [0.37]	0.0362 [1.23]	0.0369 [1.24]	0.0369 [1.24]	
自己ラテ Lag variables	CPI (-1) CPI (-2) CPI (-3) CPI (-5) CPI (-6) CPI (-9) CPI (-11)	0.1503 [1.78]* -0.0965 [-1.16]	0.1119 [1.13]	0.1036 [1.25] -0.0218 [-0.28]	0.0448 [0.58]	0.0295 [0.30]	0.1936 [2.90]*** 0.1156 [1.64] 0.1729 [2.49]**	0.1919 [2.94]*** 0.1027 [1.53] 0.1892 [2.85]***	0.2987 [3.22]*** 0.2403 [2.49]** 0.1293 [1.96]*	0.0969 [0.70]	0.046 [0.40]	0.0397 [0.34]	0.1243 [0.92]	0.1012 [0.76]	0.0922 [1.10]	0.086 [0.37]	0.086 [0.37]	0.086 [0.37]	0.086 [0.37]
Observations R-squared Adj-R-squared Breusch-Godfrey LM test (Prob> chi 2, H0 = no serial correlation)		110 0.429 0.390	111 0.416 0.394	110 0.608 0.582	110 0.588 0.573	110 0.590 0.557	108 0.646 0.610	110 0.642 0.614	110 0.646 0.646	103 0.279 0.231	103 0.276 0.231	103 0.323 0.250	105 0.407 0.352	105 0.390 0.340	105 0.409 0.347	105 0.407 0.364	105 0.407 0.364	105 0.407 0.364	105 0.407 0.364
lag (-1) lag (-2) lag (-3)		0.408 0.679 0.460	0.946 0.728 0.283	0.971 0.966 0.999	0.196 0.428 0.597	0.105 0.263 0.438	0.109 0.136 0.080	0.101 0.110 0.072	0.745 0.476 0.140	0.165 0.118 0.161	0.157 0.102 0.147	0.345 0.125 0.125	0.517 0.268 0.404	0.447 0.263 0.371	0.741 0.453 0.659	0.921 0.471 0.680	0.921 0.471 0.680	0.921 0.471 0.680	0.921 0.471 0.680

注1: \*p<0.1, \*\*p<0.05, \*\*\*p<0.01

注2: プロインシュ・ゴッドフレイト検定により, 誤差項に関する3次までの自己相関の検定を実施した。おおむね自己相関なしとの結果を得ている。

表 4 推計結果 (中分類品目)

	油脂・調味料 Oils, fats & seasonings	菓子類 Cakes & candies	調理食品 Cooked food	飲料 Beverages	酒類 Alcoholic beverages	たばこ Tobacco	家事用消耗品 Domestic non-durable goods	医薬品・健康保持用医薬品 Medicines & health fortification supplies	保健医療用品・器具 Medical supplies & appliances	トイレ Toilet	理美容用品 Toilet	ガソリン Gasoline	洋服 Clothing	シャツ・セーター類 Shirts & sweaters	下着類 Underwear	履物類 Footwear	一般家具 General furniture	家事雑貨 Domestic utensils	教養娯楽用品 Recreational goods	書籍・他の印刷物 Books & other reading materials	身の回り用品 Personal effects	家事用耐久財 Durable assisting householdwork	自動車 Automobiles	教養娯楽用耐久財 Recreational durable goods
	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	
2014 m2																								
2014 m3																								
2014 m4	3.0566 [3.52]**	2.9845 [5.74]**	3.1516 [8.99]**	2.9853 [7.49]**	3.7654 [14.68]**	3.7591 [0.74]	4.7298 [7.89]**	3.9528 [4.70]**	2.8509 [5.59]**	-3.2987 [7.96]**	5.5754 [1.20]	2.0045 [2.45]**	0.1779 [0.24]	2.9159 [9.95]**	1.9822 [4.41]**	2.7981 [4.57]**	3.155 [11.26]**	4.8647 [9.08]**	2.7699 [23.44]**	2.8059 [3.84]**	5.4738 [3.77]**	2.837 [10.04]**	1.5502 [0.48]	
2014 m5																								
2014 m6																								
IOPI (-1)		0.0725 [1.52]				1.2611 [2.65]**						0.256 [6.50]**						0.0367 [2.33]**		0.2091 [2.93]**		0.1883 [3.34]**	0.8002 [1.65]	
IOPI (-2)																								
IOPI (-3)																								
IOPI (-4)					0.0593 [2.27]**																			
IOPI (-5)			0.0795 [2.47]**	0.121 [3.36]**	0.0822 [3.14]**			0.0928 [1.95]*		0.0135 [1.43]			0.0854 [1.33]				0.1104 [2.16]**							
IOPI (-6)	0.298 [3.74]**						0.0505 [3.27]**													0.0108 [0.91]				
IOPI (-8)									0.0602 [2.10]**															
IOPI (-10)							0.0457 [2.97]**							0.0972 [3.74]**										
IOPI (-11)																								
IOPI (-12)						1.6182 [3.41]**																		
WI (-1)					0.0065 [1.31]																			
WI (-2)								0.0611 [1.74]*																
WI (-3)						0.1819 [1.82]*																		
WI (-4)																								
WI (-5)																								
WI (-6)								0.0788 [2.29]**		0.0253 [1.72]*														
WI (-7)																								
WI (-8)													0.0653 [1.66]											
WI (-9)							0.0237 [1.02]																	
WI (-10)						0.2096 [2.10]**						0.2954 [1.71]*												
CPI (-1)		0.2309 [2.01]**	0.1965 [2.60]**	-0.2158 [-2.52]**																				
CPI (-2)	0.1908 [2.22]**	0.252 [1.83]**	0.329 [2.99]**	0.46 [2.99]**	0.704 [2.48]**	0.133 [2.48]**	0.1128 [1.53]																	
CPI (-3)																								
CPI (-4)																								
CPI (-5)																								
CPI (-6)																								
CPI (-8)																								
CPI (-10)																								
Observations	108	111	108	109	109	102	105	106	105	108	105	107	109	104	103	106	108	108	110	110	102	111	106	
R-squared	0.252	0.329	0.512	0.46	0.704	0.263	0.489	0.306	0.349	0.478	0.332	0.118	0.136	0.623	0.277	0.252	0.380	0.553	0.843	0.239	0.373	0.514	0.132	
Breusch-Godfrey LM test (Prob > chi2, H0 = no serial correlation)	0.629	0.629	0.629	0.629	0.629	0.162	0.651	0.274	0.319	0.358	0.312	0.884	0.895	0.680	0.240	0.222	0.359	0.551	0.857	0.253	0.540	0.496	0.152	
lag (-1)	0.002	0.565	0.570	0.502	0.502	0.277	0.299	0.165	0.078	0.007	0.687	0.211	0.016	0.409	0.047	0.649	0.498	0.252	0.014	0.671	0.163	0.002	0.500	
lag (-2)	0.009	0.730	0.516	0.809	0.651	0.531	0.274	0.005	0.192	0.022	0.203	0.243	0.020	0.352	0.047	0.774	0.118	0.459	0.012	0.872	0.182	0.004	0.338	
lag (-3)	0.014	0.513	0.718	0.922	0.108	0.585	0.165	0.006	0.347	0.050	0.285	0.140	0.007	0.529	0.059	0.790	0.233	0.487	0.022	0.896	0.212	0.010	0.136	

注 1 : \*p < 0.1, \*\*p < 0.05, \*\*\*p < 0.01

注 2 : プロロイシュ・ゴッドフレイト検定により, 誤差項に関する 3 次までの自己相関の検定を実施した。(19) (28) (31) (33) (37) (40) に関しては, 系列相関の存在が疑われる。

家事用消耗品（洗剤，トイレトーパーなど）4.72，医薬品・健康保持用摂取品（市販薬など）3.95，保健医療用品・器具（眼鏡，紙おむつなど）2.85，理美容用品（化粧品など）2.99の4品目については，いずれもスーパー，ドラッグストアにおいて販売される消耗品が多いが，品目ごとに価格転嫁の程度が異なる。家事用消耗品は過剰転嫁である一方で，保健医療用品・器具はほぼ完全転嫁の水準にある。

衣類については，総じて転嫁不足であり，具体的には洋服2.00，下着類2.92，履物類1.99であった。

機械類を除く耐久財については，教養娯楽用品（文具，運動用具など）4.86，家事雑貨（食器類，台所用品など）3.16では転嫁の程度が高いものの，身の回り品（かばん類）2.81，一般家具2.80，書籍・他の印刷物2.77では，転嫁不足となっている。これらは専門店で販売される製品群であり，完全競争に近く市場支配力が劣る。そのため完全転嫁が予想されるが，日本での結果はむしろ逆である。需要の価格弾力性が高いので，供給側が税負担を受け入れたという傾向が示唆される。

機械類については，家事用耐久財（冷蔵庫，炊飯器など）5.47，教養娯楽用耐久財（テレビ，パソコンなど）1.55，自動車2.68であった。教養娯楽用耐久財は，消費者物価の測定において品質調整が施されるので，性能向上を反映して価格は総じて低下傾向を示す。この要因がうまく除去できていない模様である。

機械類に限らず，中分類品目に関する推計結果は，財の種類や販売形態が類似する製品のなかでも点推定値に乖離がみられる。本研究では，説明変数として，投入価格，賃金，税制ダミー変数を採用しているが，各品目により対応したコスト変数が必要である。さらに市場要因（販売量もしくは供給量など）の変数を加味する必要があるかも知れない。

### 5.1.5 消費税ダミーの安定性

消費税ダミーと名付けても，その実際は各月に関する定数項補正に過ぎない。推計モデルは，定数項無しで推計しているので，説明変数（投入産出価格指数，賃金指数，ラグつき自己変数）以外の要因が消費税ダミーに含まれている可能性がある。推計モデルに，定数項，4月ダミー変数（2014年以外を含む）を入れた場合に，消費税ダミーがどのように変化するかを検討した。

#### ・定数項ダミーの追加

モデル式に定数項を加えて新たに推計した。もし，それが有意にプラス推計値ならば，消費税ダミーの点推計値は低下するだろう。しかし，推計結果によると定数項推計値は，ほぼゼロであり有意性は低かった（表5）。そのため税制ダミー（2014年4月のみを1.0とする変数）には変化が無かった。

#### ・4月ダミーの追加

4月ダミー変数とは，毎年4月を1.0とする変数である。この変数が有意であると，毎年4月に価格改定が存在し，2014年4月における価格の上昇には消費税以外の要因が存在することを示唆する。しかし，推計結果によると（表5），4月ダミー変数の推計値は総じて小さく有意性も低かった。そのため税制ダミー変数（2014年4月のみを1.0とする変数）にはほとんど変化が無かった。税制ダミー変数の推計値は安定していることが分かる。

表5 モデル変数の追加に伴う推計結果の変化

	オリジナル推計 税制ダミー (4月)	定数項の追加ケース		4月ダミーの追加ケース		備考
		税制ダミー (4月)	定数項	税制ダミー (4月)	4月ダミー変数	
工業製品	3.43 [7.46]***	3.42 [7.37]***	0.008 [0.18]	3.51 [7.18]***	-0.084 [-0.52]	推計式(6)
食料工業 製品	3.12 [11.26]***	3.12 [11.14]***	0.002 [0.08]	3.10 [10.50]***	0.017 [0.17]	推計式(9)
繊維製品	2.10 [4.85]***	2.11 [4.81]***	-0.007 [-0.16]	2.17 [4.71]***	-0.069 [-0.45]	推計式(12)
石油製品	4.59 [1.28]	4.59 [1.27]	0.000 [0.00]	5.17 [1.35]	-0.582 [-0.46]	推計式(15)
他の工業 製品	3.32 [6.30]***	3.28 [6.17]***	0.038 [0.73]	3.32 [5.90]***	0.002 [0.01]	推計式(18)

注1：論文中の表3に対応。推計式に、1)定数項を追加したケース、2)4月ダミー変数を追加したケースを推計した。

注2：下段はt-value, \*p<0.1, \*\*p<0.05, \*\*\*p<0.01

## 5.2 1997年と2014年の比較

1997年と2014年における消費増税の転嫁状況を比較する。上述の推計モデルと同じ分析を、推計期間は、1989年1月から1997年9月までの9年間105か月とした。1997年4月には消費税率が3%から5%に引き上げられている。税率の引き上げポイントは2%に留まり、完全転嫁の場合の引き上げポイントは1.94% (=105/103-1) である。物価動向をみておくと、引上げ直前の6か月間（1996年10月-1997年3月）における工業製品のCPI上昇率（前年同月比）の平均は-0.5%であり、2014年の引き上げ直前の6か月間（2013年10月-2014年3月）の平均+1.4%に比べるとデフレ傾向がやや著しかった。

税率の引き上げポイントが異なるので、推計結果は単純には比較できない。そこで、完全転嫁の引き上げポイント（1997年については1.94、2014年については2.87）と1.0とする指数を算出して、これを比較することにした。

推計結果によると（表6、表7）、工業製品については1997年0.79、2014年1.18と、1997年増税時

表6 1997年増税と2014年増税の比較

	1997年		2014年	
	点推計値	1.94%=1.0	点推計値	2.87%=1.0
工業製品	1.54	0.79	3.39	1.18
食料工業製品	2.31	1.19	3.09	1.08
繊維製品	1.34	0.69	2.07	0.72
石油製品	2.84	1.46	4.31	1.50
他の工業製品	2.04	1.05	3.26	1.14
(参考) CPI 総合	1.26	0.65	1.84	0.64

注1：表3（2014年）および表7（1997年）における税制ダミー変数に関する推計値の抜粋

注2：完全転嫁の場合、1997年における価格上昇率は1.94% (=105/103-1)、2014年については2.87% (=108/105-1) と試算される。それぞれを1.0とする指数を算出した。

表 7 推計結果（総合指数，工業製品，その内訳である大分類品目・1997 年増税時）

		総合 All items (42) m97100b	工業製品 Industrial products (43) m97101b	食料工業製品 Food products (44) m97102b	繊維製品 Textiles (45) m97103a	石油製品 Petroleum products (46) m97104b	他の工業製品 Other industrial products (47) m97105b
税制ダミー VAT dummy	1997 m4	1.2627 [3.34]***	1.544 [7.94]***	2.3053 [8.04]***	1.3542 [3.45]***	2.8444 [2.53]**	2.0467 [12.69]***
	1989 m4	0.7222 [1.76]*	0.6151 [2.91]***	2.0392 [7.10]***	1.8371 [4.80]***	1.9463 [1.73]*	-0.2158 [-1.38]
投入価格指数 Input prices	IOPI	0.1679 [2.38]**	0.2585 [7.12]***			0.0884 [4.66]***	
	IOPI (-1)					0.0778 [3.43]***	
	IOPI (-3)				0.0428 [1.20]		
	IOPI (-4)			0.0431 [1.40]			
	IOPI (-5)						0.0477 [1.85]*
賃金指数 Wages	WI (-1)		0.0046 [1.31]			0.044 [1.36]	
	WI (-2)	0.0122 [1.78]*					
	WI (-3)			0.002 [0.29]	0.0157 [0.86]		0.0031 [0.43]
自己ラグ Lag variables	CPI (-1)					0.1723 [2.23]**	
	CPI (-2)		0.1291 [2.44]**		0.1439 [1.80]*		
	CPI (-3)			0.1137 [1.72]*			0.1567 [2.70]***
	CPI (-5)				0.2447 [3.10]***		
	CPI (-8)	0.1818 [2.06]**					
Observations	108	114	112	111	115	111	
R-squared	0.298	0.692	0.534	0.353	0.569	0.649	
Adj-R-squared	0.264	0.678	0.512	0.316	0.545	0.632	
Breush-Godfrey LM test (Prob>chi 2, H 0=no serial correlation)							
	lag (-1)	0.934	0.045	0.297	0.016	0.725	0.728
	lag (-2)	0.046	0.131	0.014	0.052	0.815	0.921
	lag (-3)	0.059	0.104	0.033	0.114	0.938	0.946

注 1 : \*p&lt;0.1, \*\*p&lt;0.05, \*\*\*p&lt;0.01

注 2 : プロイシュ・ゴッドフレイ検定により，誤差項に関する 3 次までの自己相関の検定を実施した。

の方が転嫁不足にある。しかし、この内訳をみていくと、食料工業製品では1997年1.19、2014年1.08、繊維製品では1997年0.69、2014年0.72、石油製品1997年1.46、2014年1.50、他の工業製品1997年1.05、2014年1.14となっており、業種別の傾向は2時点で驚くほど一致している。即ち、繊維製品では転嫁不足であること、石油製品では転嫁過剰であること、食料工業製品、他の工業製品（雑貨、家電製品ほか）では、ほぼ完全転嫁の水準にある。2014年の消費増税は、17年ぶりの引き上げであったが、そこで見られて価格転嫁は、1997年の消費増税時の傾向にほぼ一致していたのである。

1997年に比べると2014年における増税は、税率の引き上げ幅が大きく、さらに17年ぶりの増税ということで転嫁不足が懸念されていた。一方、アベノミクスにより2014年には僅かながらもインフレが発生しており、これは追い風となった。実証分析によると、1997年並みの転嫁を実現しており、価格の転嫁動向には変化が無かったことが見てとれる。

## 6. まとめ

本研究では、消費税率の引き上げに伴う価格転嫁に関する計量分析を行った。消費課税の価格転嫁に関しては、理論研究は様々な結果を予想しており、そのため実証分析による確認作業が必要であるものの、実証分析がやや遅れている。日本では、2014年4月に消費税率が17年ぶりに引き上げられ、税率が5%から8%となったが、本研究では、消費者物価指数を用いて、このうち工業製品に関する実証分析を実施した。本研究から得られた知見についてまとめる。

第1に、消費者物価という定価ベースでみると、少なくとも2014年4月時点の価格改定においては、多くの消費財においてほぼ完全転嫁の状況にあり、税制が予想する価格変化率2.86%が実現している。企業は消費増税を契機として、税抜き価格を操作することは少なかった模様である。

第2に、上記の例外として繊維製品がある。繊維製品では、もともと価格動向に季節変動がみられ、毎年4月は新製品の投入に伴う価格上昇の時期にあたる。ここで増税要因だけを取り出すと、転嫁不足にあることが分かった。デフレ期に比べるとインフレ期の方が、消費増税を実施しやすいと考えられるが、転嫁はむしろ困難化する可能性がある。

第3に、食料品に関して、本研究では食料工業製品に限定して実証分析を行ったが、4月時点ではほぼ完全転嫁の状況にある。しかし、5月以降に価格の低下が生じており、転嫁不足の可能性が示唆された<sup>(30)</sup>。翌月以降に転嫁状況を調整する企業行動がある。

最後に、今後の課題について述べる。中分類品目に関しては、品目間の乖離が目立つという点である。さらなる改善が推計モデルに求められる。また、被説明変数とした消費者物価指数は、販売店における定価データを採録したものであり、特売品の価格を含まないという欠点がある。つまり、本研究からは、わが国の消費税は、定価に関してはほぼ完全転嫁を実現しており、政府による転嫁対策の奏功がみてとれる。しかし、最近のマイクロ価格データ分析によると、スーパーなどでは、定価よりも特売価格において、売上数量が大きく伸びる傾向があるという。特売品価格を考慮した転嫁の検討が今後の課題である。

(謝辞)

本稿は日本経済学会(2015年度春季大会)における報告論文に、加筆、修正をしたものである。本稿の作成にあたり、討論者を引受けて下さった滋野由紀子先生(大阪市立大学)をはじめフロアの方々、あるいは本雑誌の匿名のレフェリーから有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。本稿における誤りはすべて筆者に帰する。

〈注〉

- (1) 消費税の創設に至る経緯については石(2009)、1997年の増税に対する評価については軽部、西野(1999)が参考になる。
- (2) 岩崎(2013)は、消費増税に反対して選挙に当選した政治家の存在がわが国の消費増税を遅らせたと分析している。清水(2013)、伊藤(2013)は、政治の現場において社会保障改革と消費増税が結び付けられた経緯を報告している。
- (3) 消費増税の時期を1年半だけ延期した直接の契機は、2014年11月に内閣府が発表した2014年7-9月期のGDP速報値の結果である。消費増税から3か月を経た7月以降になっても民間消費の伸び悩みが続いており、いわゆるアベノミクスが展開した円安政策が、企業部門の輸出や設備投資をそれほど喚起しなかった。そのため景気の腰折れが強く懸念された。
- (4) 経済産業省(2014)による月次モニタリング調査。日本商工会議所による会員中小企業からの調査によると、増税分を転嫁できているとした企業は、1997年4月40%、2014年4月63%である(読売新聞2014年7月3日)。加藤(2012)は、1989年と1997年の増税時における類似調査を整理している。
- (5) 2014年度の経済財政白書が物価分析を行ったのは、注目を集めるアベノミクス(大胆な金融緩和、機動的な財政政策、成長戦略)が、デフレから脱却して物価上昇率2%を実現することを目指しているからである。そのため物価動向の分析が極めて重要となる。
- (6) より具体的には、消費者物価指数を構成する財・サービスのうち、消費税の課税対象の財については、2014年4月の引き上げポイント3%だけ価格を減じるという操作を施しているのだから、増税分はすべて価格に転嫁(つまり税収の負担は消費者に帰着)されたと見なしている。なお、非課税品については価格操作は行わない。
- (7) Besley and Rosen(1999)は、付加価値税の影響分析に際して、消費者にすべて転嫁されるとする仮定(full-shifting hypothesis)には理由がないと指摘している。
- (8) 与党税制協議会では、飲食料品を軽減税率の対象とする8案を提示しており、全ての飲食料品に軽減税率を適用すると、税率1%あたり6,600億円もの税収減になるという(読売新聞2014年5月30日)。さらに与党税制協議会は、関係業界に対するヒアリングを実施したが、JA全中(全国農業協同組合中央会)などの生産者は軽減税率に賛成、日本チェーンストア協会などの販売者は反対を表明している(読売新聞2014年7月30日)。その後、2015年半ばにかけて軽減税率の適用対象となる食料品の線引きの困難性が明らかとなり、2015年9月には、軽減税率、給付金方式、マイナンバー利用の事後精算方式の3案が将来候補となるに至った。2015年12月時点では、軽減税率の導入はほぼ確実視されている。
- (9) 別の主張として、消費者に税が転嫁できない財・サービスでは、企業活力の維持のために軽減税率を適用すべきという考え方があるだろう。しかし、これは特定業界の保護に他ならない。
- (10) 本稿では、消費増税が物価全体に及ぼす影響については検討しない。消費税とインフレの関係については、國枝(2013)が参考になる。
- (11) 両氏は執筆時に、オーストリアのInstitute for Advanced Studies(ドイツ語略称IHS)に所属しており、研究代表はイギリスのInstitute for Fiscal Studies(IFS)であった。
- (12) Carbonnier(2013)における研究サーベイも参考になる。不完全競争市場における転嫁分析の重要性を指摘した論文としては、Stern(1987)が挙げられる。
- (13) 消費税が実需に与えた影響を分析した研究としては、Cashin and Unayama(2011)がある。また、北村、宮崎(2013)は、消費需要関数の計測から最適課税を研究している。これらの研究は課税による価格への影響については検討していない。
- (14) 価格モデルの分析方法については、藤川(2005)に詳しい。本間、滋野、福重(1995)では産業連関分析

- を用いた価格効果についてサーベイをしている。
- (15) この3%増という数値は、オーストラリアの他機関が別の推計手法により得た水準にほぼ一致しているという。
- (16) ミクロデータを用いることにより、価格改定の頻度が分析できる。付加価値税とは直接的な関係を有さないが、エネルギー財、非加工食品の改定頻度が高く、サービス品は硬直的という。また、企業規模別にみると大企業、小企業であってもオーナー企業の改定頻度が高く、小企業の改定頻度は低いなど、興味深い結果を得ている。Jonkerらによると、スペイン、ベルギーにも類似研究があるという。日本では、消費増税に伴う価格変化に関する研究は今のところ公表されていない。日本でのミクロ価格データを用いた研究事例としては、阿部、塩谷（2011）、Sudo, Ueda and Watanabe（2014）などがある。
- (17) 石油製品への課税分析では、対象商品を特定化しているがゆえに、市場特性（需要量、供給量、市場シェア）に関するデータが入手しやすく、計量モデルにおける説明変数に取り込まれることが多い。戒能（2008）、Marion and Muehlegger（2011）を参照。
- (18) 単位根検定に際しては、ディッキー・フラー GLS 検定（DF-GLS）を用いた。消費者物価指数、投入価格指数、賃金指数は、いずれも時系列データなのでトレンドを有している可能性がある。そこで前年同月比データに変換したが、依然として非定常であった。さらに一次差分をとることにより、定常化を実現している。付表 1 a, 1 b, 1 c を参照。
- (19) 被説明変数である消費者物価指数と、説明変数である投入価格指数、賃金指数の対応関係については、付表 2 を参照。
- (20) 推計期間を 10 年間とした理由は、2014 年増税と 1997 年増税の比較のために、両者の推計期間をほぼ同じとしたことによる。1997 年増税の推計期間は、1989 年の消費増税後の 10 年間としている。
- (21) 投入価格指数は、日本銀行「企業物価指数」「企業向けサービス価格指数」ほかを、総務省「産業連関表」における投入係数を用いて加重平均することにより算出される。
- (22) 商業部門の投入価格をモデルにおいて、考慮していないという批判が成り立つ。総務省「2005 年産業連関表」における運輸・マージン表をもとに、今次の研究対象とした工業製品群について生産者価格の内訳を算出したところ、購入者価格（製造業）72.4%、商業マージン 26.1%、運輸マージン 1.5%であった。販売価格の 7 割は製造部分で決められているのである。製造業の投入価格をもって、当該製品の税抜きコストと判断しても良いと考えた。
- (23) 但し、依然として投入財価格であっても税込み価格である。つまり、原材料の販売者における消費税の転嫁問題が残る。また、小売業における仕入れ価格と販売価格には、短期的には連動性が小さいという可能性が指摘されるだろう。後者については、阿部、外木、渡辺（2008）を参照。
- (24) ここでは、いずれも「製造業総合」に関するデータをチェックするが、推計モデルの説明変数においては、もう少し細かい業種別指数データを用いている。
- (25) 推計式における被説明変数は、CPI 伸び率（前年同月比）の 1 次差分である。完全転嫁かつ他の要因が無く、さらに CPI 上昇率がゼロの場合には、2014 年 4 月時点の 1 次差分の上昇率は 2.86%ポイントとなる。しかし、実際の CPI は 2%程度の上昇傾向にあるので、1 次差分の上昇率は 2.91%ポイントとズレが生じる。推計式が得るパラメータ推定値は、こちらに近いものとなる。しかし、その差は 1.02 倍に過ぎない。そこで推計式におけるダミー変数の点推定値を、そのまま転嫁の程度と見なすことにした。
- (26) 表 3 における推計結果（1）を見よ。
- (27) 非課税品には、公的医療、授業料、帰属家賃などがあり、総合指数ウェイトのうち構成比 27%に達している。
- (28) 己相関係数をもとにラグ月数の判定を行い、推計モデルの変数選択に活用した。
- (29) 計モデルでは、物価上昇率の 1 次差分によりデータを定常化しているが、前月の 1 次差分が大きい場合、つまり価格が上方傾向もしくは下方傾向を示すと、当月にその効果が持続することがある。自己ラグ変数は、このようなトレンドをさらに取り除く。
- (30) 完全転嫁ケースの消費税負担については、高山、白石（2010）が試算結果を示す。逆進性対策としての給付つき税額控除については、高山、白石（2011）が検討している。

## 参考文献

- 阿部修人, 塩谷匡介 (2011), 「Homescan による家計別の物価変化率の特徴」『経済研究』, 第 62 卷 4 号, pp. 356-370.
- 阿部修人, 外木暁幸, 渡辺努 (2008), 「企業出荷価格の粘着性 — アンケートと POS データに基づく分析」『経済研究』, 第 62 卷 4 号, pp. 305-316.
- 石弘光 (2009), 『消費税の政治経済学 — 税制と政治のはざままで』日本経済新聞出版社.
- 伊藤裕香子 (2013), 『消費税日記 — 検証増税 786 日の攻防』プレジデント社.
- 岩崎健久 (2013), 『消費税の政治力学』中央経済社.
- 戒能一成 (2008), 「原油価格高騰などに伴う価格転嫁に関する動態的分析」RIETI Discussion Paper Series 08-J-061, 経済産業研究所, pp. 1-64.
- 加藤慶一 (2012), 「消費税の転嫁に関する議論」国立国会図書館 Issue Brief 759 号.
- 金子能宏, サリディナター・プーチット (2006), 「社会保障財源としての消費税負担の影響 — 消費者物価水準への転嫁の検証」『季刊・社会保障研究』, 第 42 卷 3 号, pp. 219-234.
- 軽部謙介, 西野智彦 (1999), 『検証経済失政 — 誰が, 何を, なぜ間違えたか』岩波書店.
- 北村行伸, 宮崎毅 (2013), 『税制改革のミクロ実証分析』岩波書店.
- 國枝繁樹 (2013), 「インフレ促進税としての消費税増税」『租税研究』, 2013 年 5 月号, pp. 4-30.
- 清水真人 (2013), 『消費税 — 政と官との「十年戦争」』新潮社.
- 醍醐聡 (2012), 『消費税増税の大罪 — 会計学者が明かす財源の代案』柏書房.
- 醍醐聡 (2013), 「消費税の宿罪 — 逆進性と転嫁の問題を中心に」日本租税理論学会編『税制改革と消費税』所収, pp. 3-16, 法律文化社.
- 高山憲之, 白石浩介 (2010), 「わが国世帯における消費税の負担水準」一橋大学経済研究所世代間問題研究機構 ディスカッション・ペーパー 491 号.
- 高山憲之, 白石浩介 (2011), 「給付つき税額控除による消費税負担の軽減」一橋大学経済研究所世代間問題研究機構 ディスカッション・ペーパー 503 号.
- 林宏昭, 橋本恭之 (1991), 「消費税の価格分析 — 昭和 55 年産業連関表と昭和 60 年産業連関表による分析」『四日市大学論集』第 3 卷第 2 号, pp. 19-31.
- 藤川清史 (2005), 『産業連関分析入門 — Excel と VBA でらくらく IO 分析』日本評論社.
- 本間正明, 滋野由紀子, 福重元嗣 (1995), 「消費税導入による消費者物価上昇効果の分析」『経済研究』, 第 46 卷 3 号, pp. 193-215.
- 経済産業省 (2014), 「消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査 (4 月書面調査) の結果について」経済産業省.
- 内閣府 (2014), 『平成 26 年度 経済財政白書』内閣府.
- 読売新聞, 「軽減税率 — 対象 8 案明記」2014 年 5 月 30 日.
- 読売新聞, 「日商調査 — 消費税転嫁中小 9 割」2014 年 7 月 3 日.
- 読売新聞, 「軽減税率 — 割れる主張」2014 年 7 月 30 日.
- Berger, J. and L. Strohner (2011), “The effect of VAT on price-setting behavior”, in: Institute for Fiscal Studies, eds., *A Retrospective evaluation of elements of the EU VAT System*, TAXUD/2010/DE/328, Chapter 8 (Institute for Fiscal Studies, London).
- Besley, T. J. and H. S. Rosen (1999), “Sales Taxes and Prices: An Empirical Analysis”, *National Tax Journal*, Vol. 52 No. 2, pp. 157-178.
- Bundesbank (2008), “Price and volume effects of VAT increase on 1 January 2007”, in: Deutsche Bundesbank eds., *Monthly Report*, April 2008 (Deutsche Bundesbank, Germany).
- Carare, A. and S. Danninger (2008), “Inflation Smoothing and the Modest Effect of VAT in Germany”, *IMF Working Paper*, WP/08/175 (International Monetary Fund, Washington).
- Carbonnier, C (2005), “Is tax shifting asymmetric? Evidence from French VAT reforms, 1995-2000”, *Working Paper*, no. 2005-34 (Paris-Jourdan Sciences Economiques, Paris).
- Carbonnier, C (2007), “Who pays sales taxes? Evidence from French VAT reforms, 1987-1999”, *Journal of*

- Public Economics*, Vol. 91, pp. 1219–1229.
- Carbonnier, C (2013), “The Incidence of Non-Linear Consumption Taxes”, *Thema Working Paper*, no. 2013–19 (Universite de Cergy Pontoise, France).
- Cashin, D. and T. Unayama (2011), “The Intertemporal Substitution and Income Effects of a VAT Rate Increase: Evidence from Japan”, *RIETI Discussion Paper Series*, 11–E–045 (The Research Institute of Economy, Trade and Industry, Tokyo).
- Fullerton, D. and G. E. Metcalf (2002), “Tax Incidence”, in: A. J. Auerbach and M. Feldstein, eds., *Handbook of Public Economics*, Vol. 4 (Elsevier, Amsterdam).
- Jonker, N., C. Folkertsma and H. Bligenberg (2004), “An Empirical Analysis of Price Setting Behavior in the Netherlands in the period 1998–2003 Using Micro Data”, *Working Paper Series*, No. 413 (European Central Bank, Germany).
- Marion, J. and E. Muehlegger (2011), “Fuel Tax Incidence and Supply Conditions”, *NBER Working Paper*, 16863, Massachusetts.
- Poterba, J. M. (1996), “Retail Price Reactions to Changes in State and Local Sales Taxes”, *National Tax Journal*, Vol. 49 no. 2, pp. 165–76.
- Salanié, B. (2011), *The Economics of Taxation*, 2nd Edition (The MIT Press, Massachusetts).
- Stern, N. (1987), “The Effects of Taxation, Price Control and Government Contracts in Oligopoly and Monopolistic Competition”, *Journal of Public Economics*, vol. 32 (2), pp. 133–158.
- Sudo, N, K. Ueda and K. Watanabe (2014), “Micro Price Dynamics during Japan’s Lost Decades”, *Asian Economic Policy Review*, vol. 9, pp. 44–64.
- Valadkhani, A. (2005), “Goods and Services Tax Effects on Good and Services Included in the Consumer Price Index Basket”, *The Economic Record*, Vol. 81, NO. 255, S 104–S 114 (The Economic Society of Australia, Austraria).

付表 1 a 単位根検定 (消費者物価指数の前年同月比の 1 次差分, 被説明変数)

DF-GLS Statistic CPI increase rates	Lags											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 総合	-5.692***	-5.464***	-4.313***	-3.653***	-3.761***	-2.911*	-2.766*	-2.371	-2.381	-2.404	-3.460**	-3.265**
2 工業製品	-5.365***	-5.258***	-5.163***	-4.225***	-4.149***	-3.559**	-3.289**	-3.112**	-3.421**	-3.642***	-5.196***	-3.797***
3 食料工業製品	-4.897***	-3.472**	-2.248	-1.978	-2.136	-2.629	-2.778*	-3.340**	-3.068**	-2.759*	-3.373**	-3.064**
4 繊維製品	-5.320***	-4.226***	-3.437**	-2.670	-2.354	-2.292	-2.225	-2.200	-2.188	-2.197	-2.091	-2.179
5 石油製品	-5.368***	-5.511***	-5.203***	-4.585***	-4.241***	-3.426**	-3.442**	-3.368**	-3.784***	-4.023***	-5.851***	-4.196***
6 他の工業製品	-6.733***	-5.986***	-6.558***	-5.210***	-4.202***	-3.700***	-3.004**	-2.070	-2.464	-1.967	-3.296**	-2.430
7 油脂・調味料	-5.921***	-4.994***	-4.354***	-3.423**	-3.049**	-3.789***	-2.996**	-2.361	-2.407	-2.003	-3.449**	-2.893**
8 菓子類	-4.570***	-3.467**	-2.845*	-2.365	-2.372	-2.134	-2.012	-2.217	-2.128	-2.233	-2.939**	-2.554*
9 調理食品	-4.859***	-3.677***	-2.951*	-2.202	-1.965	-1.771	-2.064	-2.599*	-2.730*	-2.865**	-4.308***	-3.904***
10 飲料	-8.106***	-5.521***	-4.172***	-4.063***	-3.407**	-3.846***	-2.777*	-2.946**	-2.481	-2.194	-3.497**	-3.545**
11 酒類	-5.729***	-4.467***	-2.986**	-2.594	-2.520	-2.333	-2.504	-2.753*	-2.628*	-2.595*	-2.668*	-2.626*
12 家事用耐久財	-7.080***	-5.251***	-4.966***	-2.863*	-2.990**	-3.312**	-2.883*	-3.145**	-2.396	-1.803	-3.659***	-2.924**
13 一般家具	-7.613***	-6.298***	-5.350***	-4.936***	-4.549***	-3.655***	-2.998**	-2.364	-2.294	-2.064	-2.589*	-2.321
14 家事雑貨	-6.390***	-5.325***	-3.872***	-2.737*	-2.057	-1.999	-2.073	-1.862	-1.979	-1.647	-3.291**	-3.149**
15 家事用消耗品	-5.642***	-4.386***	-3.452**	-2.754*	-2.954**	-2.790*	-3.014**	-2.979**	-3.297**	-2.678*	-3.826***	-3.056**
16 洋服	-5.754***	-4.686***	-4.165***	-3.266**	-2.622	-2.432	-2.320	-2.248	-2.177	-2.143	-2.057	-2.227
17 シャツ・セーター類	-8.592***	-7.697***	-5.786***	-4.837***	-3.883***	-3.033**	-2.825*	-2.774*	-2.434	-2.233	-2.826**	-2.861**
18 下着類	-8.791***	-6.293***	-4.169**	-2.976**	-2.608	-2.226	-2.690*	-2.869*	-2.136	-2.123	-2.397	-2.200
19 履物類	-6.851***	-4.780***	-4.078***	-3.617***	-2.870*	-2.462	-2.217	-2.056	-2.066	-1.975	-2.099	-2.051
20 医薬品・健康保持用摂取品	-9.913***	-7.854***	-7.446***	-6.143***	-5.351***	-5.446***	-3.744***	-3.318**	-2.471	-1.951	-2.990**	-2.532*
21 保健医療用品・器具	-7.335***	-6.187***	-5.300***	-4.508***	-3.826***	-3.422**	-2.979**	-2.466	-2.663*	-2.154	-4.271***	-3.950***
22 自動車	-7.968***	-6.011***	-4.807***	-3.843***	-3.238**	-2.912*	-2.591	-2.443	-2.298	-2.433	-3.325**	-2.940**
23 ガソリン	-5.682***	-5.597***	-5.424***	-4.925***	-4.617***	-3.745***	-3.556**	-3.315**	-3.607***	-3.697***	-5.594***	-4.272***
24 教養娯楽用耐久財	-6.996***	-6.844***	-7.486***	-5.483***	-4.633***	-4.617***	-3.149**	-2.337	-2.943**	-2.870**	-4.215***	-3.254**
25 教養娯楽用品	-6.682***	-6.091***	-4.681***	-2.846*	-2.347	-2.080	-1.843	-1.602	-1.763	-1.456	-1.764	-1.689
26 書籍・他の印刷物	-7.371***	-5.604***	-4.357***	-3.136**	-2.545	-2.175	-2.290	-2.480	-2.161	-2.085	-2.323	-2.468
27 理美容用品	-9.152***	-6.954***	-4.854***	-4.724***	-3.755***	-3.082**	-3.329**	-2.989**	-2.402	-2.063	-2.565*	-2.463
28 身の回り用品	-5.211***	-4.622***	-2.780*	-2.511	-2.409	-2.093	-2.441	-1.890	-1.857	-1.718	-2.485	-1.387
29 たばこ	-7.038***	-5.730***	-4.931***	-4.385***	-3.980***	-3.665***	-3.409**	-3.186**	-3.007*	-2.852**	-4.702***	-4.186***

注 1 : \*p<0.1, \*\*p<0.05, \*\*\*p<0.01

注 2 : デイリー・フラー-GLS 検定は, 1 次ラグ以外についても単位根検定を示す。推計モデルにおいて被説明変数となる, 消費者物価指数の前年同月比の 1 次差分 (CPI<sub>t</sub>-CPI<sub>t-1</sub>) は, ほぼ定常過程である。

付表 1 b 単位根検定 (投入価格指数の前年同月比の 1 次差分, 説明変数)

DF-GLS Statistic CPI increase rates	Lags											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 製造業総合	-4.704***	-4.252***	-4.197***	-4.253***	-3.306**	-3.438**	-4.704***	-3.757***	-3.675***	-4.090***	-5.907***	-3.489**
2 飲食料品	-3.651***	-3.494**	-3.738***	-3.959***	-3.467**	-2.748*	-3.651***	-3.205**	-3.813***	-2.845**	-4.088***	-2.565*
3 繊維製品	-4.154***	-3.704***	-3.282**	-3.244**	-2.948**	-2.649*	-4.154***	-3.031**	-2.941**	-2.951**	-4.339***	-3.687***
4 パルプ・紙・木製品	-3.856***	-3.328**	-3.137**	-3.155**	-3.484**	-4.087***	-3.856***	-4.131***	-3.523**	-3.531**	-4.519***	-3.089**
5 化学製品	-5.138***	-4.750***	-5.016***	-4.567***	-4.537***	-3.561**	-5.138***	-3.644***	-3.727***	-4.027***	-6.494***	-4.095***
6 石油・石炭製品	-5.150***	-5.099***	-3.945**	-4.064***	-3.752**	-3.359**	-5.15***	-3.236**	-2.804*	-3.081**	-4.648***	-3.231**
7 情報・通信機器	-5.176***	-4.315***	-3.544**	-3.000**	-2.902*	-2.690*	-5.176***	-2.543	-2.265	-2.292	-3.267**	-2.680*
8 輸送機械	-5.104***	-3.620***	-3.231**	-2.702*	-2.561	-3.312**	-5.104***	-4.269***	-3.671***	-3.197**	-5.250***	-4.338***
9 その他の製造工業製品	-3.453**	-2.892*	-3.848***	-3.418**	-4.251***	-3.934***	-3.453**	-4.479***	-3.352**	-4.007***	-4.606***	-3.388**
10 電気機械, 情報・通信機器, 電子部品	-5.284***	-4.538***	-4.135***	-3.627***	-3.511**	-3.126**	-5.284***	-2.975**	-3.047**	-2.913**	-4.371***	-3.348**

注 1 : \*p&lt;0.1, \*\*p&lt;0.05, \*\*\*p&lt;0.01

注 2 : ディキキー・フラグ検定は, 1 次ラグ以外についても単位根検定を示す。推計モデルにおいて被説明変数となる, 消費者物価指数の前年同月比の 1 次差分 (IOPI<sub>t</sub>-IOPI<sub>t-1</sub>) は, ほぼ定常過程である。

付表 1 c 単位根検定 (賃金指数の前年同月比の 1 次差分, 説明変数)

DF-GLS Statistic CPI increase rates	Lags											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 製造業	-10.386***	-9.035***	-8.151***	-5.368***	-3.386**	-2.987**	-2.868*	-3.031**	-3.601***	-3.089**	-3.591***	-4.050***
2 食料品・たばこ	-11.058***	-7.994***	-7.843***	-8.916***	-4.956***	-3.624***	-2.776*	-2.540	-2.325	-1.549	-1.706	-1.757
3 家具・装備品	-9.490***	-7.326***	-6.437***	-8.881***	-5.341***	-3.972***	-3.158**	-3.162**	-2.735*	-2.008	-2.467	-2.105
4 印刷・同関連業	-10.288***	-8.344***	-9.468***	-7.502***	-5.388***	-4.714***	-3.836***	-2.928**	-2.305	-1.960	-2.025	-1.636
5 輸送用機械器具	-9.267***	-7.700***	-5.923***	-3.450**	-2.603	-2.421	-2.554	-2.591	-2.775*	-2.005	-2.423	-2.395
6 消費関連製造業	-10.764***	-8.712***	-9.446***	-6.922***	-5.219***	-4.905***	-4.024***	-3.068**	-2.953**	-1.616	-1.875	-1.481
7 素材関連製造業	-10.367***	-8.911***	-7.732***	-5.615***	-3.668***	-3.073**	-2.577	-2.485	-2.363	-1.842	-1.856	-2.001
8 機械関連製造業	-9.641***	-7.684***	-6.490***	-4.155***	-2.724*	-2.482	-2.606	-3.072**	-3.769***	-3.085**	-3.829***	-3.921***

注 1 : \*p&lt;0.1, \*\*p&lt;0.05, \*\*\*p&lt;0.01

注 2 : ディキキー・フラグ検定は, 1 次ラグ以外についても単位根検定を示す。推計モデルにおいて被説明変数となる, 消費者物価指数の前年同月比の 1 次差分 (W<sub>t</sub>-W<sub>t-1</sub>) は, ほぼ定常過程である。

付表2 変数照合表

	被説明変数	説明変数	
	消費者物価指数	投入価格指数	賃金指数
1	総合	製造業総合	製造業
2	工業製品	製造業総合	製造業
3	食料工業製品	飲食料品	食料品・たばこ
4	繊維製品	繊維製品	消費関連製造業
5	石油製品	石油・石炭製品	素材関連製造業
6	他の工業製品	製造業総合	消費関連製造業
7	油脂・調味料	飲食料品	食料品・たばこ
8	菓子類	飲食料品	食料品・たばこ
9	調理食品	飲食料品	食料品・たばこ
10	飲料	飲食料品	食料品・たばこ
11	酒類	飲食料品	食料品・たばこ
12	家事用耐久財	電気機械, 情報・通信機器, 電子部品	機械関連製造業
13	一般家具	パルプ・紙・木製品	家具・装備品
14	家事雑貨	製造業総合	製造業
15	家事用消耗品	化学製品	消費関連製造業
16	洋服	繊維製品	消費関連製造業
17	シャツ・セーター類	繊維製品	消費関連製造業
18	下着類	繊維製品	消費関連製造業
19	履物類	その他の製造工業製品	消費関連製造業
20	医薬品・健康保持用摂取品	製造業総合	消費関連製造業
21	保健医療用品・器具	製造業総合	消費関連製造業
22	自動車	輸送機械	輸送用機械器具
23	ガソリン	石油・石炭製品	素材関連製造業
24	教養娯楽用耐久財	情報・通信機器	機械関連製造業
25	教養娯楽用品	その他の製造工業製品	消費関連製造業
26	書籍・他の印刷物	その他の製造工業製品	印刷・同関連業
27	理美容用品	化学製品	消費関連製造業
28	身の回り用品	その他の製造工業製品	消費関連製造業
29	たばこ	飲食料品	食料品・たばこ
出所	総務省「消費者物価指数」	日本銀行「投入・産出価格指数」	厚生労働省「毎月勤労統計調査」

注：被説明変数である消費者物価指数における大分類・中分類項目と、それに対応する説明変数における投入価格指数、賃金指数の中分類項目を示す。

## 翻訳 — McCullen v. Coakley, 573 U.S. \_\_ (2014) 判決

小 竹 聡

### 訳者はしがき

本稿は、合衆国最高裁判所において、2014年1月15日に口頭弁論が開かれ、同年6月26日に判決が下された McCullen v. Coakley, 573 U.S. \_\_ (2014) 判決の全訳である。本件は、中絶クリニックへのアクセスを規制するマサチューセッツ州法の合憲性が争われたものであるが、合衆国最高裁判所は、全員一致で、クリニックの周囲の35フィート（約10.7メートル）の固定された緩衝区域（a 35-foot fixed buffer zone）の設定を違憲と判示した。しかし、その理由づけをめぐっては、裁判官の意見は5対4に分かれ、当該制定法を内容中立規制と見るか、それとも内容規制ないしは見解差別と見るかをめぐって、ギンズバーグ、ブライア、ソトマヨール、ケイガンの各裁判官が同調したロバーツ長官の法廷意見と、ケネディ、トーマスの両裁判官が同調するスカリア裁判官の結果同意意見、アリート裁判官の結果同意意見とが鋭く対立している。本判決の各意見では、修正1条と中絶施設へのアクセスをめぐる問題を考察する上で、興味深い議論が展開されており、ここに、脚注を含む判決全文の翻訳を行うこととした。

### McCullen v. Coakley, 573 U.S. \_\_ (2014)

ロバーツ長官が法廷意見を述べた。

マサチューセッツ州法は、病院以外の、中絶が行われる場所の入り口または車道の35フィート以内の「公道または歩道」上に、故意に立ち止まることを犯罪とする。Mass. Gen. Laws, ch. 266, §§ 120E ½(a), (b) (West 2012). 上訴人たちは、そのような施設の外側で女性に近づいて話しかけ、女性に中絶をすることを思いとどませようと試みている個人である。当該制定法は、上訴人たちが当該施設の入りに口近くでそうすることを妨げる。提起されている問題は、当該制定法が修正1条に違反するかどうかである。

#### I

#### A

2000年に、マサチューセッツ州議会は、マサチューセッツ州生殖に関する健康管理施設法（the Massachusetts Reproductive Health Care Facilities Act）を制定した。Mass. Gen. Laws, ch. 266,

§ 120E $\frac{1}{2}$  (West 2000). 同法は、中絶が行われるクリニックの外側で生じている中絶反対派と中絶の権利の擁護者との衝突に取り組むために立案された。同法は、そのような施設の入り口および車道から半径 18 フィートの境界を画定された範囲を設定した。§ 120E $\frac{1}{2}$ (b). その範囲には誰もが入ることができるが、いったんその範囲内に入れば、(一定の免除された個人以外は) 誰も、「他の者に、ちらしやビラを手渡し、看板を掲げ、または口頭での抗議、教育もしくは助言に携わるという目的のために」、他の者の 6 フィート以内に、その者が同意していない限り、故意に近づくことができない。*Ibid.* 別の規定は、「生殖に関する健康管理施設への他の者の入場または退出を故意に遮り、引き留め、妨げ、遅らせ、または阻む (knowingly obstructs, detains, hinders, impedes or blocks)」者を誰であれ刑事罰に服させた。§ 120E $\frac{1}{2}$ (e).

当該制定法は、当法廷が *Hill v. Colorado*, 530 U.S. 703 (2000) において合憲と認めていた類似したコロラド州法を手本にしていた。*Hill* に依拠して、合衆国第 1 巡回区控訴裁判所は、当該マサチューセッツ州法を修正 1 条の違憲の申立てから支持した。 *McGuire v. Reilly*, 386 F.3d 45 (2004) (*McGuire II*), *cert. denied*, 544 U.S. 974 (2005); *McGuire v. Reilly*, 260 F.3d 36 (2001) (*McGuire I*).

2007 年までに、何人かのマサチューセッツ州議会議員や法執行機関の公務員が 2000 年法を不十分とみなすようになってきていた。州議会の公聴会で、多数の証人が同法の明らかな違反を詳述した。例えば、マサチューセッツ州司法長官、マーサ・コウクリー (Martha Coakley) は、抗議を行う者たちがこの法律に「日常的に」違反すると証言した。App. 78. この主張を説明するために、コウクリーは、その緩衝区域 (the buffer zones) 内で、個人の同意を明らかに欠いたまま患者やクリニックのスタッフに近づく抗議者たちを描写するビデオを上映した。クリニックの被用者やボランティアの人たちも、抗議を行う者たちが玄関の近くやクリニックの車道内に集まり、その結果、患者になってもらえそうな人が、クリニックの入り口または駐車場に進もうとするよりはむしろクリニックから時折引き返すと証言した。

しかしながら、ボストン警察のウィリアム・B・エヴァンス (William B. Evans) 警部は、彼の警官たちがボストンの家族計画連盟クリニックで、「わずかに 5 人かそこらの逮捕しか」しておらず、また、なされた数少ない犯罪訴追が不首尾に終わったと証言した。*Id.* at 68-69. 証人たちは、執行の不足を 6 フィートの接近禁止区域 (the six-foot no-approach zones) を取り締まることの困難さによるものと考えた。エヴァンス警部は、18 フィートの区域は抗議を行う者たちで非常に込み合っているもので、その区域は「ゴールクリーズ (a goalie's crease)」に似ており、抗議を行う者が意図的に患者に近づいたかどうか、または、もしそうであるとしても、患者が同意していたかどうかを確定することを困難にすると証言した。*Id.* at 69-71. 同様の理由から、コウクリー司法長官は、6 フィートの接近禁止区域が「執行不可能」であると結論づけた。*Id.* at 79. 警察が必要なことは、抗議を行う者たちが入ることができない、クリニックの周囲の固定された緩衝区域であるとコウクリーは述べた。*Id.* at 74, 76. エヴァンス警部も同意し、そのような区域は、「我々の仕事をより容易にするであろう」と説明した。*Id.* at 68.

これらの懸念に取り組んで、マサチューセッツ州議会は当該制定法を 2007 年に修正し、(18 フィートの範囲内における) 6 フィートの接近禁止区域を、35 フィートの固定された緩衝区域に取って代え、その区域からは、個人が全面的に締め出されるようにした。当該制定法は、現在、以下のように規定す

る。即ち、

「いかなる者も、生殖に関する健康管理施設の入り口、出口または車道のどの部分からも半径 35 フィート以内の生殖に関する健康管理施設に隣接する公道または歩道に、または、生殖に関する健康管理施設の入り口、出口または車道の外側の境界線をその施設の入り口、出口または車道の前方にある道路の側線と交差する地点まで直線で拡張することによって作られる長方形の内部の地域内の生殖に関する健康管理施設に隣接する公道または歩道に、故意に入り、または、とどまってはならない。」  
Mass. Gen. Laws, ch. 266, § 120E½(b) (West 2012).

同様に、「生殖に関する健康管理施設」とは、「病院の中または敷地以外の、中絶が提供され、または、行われる場所」と定義されている。§ 120E½(a).

35 フィートの緩衝区域は、「施設の開業時間中」にのみ適用され、また、その範囲は、「はっきりと印がつけられ、掲示がなされ」なければならない。§ 120E½(c). 実際には、施設は、典型的には、弓形に塗られたペンキと隣接する歩道や道路に掲示された標識でその区域に印をつける。当該制定法に初めて違反すると、500 ドルまでの罰金、3 か月までの刑務所収監、またはその双方によって罰せられ、その後の違反は、500 ドルから 5,000 ドルの間の罰金、2 年 6 月までの刑務所収監、またはその双方によって罰せられる。§ 120E½(d).

同法は、4 種類の個人を免除する。即ち、(1)「そのような施設に入り、または出る者」、(2)「その職務の範囲内で行動する、そのような施設の被用者または代理人」、(3)「その職務の範囲内で行動する、法の執行、救急車、消防、建設、公益事業、公共事業その他の地方自治体の代理人」、そして、(4)「そのような施設に隣接する公共の歩道または道路の通行権を、単にそのような施設以外の目的地に到着するという目的のためだけに用いる者」。§ 120E½(b)(1)-(4). 当該州議会は、また、施設へのアクセスを故意に遮ることを禁止する別の規定も 2000 年法から保持した。§ 120E½(e).

## B

マサチューセッツ州の中絶クリニックの外側で立つ何人かの個人は、公平にも、抗議を行う者 (protestors) と描写され、中絶に対する道徳上または宗教上の反対を看板または詠唱を通じて、または、いくつかの場合には、面と向かっての対決のような、より攻撃的な方法によって表明する。上訴人たちは、異なった方針を取っている。上訴人たちは、中絶に代わる選択肢についての情報を提供することに関わる、「歩道での助言 (sidewalk counseling)」と彼らが呼ぶものでクリニックに近づく女性を引き込み、それらの選択肢を追求することの助けとなるようにする。例えば、上訴人、エレノア・マカーレン (Eleanor McCullen) は、典型的には、次のようなやり方で、会話を始めるであろう。即ち、「おはようございます、私のパンフレットをお渡ししてもよろしいですか。あなたのために私に何かできることがありますか。質問があれば、答えられますよ。」App. 138. その女性が受け入れてくれそうに思われれば、マカーレンは、追加の情報を与えるであろう。マカーレンと他の上訴人は、これらのやり取りの間に、親身な物腰、物静かな声の調子、そして、直接、視線を合わせることを維持することが

不可欠だと考える。そのような交流が、上訴人たちの見解では、自分たちの意図した聴衆の反感を買いがちなのである、叫ぶことや看板をこれ見よがしに見せるというような対決的方法よりも、女性を中絶させないように思いとどまらせる、はるかにより効果的な手段であると上訴人たちは信じている。反証されていない証言において、上訴人たちは、数百人の女性に中絶をやめるよう全体として説得したと述べる。

緩衝区域は、クリニックの外側の彼らの以前の場所から上訴人たちを立ち退かせている。マカーレンは、上訴人、ジーン・ザレツラ (Jean Zarrella) とエリック・キャディン (Eric Cadin) がするのと同様に、ボストンの家族計画連盟クリニックの外側で、助言を与える。上訴人、グレゴリー・スミス (Gregory Smith) は、その場所で、ロザリオの祈りを唱える。当該クリニックは、道路の角の自前のビルを使用している。その表玄関は、広々としたホワイエの中の奥まった所に置かれ、公共の歩道からおおよそ 12 フィート下がっている。同法が緩衝区域を作るために修正される前に、上訴人たちは、そのホワイエに通じる通路近くに立っていた。今では、弓形に塗られたペンキと標識で印をつけられた緩衝区域がその入り口を取り囲んでいる。この緩衝区域は、歩道沿いに一方に 23 フィート、別の方向に 26 フィート広がり、また、外に向かって、歩道の縁のきっかり 1 フィート手前まで広がっている。クリニックの入り口は、その緩衝区域の幅にもう 7 フィートを加える。Id. at 293-95. その結果、上訴人たちは、クリニックの前方にある公共の歩道の 56 フィートの幅を持った広々とした空間から効果的に排除されている。<sup>1</sup>

上訴人、マーク・バショア (Mark Bashour) とナンシー・クラーク (Nancy Clark) は、ウスターの家族計画連盟クリニックの外側で、助言と情報を与える。ボストンのクリニックとは異なり、ウスターのクリニックは、公共の道路と歩道から十分に下がって建っている。患者は、二つのうちの一つのやり方でクリニックに入る。徒歩で到着する者は、公共の歩道から出て、ほぼ 54 フィートの長さの、私道である歩行者専用通路に沿って、表玄関まで歩く。しかしながら、85 パーセント以上の患者は、車で到着し、道路からクリニックの車道に入り、私設駐車場に車を止め、私道である歩行者専用通路を表玄関まで歩く。

バショアとクラークは、私道である歩行者専用通路または車道が、歩道と交差する場所に立ち、患者が歩いて来るか車で立ち寄るかするとき患者にちらしを差し出すことを好んでいた。しかし、弓形に塗られたペンキが私道である歩行者専用通路からどちらの方向にも 35 フィート歩道に沿って広がり、また、外に向かって、道路の反地側の縁石近くまで広がる。別の弓形が車道の入り口を取り囲み、(車道の幅を含む) 歩道の 93 フィート以上にわたり、道路を横切ってほぼ 6 フィート反対側の歩道の上に広がる。Id. at 295-97. バショアとクラークは、現在、私道である歩行者専用通路および車道から少し離れて歩道に沿って立つか、道路を横切って立たなければならない。

上訴人、シビル・シー (Cyril Shea) は、ウスターのクリニックと同様に、公共の道路から後ろに下がっている、スプリングフィールドの家族計画連盟クリニックの外側で立つ。おおよそ 90 パーセン

1 その緩衝区域は、同法の下で、幅をもう 21 フィート、広げることができたであろう。しかしながら、そのより狭い地域だけが区切られたので、その地域だけが法的効力を持つ。See Mass. Gen. Laws, ch. 266, § 120E½(c).

トの患者が車で到着し、クリニックを取り囲んでいる私設駐車場に車を止める。シーは、駐車場に通じる5つの車道のうちの1つの車道の入り口に常に位置していた。弓形に塗られたペンキは、現在、入り口を取り囲み、それぞれの弓形に塗られたペンキは、(再び、車道の幅を含む)道路に平行に歩道のおおよそ100フィートにわたり、また、外に向かって、道路の中に十分広がっている。*Id.* at 297-99. ウスターのクリニックでの上訴人たちと同様に、シーは、現在、歩道に沿って、車道の入り口から離れて立っている。

3つのクリニックすべての上訴人たちは、緩衝区域が自分たちの助言の取り組みをかなりの程度妨げていると主張する。上訴人たちは、とりわけボストンのクリニックでは、緩衝区域の外側で何とか何らかの助言を行い、いくらかのパンフレットを配布しようとしているものの、緩衝区域が実施されて以降、多くの、より少ない会話しかできず、多くの、より少ないちらししか配布していないと述べる。*Id.* at 136-37, 180, 200.

当該制定法上の第2の免除は、その職務の範囲内で行動する、クリニックの被用者と代理人に緩衝区域に入ることを認める。この免除に依拠して、ボストンのクリニックは、女性がクリニックに近づくとときに女性を迎える「付き添い役 (escorts)」を用い、クリニックの入り口まで緩衝区域を通過して女性と同行する。付き添い役は、患者にパンフレットを手渡すことを上訴人たちに阻み、上訴人たちに「いかなる注意も払う」ことや「耳を傾ける」ことのないように患者に伝え、そして、上訴人たちを「狂っている」とけなすことによって、患者と意思伝達しようとする上訴人たちの試みを時々妨げると上訴人たちは主張する。*Id.* at 165, 178.

## C

2008年1月、上訴人たちは、コウクリー司法長官とその他の同州公務員を訴えた。彼らは同法の執行の差止めを求め、同法は、文面上および彼らに適用される限りで、修正1条および14条に違反すると主張した。合衆国地方裁判所は、合意された記録に基づく非陪審審理の後、上訴人たちの文面上違憲の主張を斥けた。573 F. Supp. 2d 382 (Mass. 2008).

合衆国第1巡回区控訴裁判所は、これを維持した。571 F.3d 167 (2009). 同法の2000年の規定を支持する自らの過去の判決に広く依拠して、*see* McGuire II, 386 F.3d 45; McGuire I, 260 F.3d 36, 当該裁判所は、2007年の規定を、*Ward v. Rock Against Racism*, 491 U.S. 781 (1989) で述べられたテストの下で、合理的な「時、所および方法」の規制として支持した。571 F.3d at 174-81. 当該裁判所は、また、同法が実質的に過度に広汎であり、漠然故に無効であり、そして、許容されない事前抑制であるとの上訴人たちの主張を斥けた。*Id.* at 181-84.

その後、事件は合衆国地裁に戻り、同地裁は、第1巡回区の判決が上訴人たちの適用違憲の主張のすべてを一つを除いて排除すると判示した。759 F. Supp. 2d 133 (2010). 別の非陪審審理の後、合衆国地裁は残りの適用違憲の主張を斥け、同法は、上訴人たちに意思伝達の十分な代替的経路を残していると判断した。844 F. Supp. 2d 206 (2012). 控訴裁判所は、もう一度これを維持した。708 F.3d 1 (2013). 我々は裁量上訴を認めた。570 U.S. \_\_ (2013).

## II

当該マサチューセッツ州法は、まさにその文言によって、「公道」および「歩道」へのアクセスを規制する。Mass. Gen. Laws, ch. 266, § 120E½(b) (Supp. 2007). そのような地域は、議論と討論の場としての歴史的役割の故に、「修正1条の保護の観点からの特別な地位」を占める。United States v. Grace, 461 U.S. 171, 180 (1983). これらの場所は、「伝統的パブリック・フォーラム」と我々は呼んでいるのだが、「『記憶にないほど昔から、公共の利用のために委託され、また、法的記憶の及ばぬ時代から、集会、市民の間で思想を伝達すること、および公共問題を討論することという目的のために用いられている』」。Pleasant Grove City v. Summum, 555 U.S. 460, 469 (2009) (quoting Perry Ed. Assn. v. Perry Local Educators' Assn., 460 U.S. 37, 45 (1983)).

公共の道路や歩道が意見の交換の場として発達してきたことは、偶然ではない。今日でさえも、それらの場所は、話し手が既に同じ意見の相手を説得しようとしているだけでないことを確信することができる数少ない場所の一つであり続けている。意思伝達の他の手段に関しては、不快なメッセージに直面する個人は、常に、ページをめくり、チャンネルを変え、または、ウェブ・サイトから離れることができる。公共の道路や歩道ではそうすることができない。そこでは、聞き手は、その他の場所では追い払うかもしれない言論にしばしば遭遇する。「真理が最終的に勝つであろう、抑制のない思想の市場を維持するという」修正1条の目的に照らすと、FCC v. League of Women Voters of Cal., 468 U.S. 364, 377 (1984) (internal quotation marks omitted), 伝統的パブリック・フォーラムのこの側面は、長所であり、欠点ではない。

要するに、伝統的パブリック・フォーラムは、歴史的に、言論活動のために公衆に開かれてきた地域なのである。こうして、同法が文面上、言論について何も述べないとしても、同法が伝統的パブリック・フォーラムへのアクセスを制限し、それ故、修正1条の審査に服することには疑いの余地がないし、被上訴人もそのことを争わない。See Brief of Respondents 26 (「その文言によって、同法は行動のみを規制する」とはいえ、同法は、「保護された言論の場所と時を付随的に規制する」)。

公共の道路と歩道の伝統的に開かれた性格と合致して、我々は、そのような場所において言論を制限する政府の能力は「非常に限られている」と判示している。Grace, *supra*, at 177. とりわけ、「政府は、表現のメッセージ、思想、主題または内容の故に、表現を制限する権限を何ら持たない」との修正1条の指導原理は、伝統的パブリック・フォーラムにおいて、完全な効力を持って適用される。Police Dept. of Chicago v. Mosley, 408 U.S. 92, 95 (1975). 一般的ルールとして、そのようなフォーラムにおいては、政府は、「他の種類の言論よりも不快であるとの根拠に基づいて、選択的に……ある種類の言論から公衆を遮断し」えない。Erznoznik v. Jacksonville, 422 U.S. 205, 209 (1975).

しかしながら、我々は、言論の内容に無関係な言論の特徴を規制するために、政府に幾分、より広い余地を与えている。「パブリック・フォーラムにおいてですら、政府は、合理的な制限を保護された言論の時、所または方法に課しうるが、但し、それは、その制限が、『規制される言論の内容に関係なく正当化され、重要な政府利益に仕えるよう狭く仕立てられ、かつ、情報の伝達のための、十分な代替的経路を残したままにしている』という条件においてである」。Ward, 491 U.S. at 791 (quoting Clark v.

Community for Creative Non-Violence, 468 U.S. 288, 293 (1984)).<sup>2</sup>

両当事者は、このテストが当該マサチューセッツ州法の合憲性を評価するための適切な枠組を提供することに合意するが、同法がそのテストの3つの要件を満たすかどうかについては、意見を異にする。

### III

上訴人は、2つの独立した理由から、同法が内容中立ではないと主張する。即ち、第一に、同法は、中絶を行うクリニックでのみ緩衝区域を設けるから、中絶に関連する言論を差別すると彼らは主張する。第二に、クリニックの被用者と代理人を免除することによって、同法は、中絶についてのある見解をもう一方の見解よりも優遇すると上訴人は主張する。これらの主張のどちらかが正しければ、そのときには、同法は、厳格審査を満たさなければならない。つまり、同法は、やむにやまれぬ州の利益を達成する、最も制限的でない手段でなければならない。See *United States v. Playboy Entertainment Group, Inc.*, 529 U.S. 803, 813 (2000). 被上訴人は、同法がこの厳しい基準を切り抜けることができるとは主張しない。

スカリーア裁判官は、当該制定法は狭く仕立てられていないと我々が最終的に結論づけるので、当該制定法が内容に基づいており、それ故、厳格審査に服するのかどうかを検討する我々の決定に反対する。Post, at 2 (opinion concurring in judgment). しかし、我々は、多くの部分に分かれた憲法分析の最初の部分を最初に行うことは異例ではないと考える。Ward テストの内容中立性の分枝は、狭く仕立てられていることの分枝よりも論理的に先行するが、それは、内容中立性の分枝が審査の適切なレベルを決定するからである。予備的な段階が方向を決定することがないと分かったときでさえも、合衆国最高裁が引き続いて憲法上のテストの適用を続行することは珍しいことではない。See, e.g., *Bartnicki v. Vopper*, 532 U.S. 514, 526-27 (2001); *Holder v. Humanitarian Law Project*, 561 U.S. 1, 25-28 (2010) (最終的に厳格審査を切り抜けたとしても、法律は内容に基づいていたと結論づける)。

合衆国最高裁は、ある法律がより厳格でない審査のレベルに服することを、決定するのではなく仮定することは確かに時々あるのであり、それは、今開廷期の前の時期に、*McCutcheon v. Federal Election Commission*, 572 U.S. \_\_, \_\_ (2014) (plurality opinion) (slip op. at 10) において、我々がそうしたようにである。しかし、その事件と本件との相違は明らかであるように思われる。即ち、*McCutcheon* においては、適用することが仮定された基準である中間審査以外の、どんな審査基準を適用することも先例を覆すことを要求したであろう。本件においては、通常の作業手順を差し控える同様の理由は、何ら存在しない。

それと同時に、内容中立性に取り組む適切な理由が存在する。同法が狭く仕立てられているかどうかを論じる上で、see Part IV, *infra*, 我々は、マサチューセッツ州議会が採用したのかもしれない数多くのより制限的でない代替的方策を明らかにする。いくつかは中絶クリニックでのみ適用され、そのことは、それらの規定が内容中立かどうかという問題を提起する。See *infra*, at 12-15. 我々は、これらの

2 問題となっている政府財産が伝統的パブリック・フォーラムではなく、むしろ、「一定のグループによる使用に限定され、または、一定の主題の討論にのみ委ねられているフォーラム」である場合には、もちろん、異なった分析が要求されるであろう。Pleasant Grove City v. Summum, 555 U.S. 460, 470 (2009).

方策のどれ一つとして是認する必要はない（し、是認もしない）が、それらの方策が内容に基づくものであり、それ故、厳格審査に服するという理由から、推定的に違憲であるとするならば、それらの手段を可能な代替手段と考えることは、奇妙なことであろう。

#### A

同法は、「病院の中または敷地以外の、中絶が提供され、または、行われる場所」と定義される、「生殖に関する健康管理施設」にのみ適用される。Mass. Gen. Laws, ch. 266, § 120E½(a). この定義があるので、「同法によって影響を受ける事実上すべての言論は中絶に関する言論」であり、それ故、同法を内容に基づくものにする上訴人は主張する。Brief of Petitioners 23.

我々は、意見が異なる。まず初めに、同法は、文面上、内容に基づく区別をしていない。Boos v. Barry, 485 U.S. 312, 315 (1988)（外国大使館の 500 フィート以内での、外国政府に「公的悪評」または「公的不評」をもたらす傾向のあるいかなる看板の掲示も禁止する条例）；Carey v. Brown, 447 U.S. 455, 465 (1980)（「平和的な労働ピケ」を除いた居住地でのすべてのピケを禁止する制定法）と比較せよ。同法が「執行当局」に対して、違反が生じている「かどうかを決定するために、伝達されているメッセージの内容を吟味する」ことを要求するのであれば、同法は、内容に基づくものであろう。League of Women Voter of Cal., *supra*, at 27. しかし、同法はそうしない。上訴人が同法に違反するかどうかは、「何を彼らが言うかに依拠する」のではなく、Humanitarian Law Project, *supra*, at 27, 単に、どこで彼らがそれを言うかによって決まる。さらに言えば、上訴人は、緩衝区域の中で立つことによってだけで、看板を掲げることも一声も発することもなしに、同法違反となるであろう。

もちろん、緩衝区域を中絶クリニックに限定することによって、同法が他の主題に関する言論以上に中絶に関連する言論を制限するという「不可避の効果」を持つということは、その通りである。Brief of Petitioners 24 (quoting *United States v. O'Brien*, 391 U.S. 367, 384 (1968)). しかし、文面上、中立的な法律は、単に、それが一定の話題に関する言論に不釣り合いなほど影響を及ぼしうるからといって、内容に基づくものとなるわけではない。反対に、「表現の内容に無関係な目的に仕える規制は、たとえある話し手またはメッセージに付随的な影響を及ぼすが、他の話し手またはメッセージには付随的影響を及ぼさないとしても、中立であるとみなされる」。Ward, *supra*, at 791. そのような事件における問題は、当該法律が「規制される言論の内容に関係なく正当化され」るかかどうかである。Renton v. Playtime Theatres, Inc., 475 U.S. 41, 48 (1986) (quoting *Virginia Pharmacy Board v. Virginia Citizens Consumer Council, Inc.*, 425 U.S. 748, 771 (1976) (emphasis deleted)).

当該マサチューセッツ州法は、内容に関係なく正当化される。当該州法の述べられた目的は、「生殖に関する健康管理施設での公共安全を直ちに高める」ことである。2007 Mass. Acts p. 660. 被上訴人は、同様の目的、つまり、「公共安全、健康管理への患者のアクセス、そして、公共の歩道と道路敷地の遮られることのない利用」を当法廷の前ではっきりと述べている。Brief for Respondent 27; *see e.g.*, App. 51 (コウクリー司法長官の証言); *id.* at 67-70 (ボストン警察のウィリアム・B・エヴァンス警部の証言); *id.* at 79-80 (刑事裁判次官、メアリー・ベス・ヘファナン (Mary Beth Heffernan) の証言); *id.* at 122-24 (エヴァンス警部の宣誓供述書)。「あらゆる客観的な指標が、当該規定の主要な目

的は中絶に反対する言論を制限することであるということを示す」というのは真実ではない。Post, at 7.

我々は、以前に、前述した関心事を内容中立とみなしていた。See Boos, 485 U.S. at 321 (「密集」、「出入りに対する妨害」、そして、「安全……を保護するための必要性」を内容中立の関心事と認定する)。遮られたアクセスと密集した歩道は、何がそれらを引き起こしたとしても問題である。あるグループの個人は、中絶に抗議し、または、患者に助言するときと全く同様に、うろつくときにも、クリニックへのアクセスを遮り、歩道をふさぐことができる。

明らかなことに、同法が「聴衆に対する言論の直接的影響」または「言論に対する聞き手の反応」から生じる望ましくない効果に関心を持っているのであれば、同法は、内容中立ではないであろう。Ibid. 例えば、マサチューセッツ州の中絶クリニックの外側での言論が人を怒らせ、または、聞き手を不快にするとしても、そのような憤慨や不快さは、その言論を制限する内容中立的な正当化事由をマサチューセッツ州には与えないであろう。しかしながら、本件でマサチューセッツ州によって明らかにされている問題のすべては、いかなる聞き手の反応からも無関係に生じる。たった一人が中絶の抗議者たちの詠唱または上訴人たちの助言に反応するか否かに関わらず、中絶クリニックの外側での大群衆は、依然として、公共安全を危うくし、アクセスを妨げ、歩道を遮ることができる。

上訴人は、安全を確保し、妨害を防ぐというマサチューセッツ州の利益が、一般的な問題としては、内容中立であるということを実際には争わない。しかし、上訴人は、これらの利益が、ただ単に中絶クリニックだけでなく、「抗議または論評を引き起こすかもしれないどんな活動も主催する、当該州におけるすべての建物の外側で当てはまる」と記す。Brief for Petitioners 24. これらの利益を中絶クリニックでのみ追求することを選択することによって、マサチューセッツ州議会は、「一つの特定の話題、即ち、中絶についての言論を規制のために選び出す」という目的を明らかにしたと上訴人は主張する。Reply Brief 9.

我々は、そのような目的を同法の限定された範囲から推測することはできない。ある法律の広範な射程は、より狭い範疇の好ましくない言論に負担を課すためにその法律が制定されたのではなかったということに裏づけることに資することができる。See Kagan, *Private Speech, Public Purpose: The Role of Governmental Motive in First Amendment Doctrine*, 63 U. Chi. L. Rev. 413, 451-52 (1996). しかしながら、それと同時に、「州は、自分たちに立ちほだかる問題に取り組むために、法律を採用する。修正1条は、存在しない問題のために規制することを州に要求しない。」Burson v. Freeman, 504 U.S. 191, 207 (1992) (plurality opinion). マサチューセッツ州議会は、2007年に同法を修正したが、それは、その経験上、中絶クリニックに限定された問題に対応したからであった。そのようなクリニックの外側で、押しかけ、妨害、そして、暴力ですら記録が存在した。「抗議または論評を引き起こすかもしれないどんな活動も主催する、当該州におけるすべての建物」、Brief for Petitioners 24, は言うまでもなく、他の種類の健康管理施設と結びつけられた同様の繰り返し起こる問題が何も存在しなかったことは明らかであった。当該問題の限定された性格に照らすと、マサチューセッツ州議회가限定された解決策を制定することは合理的であった。特定の問題に立ち向かう様々な選択肢の中から選択するときには、州議会は、言論をより制限するのではなく、より制限しない選択肢を選ぶことを奨励されるべきである。

スカリーア裁判官は、「ただ一つの [マサチューセッツ州の中絶クリニック] だけが、当該制定法が一応取り組む問題に悩まされていたことが知られている」のだから、当該制定法は、確かに、必要以上に多くの言論を制限するものと異議を唱える。Post, at 7. しかし、当該州議会が施設ごとの根拠に基づいて進むのではなく、中絶施設一般に関して行動したという理由だけで、本件で、内容に基づく差別を推測する根拠は存在しない。これらの事実に基づき、スカリーア裁判官によって記される適合性の乏しさは、狭く仕立てられていることという問題に進み、我々は、以下で、その問題を考察する。See *infra*, at 26-28.

## B

上訴人は、また、同法が4種類の個人を免除し、Mass. Gen. Laws, ch. 266, §§ 120E½(b)(1)-(4), そのうちの 하나가「その職務の範囲内で行動する、[生殖に関する健康管理] 施設の被用者または代理人、」§ 120E½(b)(2), からなることを理由として、同法が内容に基づくことを主張する。この免除は、中絶の討論において一方の側を優遇し、それ故、「内容差別のひどい形態である」、Rosenberger v. Rector and Visitors of Univ. of Va., 515 U.S. 819, 829 (1995), 見解差別となると上訴人は述べる。とりわけ、その免除は、ボストンのクリニックに到着する患者に「付き添う」ヴォランティアを含む、クリニックの被用者と代理人に、緩衝区域の内側で話すことを認めると上訴人は主張する。

「言論に対するその他の点では許容できる規制からの免除が、『議論の余地のある公的問題の一方の側を、その見解を人々に表明する上で有利にする』政府の『試み』となりうる」ということは、もちろん真実である。City of Ladue v. Gilleo, 512 U.S. 43, 51 (1994) (quoting First Nat. Bank of Boston v. Bellotti, 435 U.S. 765, 785-86 (1978)). しかしながら、少なくとも我々の前にある記録に関しては、その職務の範囲内で行動する施設の被用者または代理人の当該制定法上の免除がそのような試みであるようには思われない。

緩衝区域内に入りまたはとどまることをクリニックで働く個人に認める何らかの種類の免除を与えることについて、本質的に疑わしいことは何もない。とりわけ、その免除が、クリニックの付き添い役のために切り開かれたものにすぎないとみなすことはできない。というのも、その免除は、雪に覆われた歩道をシャベルですくう整備労働者や、クリニックの入り口を巡回する警備員のような被用者にも適用される、see App. 95 (マイケル・B・バニウキーヴィクス (Michael T. Baniukiewics) の宣誓供述書)、からである。

クリニックの被用者に対する免除の必要性があるので、「その職務の範囲」という制限は、当該免除が当該被用者にその仕事をするを許すという目的に限定されているということを確認なものにするだけである。その制限は、「法の執行、救急車、消防、建設、公益事業、公共事業その他の地方自治体の代理人」に対する免除に関する「その職務の範囲」という全く同じ制限と同様の機能を果たす。§ 120E½(b)(3). スカリーア裁判官の示唆とは反対に、post, at 11-12, マサチューセッツ州議会が、「その職務の範囲」という言い回しを刑事制定法に対する免除の範囲を明確にするという完全に異なった目的のために使ったときに、不法行為上の代理責任を決定するために発展してきたコモン・ロー上の法理を組み込もうと意図していたと推測する理由はほとんど存在しない。その代わりに、その限定は、クリニッ

クの被用者と地方自治体の代理人の双方に関して、免除される個人が、その使用者によって権限を授与された行為を行うためだけにその区域内にいることを許されるということを明確にする。どのクリニックもその被用者に緩衝区域内で中絶について語ることを認めるということの示唆は、記録上は何も存在しない。こうして、「その職務の範囲」という限定は、上訴人およびスカリーア裁判官が恐れるまさにその類の行為から保護するために立案されたように思われる。

上訴人は、本件訴訟において、ボストンのクリニックでの付き添い役が、自分たちが付き添っている女性たちに中絶についての見解を表明し、女性たちに話しかけてちらしを手渡そうとする上訴人たちの試みを妨げ、様々な方法で上訴人たちをけなした事例について証言する。See App. 165, 168-69, 177-78, 189-90. 上訴人の証言からは、これらの主張されている出来事が緩衝区域内で生じたかどうかは明らかではない。それらの出来事が緩衝区域の外側で生じたのであれば、その範囲の中で、上訴人は何であれ言いたいことを等しく自由に言うことができるのであるから、いかなる見解差別の問題も存在しない。

それらの出来事が緩衝区域の内側で生じたと仮定するとしても、記録は、それらの出来事が付き添い役の職務の範囲内の言論に関わったということを示唆しない。もしその言論が彼らの職務の範囲を超えていたのであれば、そのときには、主張されている各々の出来事は、同法の明示的な文言に違反するであろう。そうすると、上訴人の不服申立ては、警察がクリニックの付き添い役に対して、同法を等しく執行していなかったということになろう。Cf. Hoyer v. City of Oakland, 653 F.3d 835, 849-52 (9th Cir. 2011) (カリフォルニア州オークランド市の類似した条例の選択的な執行を認定する)。そのような主張は、公務員の見解差別の主張を述べるのかもしれないが、そのことは、同法の有効性には向かわないであろう。いずれにしても、上訴人は、選択的執行をどこにも主張しない。

クリニックが付き添い役に緩衝区域内部で中絶について語るよう権限を授与したことが判明するのであれば、それは、非常に異なった問題であろう。See *post*, at 1-2 (Alito, J., concurring in judgment). その場合には、その言論は、その職務の範囲内にあるのであろうから、付き添い役は、同法に違反しているようには思われぬ。<sup>3</sup> クリニック被用者に対する同法の免除は、そうすると、中絶の討論の一方の側のみに関する言論を促進し、これは、そのクリニックでの緩衝区域に対する適用違憲の主張を支えるであろう見解差別の一つの明確な形態である。しかし、我々の前にある記録は、その免除がどのクリニックでもこのやり方で機能するということを証明するには不十分な証拠を含み、それは、おそらく、緩衝区域内で中絶について語ることをその被用者に認めることによって、クリニックが同法の命運を絶

3 最初の訴訟が始められて2週間にも満たないうちに、マサチューセッツ州司法長官室は、4つの免除の適用を明確にする指導書面 (a guidance letter) を発した。その書面は、その免除を、クリニックの被用者もしくは代理人、地方自治体の被用者もしくは代理人、またはクリニックを通り過ぎる個人に、「緩衝地帯の内部で、中絶についての見解を表明し、または、いかなるその他の党派的な言論に携わることも」許さないものと解釈した。App. 93, 93-94. この解釈は、被用者の免除が同法を見解に基づくものにしないと我々の結論を支持するが、その解釈は、「『制限する解釈』」を採用するというよりはむしろ刑事法である同法の範囲を拡大するように思われるから、我々は、その解釈を我々の分析において考察しない。Ward v. Rock Against Racism, 491 U.S. 781, 796 (1989) (quoting Hoffman Estates v. Flipside, Hoffman Estates, Inc., 455 U.S. 489, 494, n.5 (1982)).

つことを望まないからなのであろう。<sup>4</sup>

こうして、我々は、同法が内容に基づくものでも見解に基づくものでもなく、それ故、厳格審査の下で分析される必要はないと結論づける。

#### IV

たとえ同法が内容中立でも、同法は、依然として、「重要な政府利益に仕えるよう狭く仕立てられていなければならない。Ward, 491 U.S. at 796 (internal question marks omitted). 仕立てられていることの要件は、検閲したいとの許容できない欲求から単に保護するだけではない。政府は、表明されているメッセージと意見が異なるという理由からだけではなく、単なる便宜のためからも、言論を抑圧しようとするところがありうる。一定の言論が特定の問題と結びついているところでは、その言論を黙らせることは、時には、最も抵抗の少ない策である。しかし、目的と手段との密接な適合を要求することによって、仕立てられていることの要件は、あまりにも容易に「効率のために言論を犠牲にする[こと]」から政府を防止する。Riley v. National Federation of Blind of N.C., Inc., 487 U.S. 781, 795 (1988).

内容中立の、時、所または方法の規制が狭く仕立てられているためには、その規制が、「政府の正当な利益を促進するために必要である以上に多くの言論に実質的に負担を課し」てはならない。Ward, 491 U.S. at 799. そのような規制は、内容に基づく言論の制限とは異なり、政府利益に仕える「最も制限的でない、または、最も侵害的でない手段である必要はない」。Id. at 798. しかし、政府は、依然として、「言論に対する負担の実質的な部分はその目的を促進することには仕えないようなやり方で、表現を規制しえない」。Id. at 799.

#### A

上述したように、同法は、「公共の安全、健康管理への患者のアクセス、そして、公共の歩道と道路敷地の遮られることのない利用」を向上させると被上訴人は主張する。Brief for Respondents 27. 上訴人は、これらの利益の重大性を争わない。さらに、我々は、以前に、「公共の安全と秩序を確保し、道路と歩道での交通の自由な流れを促進し、財産上の権利を保護し、そして、妊娠に関連したサーヴィスを求める女性の自由を保護する」政府の利益の正当性を承認している。Schenck v. Pro-Choice Network of Western N.Y., 519 U.S. 357, 376 (1997). See also Madsen v. Women's Health Center, Inc., 512 U.S. 753, 767-68 (1994). 緩衝区域は、明らかにこれらの利益に仕える。

---

4 もちろん我々は、「ある見解を別の見解よりも優遇する言論の制限は、その優遇された見解が実際に表明されたことが証明されえない限り、内容に基づくのではない」と判示するものではない。Post, at 13. その代りに、我々は、議論の対象にならない憲法裁判の原則を適用する。即ち、原告は、一般に、当該法律が、実際に、原告に違憲に適用されている（または、十分にその可能性がある）ことを証明することなしには、適用違憲の主張で勝つことはできない。特に、ある人がある法律を見解差別として争うが、その法律の文面上からは、どの話し手が話すことを許されるかが明らかでないときには、その者は、別の見解を信奉する誰かがそうすることを許されたが、自分は話すことを妨げられたということを証明しなければならない。スカリーア裁判官は、適用違憲の主張に明示的に限定されている一文を引用し、その文を文面違憲の主張に関連していると取り扱うことによつてのみ、この分析を「驚くべき」として公然と非難することができる。Ibid.

それと同時に、緩衝区域は、深刻な負担を上訴人の言論に課す。上訴人が患者に助言を試みる3つの家族計画連盟のクリニックのそれぞれで、緩衝区域は、隣接する公共の歩道のかなりの部分を切り取り、上訴人をクリニックの入り口と車道から十分後ろに押し出す。それ故、緩衝区域は、上訴人が「歩道での助言」にとって不可欠とみなすところの、親密な個人的会話を開始する上訴人の能力を危うくする。

例えば、否認されていない証言において、マカーレンは、患者が緩衝区域に入る前に会話を開始するのに遅れずに、ボストンのクリニックの外側で患者を歩行者と区別することがしばしばできないと説明した。App. 135. そして、緩衝区域の外側で、議論を何とか始めようとするときでさえも、マカーレンは、ペンキを塗られた境界線で突然立ち止まらなければならない、そのことは、マカーレンが「信頼できない」とか「疑わしい」ように見えるようにしたと本人は信じる。Id. at 135, 152. これらの制限があるので、マカーレンは、しばしば、緩衝区域の外側から患者に向かって自分の声を張り上げることを余儀なくされ、それは、マカーレンが伝えたいと望む思いやりのあるメッセージとはひどく食い違っている意思伝達の型である。Id. at 133, 152-53. クラークは、ウスターのクリニックでの自分の経験について、同様の証言をした。Id. at 243-44.

上訴人の言論に対するこれらの負担は、明らかに被害をもたらしている。マカーレンは、2007年修正以降、およそ80名の女性に妊娠を終了させないように説得したと主張する、App. to Pet. for Cert. 42a, が、マカーレンは、また、同修正よりも前にしていたよりも「はるかに少ない人々」に接触すると述べる。App. 137. ザレツァは、彼女の成功率のさらにより急激な減少を報告する。即ち、ザレツァは、2007年修正よりも前の何年にもわたって、およそ100名の成功した触れ合いを持ったと見積もったが、それ以降は、ただの一つもなかった。Id. at 180. そして、ウスターのクリニックに関して言えば、クラークは、「100名中、たった一人の女性だけが自分と話すために歩いて[道路を]横切ろうと努めるであろう」と証言した。Id. at 217.

緩衝区域は、また、上訴人が到着する患者にパンフレットを配布することを実質的に困難にしている。説明したように、ボストンの上訴人は、患者が緩衝区域に入る前に患者を容易に確認することができないから、患者にパンフレットを受け取らせる最も有効な手段である、パンフレットを患者の手の近くに置くのに間に合うように、患者に近づくことがしばしばできない。Id. at 179. ウスターおよびスプリングフィールドでは、緩衝区域は、上訴人をクリニックの車道からはるか後ろに押し下げているので、上訴人は、運転者が駐車場に向きを変えて入ってくるときに、パンフレットを差し出そうとすることさえもはやできない。Id. at 213, 218, 252-53. 要するに、同法は、上訴人から、患者と意思伝達する2つの主要な方法を奪うように機能する。

控訴裁判所および被上訴人は、上訴人の言論に対するこれらの負担を間違えて低く見積もる。控訴裁判所が考えたように、合衆国憲法は、親密な会話または「ちらし配り」に「特別の保護」を与えない。571 F.3d at 180. しかし、修正1条は、話し手にどんな特定の形態の表現に対する権利も保障しないが、通常の会話や公共の歩道でちらしを配ることのような、いくつかの形態は、他の形態よりも、歴史的に、思想の伝達により密接に結びついている。

我々は、請願運動の文脈で、「一対一のコミュニケーション」は、「最も効果的で、最も基本的であり、そして、おそらくは最も経済的な、政治演説の手段」であると述べている。Meyer v. Grant, 486 U.S.

414, 424 (1988). *See also* Schenck, *supra*, at 377 (中絶クリニックに入る人々の周りを囲む「移動する」緩衝区域を、その移動する緩衝区域が「通常の会話の距離からメッセージを伝達すること、または、公共の歩道を歩いている、クリニックに出入りする人々にちらしを手渡すことを」抗議を行う者に妨げたという根拠の一部には基づいて、無効とする)。そして、「政治的に議論的になる見解を支持したちらしを手渡すこと……は、修正1条の表現の要諦であり、「いかなる形態の言論も、より大きな憲法上の保護を与えられない」。McIntyre v. Ohio Elections Comm'n, 514 U.S. 334, 347 (1995). *See also* Schenck, *supra*, at 377 (「ちらしを配ることや公的関心事について論評することは、修正1条の核心にある、言論の古典的形態である。』)。これらの型の意思伝達に携わることを政府がより困難にするときには、政府は、とりわけ重大な修正1条の負担を課す。<sup>5</sup>

被上訴人は、また、同法は、上訴人が、繰り返し唱えるスローガンや看板を掲げることのような、緩衝区域の外側での様々な形態の「抗議」に携わることを妨げていないと強調する。Brief for Respondents 50-54. そのことは、要点を外している。上訴人は、抗議を行う者ではない。上訴人は、単に中絶への反対を表明することだけでなく、女性に様々な代替手段について知らせ、それらの代替手段を追求する助力を提供しようと努めている。この目的を達成することができるのは、個人的で、思いやりのある、合意の上での会話を通じてのみだと上訴人は信じている。そして、それには十分な理由がある。即ち、直接のあいさつやいっばいに伸ばした腕を無視することよりも、神経質な声や手を振ることを無視するのは、より容易である。上訴人が緩衝区域の外側で数多くの静かな会話をするのができていたことを記録は示すが、被上訴人は、緩衝区域が実施されて以降、会話がはるかに頻繁でなくなり、はるかに成功しなくなったとの上訴人の証言に反論していない。こうして、緩衝区域内で、上訴人は、依然として、女性によって「見られ、聞かれる」ことができることを述べることは、何の答えにもならない。*Id.* at 51-53. 女性が見たり、聞いたりすることができるすべてのことが大声で叫ぶ中絶反対派であれば、そのときには、緩衝区域は、上訴人のメッセージを効果的に抑制している。

最後に、被上訴人は、ウスターおよびスプリングフィールドのクリニックでは、上訴人が患者との意思伝達を妨げられているのは、緩衝区域によってではなく、ほとんどの患者が車で到着し、クリニックの私有地に車を止めるという事実によってであると示唆する。*Id.* at 52. なるほど2つのクリニックの配置は、たとえ緩衝区域がないとしても、上訴人がクリニックの玄関口に近づくことを妨げるであろう。しかし、上訴人は、クリニックの財産への不法に侵入する権利を主張するのではない。そうではなく、上訴人は、車が駐車場に向きを変えて入ってくるときに、車道のそばの公共の歩道に立つ権利を主張する。緩衝区域ができる前には、上訴人は、そうすることができた。現在、上訴人は、かなりの距離を離れて立たなければならない。同法だけが、自分たちのメッセージを伝達する上訴人の能力へのそうした制限の責任を負う。

5 実際、第一級の歴史家は、次のように述べている。即ち、「アメリカ革命の最も重要で特徴的な文書の多くが現れたのは、この形態、つまり、パンフレットとしての形態においてであった。革命期の世代にとっては、16世紀初頭にさかのぼるその先任者たちにとってと同様に、パンフレットは、コミュニケーションの媒体として独特の長所を持った。当時は、現在と同様に、パンフレットによってどんな他の形態においてもできなかった事柄を自由になすことができたと思われた。」B. Bailyn, *The Ideological Origins of the American Revolution* 2 (1967).

B

1

緩衝区域は、マサチューセッツ州の主張されている利益を達成するのに必要である以上に多くの言論に実質的に負担を課す。初めに、我々は、同法が真に例外的であることを記す。即ち、被上訴人およびその裁判所の友は、中絶クリニックの周辺の固定された緩衝区域を作り出す法律を持つ他のいかなる州も明らかにしない。<sup>6</sup> そのことは、もちろん、当該法律が無効であることを意味しない。しかしながら、そのことは、マサチューセッツ州が、上訴人が携わろうと望んでいる種類の言論に実質的に負担を課すことなく、その利益にまさに同様に仕えることができる選択肢をあまりにも容易に見過ごしたとの懸念を確かに提起する。

本件ではそれが真相である。マサチューセッツ州の利益は、中絶クリニックの外側で公共の安全を確保すること、患者およびクリニック職員に対する嫌がらせと脅迫を防止すること、そして、クリニックの入り口を故意に遮ることに立ち向かうことを含んでいる。同法自体、上訴人によって争われていない別の規定、即ち、(e)項を含み、その規定は、ほとんどのこうした行為を禁止する。その規定は、「生殖に関する健康管理施設への他の者の入場または退出を故意に遮り、引き留め、妨げ、遅らせ、または阻む者は誰でも」刑事罰に服させる。Mass. Gen. Laws, ch. 266, § 120E<sup>1/2</sup>(e).<sup>7</sup> もしマサチューセッツ州が、これと同じ線に沿ったより広範な禁止が必要であると決定するならば、連邦の、1994年クリニックの入口へのアクセスの自由法 (FACE 法), 18 U.S.C. § 248(a)(1), と類似した立法を制定することができ、この法律は、「ある者が生殖に関する健康サービスの入手もしくは提供を行いまたは行っていることを理由として、または、その者またはその他の者またはその他のクラスの者に、脅迫して生殖に関する健康サービスの入手もしくは提供を行うことをさせないようにするために、その者に対して、暴力もしくは暴力の脅迫により、または物理的妨害により、故意に、損害を与え、脅迫し、もしくは妨害し、または、損害を与え、脅迫し、もしくは妨害しようとする」者を誰であれ刑事罰および民事罰の双方に服させる。12ほどの他の州がそうしている。See Brief for State of New York et al. as *Amici Curiae* 13, and n.6. もしマサチューセッツ州が、嫌がらせに特に関心を持っているのであれば、ニュー・ヨーク市において採択されたもののような、条例を検討することもできるが、この条例は、クリニックへのアクセスを遮ることを禁止するだけでなく、「生殖に関する健康管理施設の敷地の15フィート以内に、他の者の後について行くことおよび他の者に嫌がらせをすること」もまた犯罪とするものである。N.Y.C. Admin. Code § 8-803(a)(3)(2014).<sup>8</sup>

6 裁判所の友は、本件議会制定法と類似した法律を持つ5つの地方自治体を確かに明らかにする。Brief for State of New York et al. as *Amici Curiae* 14, n.7.

7 マサチューセッツ州は、また、いかなる「医療施設」でも同様の種類の行為を禁止する別の法律を持つが、その法律は、本法とは異なり、いかなる刑罰が科される前にも明示的な告知を要求する。Mass. Gen. Laws, ch. 266, § 120E.

8 我々は、この代替手段または我々が論じる他の代替手段のどれについても、「[我々の]是認を与える」ものではない。Post, at 4. 我々は、単に、ニュー・ヨーク市条例のような法律が原則として許容できる代替手段となることができることと示唆するにすぎない。そのような法律が憲法上の審査を通るかどうかは、「嫌がらせ」という文言が、スカリーア裁判官によって記されている類の、漠然性および過度広汎性の問題を避けるように、権威をもって解釈されているかどうかといったような、数多くの他の要素に依拠する。

マサチューセッツ州は、抗議者がクリニックに通じる車道を遮るときに引き起こされる実質的な公共の安全という危険を指摘する。See App. 18, 41, 51, 88-89, 99, 118-19. しかしながら、そのことは、同州の関心事に取り組むより侵襲的でない手段にマサチューセッツ州が注意していないことの実例である。そのように遮ることは、既存の地方自治体条例を通じて容易に取り組むことができる。See, e.g., Worcester, Mass., Revised Ordinances of 2008, ch. 12, § 25(b) (「いかなる者も、道路、歩道または横断歩道上に、そこにおける旅行者の自由な通行を遮るような方法で立ち、または、そのような方法で、いかなる種類の障害物を何も置いてはならない」); Boston, Mass., Municipal Code, ch. 16-41.2(d)(2013) (「いかなる者も、自動車の往来に用いられる道路もしくは幹線道路上で、または、(中央分離帯、路肩部分、自転車レーン、ランプおよび出口ランプを含む) それらに従属している地域で、歩き、立ち、または向かいながら、勧誘してはならない」).

上述の方策のすべては、もちろん、暴行、治安紊乱、不法侵害、器物損壊その他同種のものを禁ずる利用可能な一般的刑事制定法に加えて、存在する。

加えて、同法(e)項、FACE法およびニュー・ヨーク市反嫌がらせ条例は、すべて、刑事訴追を通じてのみならず、差止命令その他のエクイティー上の救済のための公的および私的な民事訴訟を通じても執行可能である。See Mass. Gen. Laws § 120E ½(f); 18 U.S.C. § 248(c)(1); N.Y.C. Admin. Code §§ 8-804, 8-805. 我々は、以前に、広範な、予防的方策の代替手段としての、標的を定められた差止命令の修正1条上の長所を記した。そのような差止命令は、「あるグループの活動を、そして、おそらくはその言論を規制する」が、それは、しかし、「実際の当事者間の特定の紛争という文脈における、そのグループの過去の活動の故に」のみそうなのである。Madsen, 512 U.S. at 762 (emphasis added). さらに、差止命令による救済のエクイティー上の性格があるので、裁判所は、必要以上に言論を制限しないことを確かなものにするよう救済手段を仕立てることができる。See, e.g., *id.* at 770; Schenck, 519 U.S. at 380-81. 要するに、差止命令による救済は、ある特定の問題を引き起こすまさにその個人とその行為に焦点を合わせる。これに対して、同法は、免除されない個人を緩衝区域から無条件に排除して、罪のない個人とその言論を不必要に一掃する。

マサチューセッツ州は、また、中絶クリニックの正面での密集を防止する利益も主張する。被上訴人によれば、個人がクリニックへのアクセスを意図的に遮らないときでさえも、個人は、単に大人数で集まることによって、不注意にそうすることができる。しかし、マサチューセッツ州は、より標的を定められた手段を通じて、その問題に取り組むことができよう。例えば、いくつかの地方自治体は、クリニックの入り口を封鎖する群衆に、警察によってそうすることが命じられたときには、解散するよう要求する条例や、一定の期間、クリニックの一定の距離内で、再び集まることを個人に禁止する条例を有している。See Brief for State of New York et al. as *Amici Curiae* 14-15, and n.10. 我々は、3人またはそれ以上の人々が「『[外国大使館]の500フィート以内に集まり、警察によってそうすることを命じられた後で、解散することを拒否すること』」を禁じる、同様の法律を支持した。Boos, 485 U.S. at 316 (quoting D.C. Code § 22-1115 (1938) — 警察が「『大使館の安全または平穏に対する脅威が存在[した]と合理的に信じ[た]』」ときにのみ、警察が下すことができる命令, 485 U.S. at 330 (quoting *Finzer v. Barry*, 798 F.2d 1450, 1471 (D.C. Cir. 1986))).

そして、これらの類型の法律ですら効果的でないとマサチューセッツ州が主張する限りにおいて、同州は、別の問題を持つ。反密集の利益を支持するために被上訴人が引用する記録の一部は、主に、ある時間の、ある場所に関係する。即ち、土曜日の朝のボストンの家族計画連盟クリニックである。App. 69-71, 88-89, 96, 123. 被上訴人は、個人が、他のクリニックに、または、ボストンにおいて他の時間に、アクセスを遮るのに十分な大きさのグループで、定期的に集まるといういかなる証拠も我々に指摘しない。わずかに週一回、一つの都市の一つのクリニックで生じることが示されている問題のために、35 フィートの緩衝区域をマサチューセッツ州全域のあらゆるクリニックに作り出すことは、ほとんど狭く仕立てられている解決策ではない。

要点は、マサチューセッツ州が上で論じられた提案されている方策のすべてまたはそのうちのどれかでさえも制定しなければならないということではない。そうではなく、要点は、マサチューセッツ州が、言論と討論のために歴史的に開かれてきた地域から個人を排除することなしに、同州の利益に仕えることができるように思われる様々なアプローチを自らに利用することができるということである。

## 2

被上訴人は、たった一つだけ応答する。即ち、「我々は、他のアプローチを試したが、それらは役に立たない」と。被上訴人は、マサチューセッツ州における中絶クリニックでの妨害の歴史と、そのような妨害に差止命令と個々の犯罪訴追で立ち向かうとする同州の主張によれば失敗した試みを強調する。被上訴人は、また、同法の2000年の規定の下での同州の経験を指摘し、「クリニック入り口の正面での非常に活発な活動」があるので、その期間に、警察が6フィートの接近禁止区域を執行することを困難と考えていたとする。Brief for Respondents 43. 被上訴人によれば、この歴史は、マサチューセッツ州が緩衝区域に代わるより制限的でない代替手段を試みていたが、無駄だったということを示している。

我々は、その主張を受け入れることはできない。被上訴人は、マサチューセッツ州が「既に法令集にある他の法律を試みた」、*id.* at 41, と主張するが、被上訴人は、少なくとも過去17年間に、それらの法律の下で提起されたただの一つの犯罪訴追も明らかにしない。そして、被上訴人は、マサチューセッツ州が「差止命令を試みた」、*ibid.*, と主張する一方で、被上訴人が引用する最後の差止命令は、1990年代に遡る、*see id.* at 42 (citing *Planned Parenthood League of Mass., Inc., v. Bell*, 424 Mass. 573, 677 N.E. 2d 204 (1997); *Planned Parenthood League of Mass., Inc., v. Operation Rescue*, 406 Mass. 701, 550 N.E. 2d 1361 (1990)). 要するに、マサチューセッツ州は、自分たちに容易に利用することができる、より侵害的でない道具で、その問題に取り組むことに真剣に取りかかったということを証明していない。また、マサチューセッツ州は、他の法域が効果的と判断している異なった方法を検討したということを証明していない。

被上訴人は、我々が論じてきた代替手段は、2つの欠陥を持つと主張する。即ち、第一に、問題の「広範囲に及ぶ」性格があるので、個々の犯罪訴追と差止命令に依拠することは、全く「実行可能」ではない。Brief for Respondents 45. しかし、決して「広範囲に及ぶ」のではなく、記録からは、問題は、主として、土曜日の朝のボストンのクリニックに限られているように見える。さらに、警察自身の

説明によれば、警察は、法違反者を選び出すことが完全にできるように見える。2007年法に先行する州議会での証言は、とりわけ大きな集会が予測されるときには、クリニックでのかなりの警察とビデオによる監視を明らかにした。エヴァンス警部は、彼の警察官たちは、ボストンのクリニックの外側の現場に非常に精通しているので、彼らは、「そこでの参加者を全員を知っている」と証言した。App. 69. そして、コウクリー司法長官は、彼女が「明らかに法に反する」と考える行為を州議会議員たちに示すために、ビデオによる監視に依拠した。*Id.* at 78. もしマサチューセッツ州の公務員が同州にとって好ましい立法を支えるための妨害と嫌がらせの広範囲にわたる記録を集めることができるのであれば、意図的にその法律をあざけるのかもしれない者に対する差止命令と犯罪訴追を支えるために、なぜ同じことができないのか我々にはわからない。

我々が明らかにしている代替手段についての第二の欠陥とされているものは、同法(e)項や連邦のFACE法のような法律は、立証することがしばしば困難な、故意のまたは意図的な妨害、脅迫または嫌がらせの証明を要求するということである。Brief for Respondents 45-47. エヴァンス警部は、彼の州議会での証言において予言したように、固定された緩衝区域は、「我々の仕事をより容易にするであろう」。App. at 68.

もちろん固定された緩衝区域はそうであろう。しかし、そのことは、修正1条を満足させるのに十分ではない。狭く仕立てられていることという要件を満たすために、政府は、ただ単に、その選択された道筋がより容易であるということだけではなく、実質的により少ない言論に負担を課す代替的方策では、政府の利益を達成しないであろうことを証明しなければならない。歩道にペンキを塗られた線は、執行することが容易ではあるが、修正1条の最も重要な目的は、効率ではない。いずれにしても、我々は、被上訴人が示唆するように、故意の妨害を証明することがこの文脈においてほとんどそんなに困難であるとは考えない。抗議者がクリニックへのアクセスを阻もうと意図するかどうかを決定するためには、警察官は、立ち去るようその者に命令しさえすればよい。もしその者が拒むのであれば、そのときには、その者の継続的な行為が承知の上でのまたは故意のものであることには疑いがない。

同様の理由から、被上訴人が *Burson v. Freeman* における我々の判決に依拠することは、場所を間違っている。その事件では、我々は、投票日に、投票所の外側で、100フィートの緩衝区域を設置し、その内部では、いかなる者も、選挙用の資料を掲示もしくは配布し、または投票を勧誘することができないとする州制定法を支持した。504 U.S. at 193-94. 我々は、当該緩衝区域を有効な予防的方策として是認し、既存の「脅迫および妨害に関する法律は、選挙を妨げる『最も露骨で特定の試みだけに対処する』のであるから、州のやむにやまれぬ利益に仕えることには達しない」と記した。*Id.* at 206-07 (quoting *Buckley v. Valeo*, 424 U.S. 1, 28 (1976) (per curiam)). そのような法律が不十分であったのは、「投票者の脅迫と詐欺的不正選挙行為は……見抜くことが困難である」からである。*Burton*, 504 U.S. at 208. これに対して、中絶クリニックに対する妨害と患者に対する嫌がらせは、少しも巧妙ではない。

我々は、また、*Burson* において、州法の下では、「州の執行官は、選挙過程における強制の外観を何であれ避けるために、一般に、投票所の近傍から締め出され」、その結果、「多くの妨害行為が見つからずにすむであろう」と記した。*Id.* at 207. 本件ではそうではない。一方では、警察は、マサチューセッ

ツ州の中絶クリニックの外側で、しっかりとした存在感を維持している。Bursonにおける緩衝区域は、より制限的でない方策が不十分であったが故に正当化された。被上訴人は、本件で、そのことが真実であることを証明していない。

極めて重要な修正1条の利益が問題となっているので、マサチューセッツ州が、単に、他のアプローチが役に立たなかったと述べることだけでは十分ではない。<sup>9</sup>

☆☆☆

上訴人は、歴史を通じて今日の諸問題についての討論を主催している場所である、公共の道路と歩道上で、同僚の市民と重要な主題について打ち解けて話をすることを望んでいる。被上訴人は、隣接した健康管理施設へのアクセスを保持するという利益とともに、その同じ道路と歩道上での公共の安全を維持するというまぎれもなく重要な利益を主張する。しかし、本件で、マサチューセッツ州は、伝統的パブリック・フォーラムのかなりの部分をすべての話し手に閉ざすという極端な措置によってこれらの利益を追求している。そのフォーラムを昔からの目的のために開けたままにしておく代替手段を通じてその問題に真剣に取り組むこともなく、マサチューセッツ州はそうしている。マサチューセッツ州は、修正1条に合致してそのことをなしえない。

第1巡回区控訴裁判所の判決は破棄され、本意見と合致するさらなる手続きのために、事件は差し戻される。

そのように命じられる。

#### スカリーア裁判官の結果同意意見（ケネディ、トーマス裁判官同調）

本日の判決は、中絶の権利の擁護者に敵対する者の自由な言論の権利を抑圧することとなると、中絶の権利擁護者に通行許可証を与えるという当法廷の慣行を前進させるものである。中絶に反対する言論に適用される修正1条についての全く異なった縮約版が存在する。See, e.g., *Hill v. Colorado*, 530 U.S. 703 (2000); *Madsen v. Women's Health Center, Inc.*, 512 U.S. 753 (1994).

本日の法廷意見の分析の後半は、不十分に「仕立てられていること」の故に、問題となっている法律を無効とするものであるが、修正1条の中絶の言論版に反対する者にとっては、おそらく魅力的である。しかし、もう一度考えてみよ。これは、誰にでも一理ある意見なのであって、より重要な部分は、中絶の言論のみの判例の進展を継続させる。それは、法廷意見の分析の前半であり、その部分は、この種の制定法が内容に基づくものではなく、それ故、いわゆる厳格審査に服しないと結論づける。法廷意見は、不必要に、あるいは、少なくとも法的分析に関する限りで不必要に、その問題を決定しようと手を差し伸べる。

私は、法廷意見の傍論（第Ⅲ部）とは意見が異なり、それ故、その判示部分（第Ⅳ部）について、意見を述べる理由がわからない。

<sup>9</sup> 我々は、同法が狭く仕立てられていないと考えるので、同法が意思伝達の十分な代替的経路を残したままにしているかどうかを検討する必要はない。また、我々は、上訴人の過度広汎性の主張を検討する必要はない。

## I 法廷意見の内容中立性の議論は不必要である

本日の意見の余計な部分は、第Ⅲ部であり、その部分は、最も純粋な傍論である7頁で、マサチューセッツ州生殖に関する健康管理施設法(b)項が中絶に反対する言論に（または中絶に関する言論にすら）はっきりと向けられておらず、それ故、内容に基づく言論規制に適用される厳格審査を満たす必要はないと結論づけている。<sup>1</sup> 第Ⅳ部が、同法は内容中立的な「時、所および方法」の規制と関連したより低いレベルの審査を切り抜けないので違憲であると判示するのであるから、当該制定法が厳格審査に服するかどうかを多数意見が決定することにはいかなる原理づけられた理由も存在しない。

わずか数か月前に、当法廷は、修正1条の根拠に基づいて争われたある制定法が「[要求がより厳しくない]テストの下においてですら通ら[ない]」ところでは、「2つの[利用可能な]基準……の間での相違を分析する」ことは不必要であると判断した。McCutcheon v. Federal Election Comm'n, 572 U.S. \_\_ (2014) (plurality opinion) (slip op., at 10). 何がその時から変わったのか。全く単純なことである。即ち、本件は中絶の事件であり、McCutcheon はそうではなかった。<sup>2</sup> 本件で、憲法上の傍論に従事（し、間違った結果に到達すること）によって、多数意見は、厳しい憲法上の審査の恐れなく中絶に反対する言論を制限するという国中の法域の能力を保持することができる。ここにダーツを、そこにプリーツを入れ、そのような規制は、多数意見の第Ⅳ部で適用される、仕立てられていることの基準を確実に満たす。

法廷意見は、「予備的な段階が方向を決定することがないと分かったときでさえも、合衆国最高裁が引き続いて憲法上のテストの適用を続行することは珍しいことではない」との命題のために、2つの事件を引用する。Ante, at 10–11 (citing Bartnicki v. Vopper, 532 U.S. 514, 526–27 (2001); Holder v. Humanitarian Law Project, 561 U.S. 1, 25–28 (2010)). これらの事件は、ほとんど隠れ蓑を提供しない。両者において、問題の制定法が内容に基づいて差別したかどうかについて、合衆国最高裁の裁判官の間では意見の違いはなかった。<sup>3</sup> それ故、「論理的に先行」したその憲法上の問題に答える上で、ほと

1 繰り返して言えば、争われている規定は、以下のように述べる。即ち、「いかなる者も」、生殖に関する健康管理施設の「入り口、出口または車道のどの部分からも半径35フィート以内の生殖に関する健康管理施設に隣接する公道または歩道」、または、代わりの長方形の地域内に故意に入り、または、とどまってはならない。Mass. Gen. Laws, ch. 266, § 120E½(b) (West 2012). そして、同法は、「生殖に関する健康管理施設」を「病院の中または敷地以外の、中絶が提供され、または、行われる場所」と定義する。§ 120E½(a).

2 法廷意見は、McCutcheon がより厳しい審査基準を考察することを拒否したのは、その基準を適用することが「先例を覆すことを要求したであろう」からだと主張する。Ante, at 11. そのことは、現在の事件をほとんど区別しない。というのも、本文で後に議論するように、この立法が厳格審査を逃れるとの結論は、我々の修正1条の判例に甚だしく変更を加えるからである。

3 See Bartnicki, 532 U.S. at 526 (「我々は、§ 2511(1)(c)が、ペンシルベニア州のその対応物と同じく、実際には、一般的な適用可能性のある内容中立的な法律であるとする上訴人に同意する」); *id.* at 544 (Rehnquist, C. J., dissenting) (「法廷意見は、これらが『一般的な適用可能性のある内容中立的な法律』であると正しく述べる」(brackets in original)); Humanitarian Law Project, 561 U.S. at 27 (「[Section] 2339Bは、言論をその内容に基づいて規制する」); *id.* at 45 (Breyer, J., dissenting) (「本件におけるように、ある法律が刑事罰を適用し、内容に基づく区別に基づいてそうしていると少なくともおそらくは主張できるところでは、我々は、当該制定法および正当化事由を『厳格に』精査するであろうと私は当然に考える」).

んど不都合は存在しなかった。Ante, at 10. しかしながら、現在の事件においては、内容中立性は決して明確ではなく（当法廷は5対4に分かれている）、両当事者はその点を激しく争っている、see *ibid.* 当法廷が論理的に先行する点の判断を下すことなく、単に仮定することによって、その争点を回避するであろうと思った者もいたであろう。我々は、以前に、しばしばそうしている。See, e.g., *Herrera v. Collins*, 506 U.S. 390, 417 (1993); *Regents of Univ. of Mich. v. Ewing*, 474 U.S. 214, 222-23 (1985); *Board of Curators of Univ. of Mo. v. Horowitz*, 435 U.S. 78, 91-92 (1978).

法廷意見は、その意見が、中絶クリニックにのみ適用される可能な代替手段を（第IV部において）示唆することに進むと指摘し、それ故、そのことは、「それらの規定が内容中立かどうかという問題を提起する」と指摘する。Ante, at 11. もちろん、法廷意見は、代替的な言論の制限に関して助言を与える責務を負っていないし、その他の点では不必要な憲法上の宣言をそのような助言に付加することは、許容できない勧告的意見以外の何物ももたらさない。

ところで、第IV部においてでさえも中絶の権利の擁護者に有利な傍論が存在する。法廷意見は、マサチューセッツ州に対して、仕立てられていることの要件を満たす手段として、『「生殖に関する健康管理施設の敷地の15フィート以内で、他の者の後について行くことおよび他の者に嫌がらせをすること」を犯罪とする……ニュー・ヨーク市において採択されたもののような、条例を検討する』ことを勧めている。Ante, at 24 (quoting N.Y.C. Admin. Code § 8-803(a)(3) (2014)). エレノア・マカーレンがある女性に、静かに、礼儀正しく、2度、パンフレットを受け取ってくれるかどうか、または、質問があるかどうかを尋ねることは、嫌がらせなのだろうか。3度ならどうだろう。4度では。修正1条の権利が、（もちろん「生殖に関する健康管理施設」でのみ）「後について行く[こと]および嫌がらせをすること」のような非常に曖昧な犯罪を理由とする投獄期間の脅しによって危うくされることがあるということは、私には一向に明らかでないように思われる。法廷意見がそのような立法に訴訟事件摘要書の作成と口頭弁論の恩恵を受けずに是認を与えるのは間違っている。

## II 当該制定法は、内容に基づいており、かつ、厳格審査を通らない

審査のレベルの問題を引き受けようと熱心に進んで買って出て、法廷意見は、間違った答えを与える。上訴人は、2つの理由から、(b)項が内容に基づく言論規制を明確に表現し、それ故、我々が(b)項を厳格審査のレンズを通して評価しなければならないと主張する。

### A 中絶クリニックにのみ適用されること

第一に、上訴人は、同法が（他の建物の外側でも、というよりは）中絶クリニックのみの外側で適用されることを理由として、同法が中絶に関連した言論を、実際上の目的としては中絶に反対する言論を標的にすると主張する。

公共の道路と歩道は、公的関心事に関する言論のための伝統的なフォーラムである。それ故、法廷意見が認めているように、それらの場所は、『「修正1条の保護の観点からの特別な地位」』を占める。Ante, at 8 (quoting *United States v. Grace*, 461 U.S. 171, 180 (1983)). さらに、『「中絶を提供する」施設の外側の公共の空間……は、必然的に、そして当法廷の諸判決により、中絶に反対する者にとって、

最後の手段としてのフォーラムとなって[いる]」。Hill, 530 U.S. at 763 (Scalia, J., dissenting). 多数意見が述べるように、たった一つだけの政治的に議論的になる話題に関する言論が生じる可能性があり、そして、その言論が最も効果的に伝達されることができる、道路と歩道の使用の全面的禁止が内容に基づいていないと述べることは、見て見ぬふりをするのである。法廷意見は、共和党全国大会の会場を取り巻く道路と歩道へのアクセスを禁じる法律を厳格審査から免除するのであろうか。また、1965年のセルマからモントゴメリーまでの市民的権利運動の行進を記念するために毎年使われる道路や歩道はどうか。また、内国歳入庁の外側の道路と歩道はどうか。まさか、そうではあるまい。

多数意見は、十分に正しいのだが、文面上中立な言論の制限は厳格審査を逃れ、それは、そうした制限が、「規制される言論の内容に関係なく正当化され」る限り、「一定の話題に関する言論に不釣り合いなほど影響を及ぼしうる」ときでさえもそうであると述べる。Ante, at 12 (internal quotation marks omitted). しかし、当法廷がその基準が満たされると以前に判断した事件、とりわけ、どちらも多数意見が引用する、Renton v. Playtime Theatres, Inc., 475 U.S. 41 (1986) および Ward v. Rock Against Racism, 491 U.S. 781 (1989) は、本件で我々が直面するものとははなはだしい隔たりがある。

Renton は、住宅地区、教会、公園および学校の 1,000 フィート以内の成人映画劇場を禁止するゾーニング条例を支持した。当該条例は、その目的がポルノグラフィックな言論を言論の資格で抑圧することではなく、むしろ、「犯罪を防止[し]、市の小売業を保護[し]、[そして]、財産的価値を維持する[こと]」によることを含む、成人劇場の「副次的効果 (secondary effects)」を緩和することにあつたのであるから、内容中立であつたと当法廷は判示した。475 U.S. at 47, 48. もし市が「『成人劇場によって伝えられるメッセージを制限することに関心があつたのであれば、場所についての成人劇場の選択を制限するよりもむしろ、成人劇場を閉鎖し、または成人劇場の数を制限しようとしたであろう』」と当法廷は論じた。Id. at 48 (quoting Young v. American Mini Theatres, Inc., 427 U.S. 50, 82, n.4 (1976) (Powell, J., concurring in part)). Ward は、今度は、セントラル・パークの野外音楽堂での催し物のために、市自体の音響設備と技術者を用いることを要求するニュー・ヨーク市の規制が問題となった。当法廷は、その規制の「主たる正当化事由は、騒音レベルをコントロールしたいとの市の欲求であ[つて]」、被上訴人のロック・コンサートまたはより一般的に音楽の「内容に何の関係も持たな[かつた]」正当化事由であるから、その規制を内容中立と判断した。491 U.S. at 792. その規制は、「音響の質に関する完全な芸術的コントロールを行使するというどんな演奏者の能力にも実質的影響を何も及ぼさな[かつた]」。Id. at 802; see also id. at 792-93.

問題の規制が「規制される言論の内容に関係なく正当化され」たと結論づけるためのこれらの事件の理由づけを、現在の事件における多数意見によるその結論の採用のための説得力を欠く理由づけと比較せよ。多数意見は、中絶クリニックで「公共の安全」を増大させるという当該制定法の述べられた目的、ante, at 12-13 (quoting 2007 Mass. Acts p. 660), と、当法廷の前で被上訴人によって明確に述べられた追加的な目的、言わば、「健康管理への患者のアクセス、そして、公共の歩道と道路敷地の遮られることのない利用」を保護すること、ante, at 13 (quoting Brief for Respondents 27), だけを指摘する。本当か。ある制定法は、その制定法それ自体とその制定法を裁判所で防御する者がそうであると言・うというただそれだけの理由で、「規制される言論の内容に関係なく正当化される」ものになるのか。

あらゆる客観的な指標が、当該規定の主要な目的は中絶に反対する言論を制限することであるということを示す。

上で示唆したように、私は、同法が中絶クリニックの外側の公共の空間にのみ負担を課すという事実で始める。それらの場所は、同法が解決することを意図していたと同法が述べる安全とアクセスの問題に定期的に直面すると主張することによって、多数意見に対して、当該制定法が特別に標的とすることを擁護するよう期待しえたのかもしれない。しかし、多数意見は、その主張は虚偽であろうから、その主張を行わない。法廷意見が、その意見の第IV部で、遅ればせながら発見するように、当該制定法は、マサチューセッツ州のすべての中絶クリニックに適用されるとはいえ、たった一つの中絶クリニックだけが、当該制定法が一応取り組む問題に悩まされていたことが知られている。See *ante*, at 26, 28. 法廷意見は、この顕著な事実（言わば、決定的証拠）を、当該法律がそもそも安全とアクセスの関心事にではなく、中絶反対の言論の抑圧に向けられていると結論づける根拠としてというよりもむしろ、当該法律が安全とアクセスの関心事に不十分にしか「仕立てられて」いないと結論づける根拠として用いる（第IV部）。そのことは、むしろ、大量殺人の未遂罪で有罪であるというのではなく、標的を誤っているということ立証するために、1人の犠牲者を殺害した射撃手の、8人の標的を外した人間を援用するようなものだ。

当該制定法が、取り組むと主張されている問題に照らして、「必要以上に多くの言論を制限[する]」、*ante*, at 14-15, かどうかは、なるほど、修正1条の分析の仕立てられていることの構成要素に関連する（その射撃手は、疑いなく、確かに標的を誤っていた）が、しかし、そのことは、また、当該法律が安全とアクセスの関心事に実際に向けられているかどうか、または、むしろ、特定の種類の言論の抑圧に向けられているかどうかに関連し、強力に関連する。特定の主題に関する言論を抑圧する法律が非常に広汎に及び、主張されている言論に関連したのではない問題が存在しないときでさえも適用されるということを証明することは、その法律が内容に基づくものであることの説得力のある証拠である。中絶に関連した言論を特別の範疇として取り扱いたいと熱中するあまり、多数意見は、修正1条だけでなく、立証する推論の通常の論理をも歪める。

同法の構造もまた、同法が内容に基づく関心事に依拠するというを示す。「公共の安全、健康管理への患者のアクセス、そして、公共の歩道と道路敷地の遮られることのない利用」という目的、Brief for Respondent 27, は、当該制定法の初期に制定された項によって既に達成され、その規定は、「生殖に関する健康管理施設への他の者の入場または退出を故意に遮り、引き留め、妨げ、遅らせ、または阻む者は誰でも」刑事罰を規定する。§ 120E½(e). 多数意見が認めるように、その規定は執行することが容易である。See *ante*, at 28-29. こうして、(b)項によって切り開かれる言論禁止区域は、安全とアクセスに何物も付け加えない。そして、言論禁止区域が達成すること、および、言論禁止区域が達成することを明白に意図されていたことは、中絶に反対する言論の抑圧である。

法廷意見による同法の空想的な擁護にさらに矛盾することは、(b)項が以前の規定の、より容易に執行できる代替物として制定されたという事実である。その規定は、中絶クリニックの周辺の制限された範囲から完全には人を排除しなかった。むしろ、その規定は、その範囲内にいる人に、「他の者に、ちらしやビラを手渡し、看板を掲げ、または口頭での抗議、教育もしくは助言に携わるといった目的のために」、

他の者の6フィート以内に、**その者の同意なく**、近づくことを禁止した。§ 120E½(b) (West 2000)。多数意見が認めるように、その規定は、「当法廷が Hill において合憲と認めていた……コロラド州法を手本にして」いた。Ante, at 2。そして、その事件において、当法廷は、問題の制定法が歓迎されない言論の抑圧に向けられていたことを認め、「望まないコミュニケーションを避けるという欲しない聞き手の利益」と Hill が呼んだものの正当性を示した。530 U.S. at 716。当法廷は、その利益が内容中立であると判示した。Id. at 719-25。

本件で争点となっている規定は、どちらかといえば聞きたくない言論を避けるという市民の権利とされているものを保護するという同様の利益に仕えることを議論の余地なく意味していた。その理由から、我々は、(その問題に言及しない法廷意見からは、そのことを知ることはないであろうが) 本件における審理のための第2の問題を認めた。即ち、Hill は、縮小または捨て去られるべきかどうか。See Pet. for Cert. i. (「もし Hill……が、本法の執行を認めるのであれば、Hill は、制限または先例変更されるべきかどうか」); 570 U.S. \_\_ (2013) (granting certiorari without reservation)。多数意見は、他の(完全に説得力のない)根拠に基づいて同法を内容中立であると宣言することにより、その問題を回避する。当該制定法が内容に基づくものであり、それ故、厳格審査に服すると結論する上で、私は、Hill が覆されるべきであると必然的に結論づける。そうすることの理由づけは、その事件の反対意見の中で、see 530 U.S. at 741-65 (Scalia, J.); id. at 765-90 (Kennedy, J.)、また、どのように Hill が我々の修正1条の判例に矛盾した状態にあるかを述べる、あり余るほどの容赦のない学術的な注釈の中で、<sup>4</sup> 述べられている。聞きたくない言論から人々を保護することは、修正1条が公共の道路と歩道で政府に取りかかることを認める機能ではない。

Hill に関する一最終的考察。即ち、「もし同法が……『言論に対する聞き手の反応』から生じる望ましくない効果に関心を持っているのであれば、同法は内容中立ではないであろう」、ante, at 13 (quoting Boos v. Barry, 485 U.S. 312, 321 (1988) (brackets in original))、と述べ、次いで、同法が安全とアクセスの関心事に不十分に仕立てられているので違憲であると判示することによって、法廷意見は、自ら、秘かに(そしておそらくは不注意に) Hill を覆していると、次の事件で、主張することができるし、そう主張すべきである。そうした判示の不可避の含意は、歓迎されない言論からの保護は、公共の道路と歩道の使用の制限を正当化することができないということである。

## B 中絶クリニックの被用者または代理人の免除

上訴人は、同法が中絶に反対する言論を標的にし、(それ故、推定上、無効な、見解差別の制限となっている)と別の理由からも主張する。即ち、同法は、「その職務の範囲内で行動する」、中絶クリニック

4 「Hill……は、標準的な自由な言論の根拠 [ ] に基づいては説明できないし、……最高裁判所がこの立法をそれが与えた理由づけに基づいて支持したであろうことは、恥すべきことだ」。Constitutional Law Symposium, マイケル・M・マConnell (Michael M. McConnell) 教授の反応, 28 Pepperdine L. Rev. 747 (2001)。「私は、[Hill]が難解な事件であったとは思わない。Hill は、強烈なダクシュートのように単純で、強烈なダクシュートのように間違っていたと私は思う」。Id. at 750 (ローレンス・トライブ (Lawrence Tribe) の発言)。リストは続くことであろう。

の「被用者または代理人」を免除する。§ 120E½(b)(2).

「好ましい話し手に権利放棄を与えること（または……好ましくない話し手に権利放棄を否定すること）は、もちろん違憲であろう」ことは言うまでもない。Thomas v. Chicago Park Dist., 534 U.S. 316, 325 (2002). 多数意見は、ある規制が内容に基づくかどうかを評価するための2部からなる調査を述べるが、中絶クリニックの被用者または代理人の免除を評価することとなると、法廷意見は、自らの教えを忘れる。その意見は、当該規定が「文面上……区別をしてい[る]」かどうかを問う分枝をすっかり飛び越え、*ante*, at 12, その代わりに、目的に関連した分枝にまっすぐに進み、*see ibid.*, その免除が、「議論の余地のある公的問題の一方の側を、その見解を人々に表明する上で有利にする政府の試みとな[る]」、*ante*, at 15 (internal quotation marks omitted), かどうかを問う。私は、その問題に対して多数意見が否定の返事をするには意見が一致しないが、もし当該制定法のテキストが、その目的が何であったのかもしれないとしても、「議論の一方の側にフリースタイルで闘うことを許可[し]、他方の側にクインズベリー侯爵ルールに従うことを要求する」のであれば、そのことは、的を外れている。R. A. V. v. St. Paul, 505 U.S. 377, 392 (1992).

クリニックの入り口の近くで、「その職務の範囲内で行動する」、中絶クリニックの被用者または代理人が中絶を支持する発言（「あなたは正しいことをしていますよ」）をするかもしれない、さらに言えば、しばしばそうするであろう、ということには、何か重大な疑いがあるのか。または、中絶反対派のメッセージに反対する発言をすること、例えば、そうではないとの言明に反駁するために、「ここは安全な施設です」と言うこと、はどうか。See Tr. of Oral Arg. 37-38. 法廷意見の反対の推定は、全く信じられない。そして、多数意見は、中絶クリニックの被用者と代理人が、顧客になってくれそうな人に語りかけようとする助言者の努力を妨げることによって、中絶反対派の言論の抑圧に向けられた非言論活動に従事しないとのさらに必然的な命題を立証するために、いかなる努力も行わない。我々は、顧客になってくれそうな人にクリニックの建物の中まで「付き添う」ために派遣されるクリニックの被用者が、将来の顧客と意思伝達することをエレノア・マカーレンのような助言者にさせないようにはしないであろうと信じるべきなのか。その被用者は、女性を近づいてくる助言者から力づくで離し、女性の耳を覆い、または、助言者の訴えをかき消すために、大きな騒音を立てることができるであろう。

法廷意見は、その免除が、言論禁止区域の中に、「雪に覆われた歩道をシャヴェルですくう整備労働者や、クリニックの入り口を巡回する警備員」のような付き添い役以外のクリニックの被用者が入ることを認めると指摘する。*Ante*, at 16. 私は、マサチューセッツ州議会議員がそれらの人々を念頭に置いていたとは思わないが、州議会議員がそうであったかどうかは、いずれにせよ無関係である。何であれ他の活動が許されているとしても、当該制定法が中絶の権利に有利な言論を許し、中絶に反対する言論を排除する限り、当該制定法は、見解に基づいて差別する。

法廷意見は、クリニックがその被用者に中絶を支持する発言をすること（または、おそらく、中絶に反対する言論を妨げること）を特別に認めていない限り、いかなる見解差別も存在しないとの特有の見解を取る。*See ibid.* しかし、「コモン・ロー上、またはこの国の法において、その時代に広く知られた意味を持っていた文言がある制定法において用いられているところでは、その文言は、文脈が反対のことを強いることがない限り、その意味において用いられていると推定される」ということは公理である。

Standard Oil Co. of N. J. v. United States, 221 U.S. 1, 59 (1911). 「職務の範囲」という語句は、「使用者の事業を遂行する際に、被用者が従事する合理的かつ予見可能な活動の範囲」を含む、広く知られたコモン・ロー上の概念である。Black's Law Dictionary 1465 (9th ed. 2009). 使用者は、被用者の行為がその資格を持つために、その行為の各側面を特別に指図し、または、是認する必要はない。See Restatement (Second) of Agency § 229 (1957); see also Restatement (Third) of Agency § 7.02(2), and Comment b (2005). さらに言えば、被用者の行為は、たとえ使用者がその行為を特別に禁止するときでさえも、その資格を持つことができる。See Restatement (Second) of Agency § 230. いずれにせよ、クリニックが付き添い役に上で言及した類の活動に携わることを禁止するであろうことは信じがたい。さらに、他方の側にはなく、一方の側にそのメッセージを伝達することを禁止する制定法は、優遇された側が、当該制定法が認める活動を自発的に控えることを選択するという理由からだけでは、見解中立的とはならない。

クリニックの被用者または代理人の割り当てられたまたは予見可能な行為が、中絶の権利を支持する発言をすることや上訴人のような人々の言論に対抗することの双方を含むことができるということにはわずかの疑いも存在しない。See *post*, at 1-2 (Alito, J., concurring in judgment). さらに言えば、多数意見が認めるように、事実審の記録は、ボストンのクリニックでの付き添い役が、「自分たちが付き添っている女性たちに中絶についての見解を表明し、女性たちに話しかけてちらしを手渡そうとする上訴人たちの試みを妨げ、様々な方法で上訴人たちをけなし」、その中には、上訴人たちを「『狂っている』』と呼ぶことによるものが含まれる、とする証言を含む。Ante, at 7, 16 (citing App. 165, 168-69, 177-78, 189-90). これは驚きだ。(上訴人が女性たちに助言しようと試みる3つの中絶施設を運営する) マサチューセッツ州家族計画連盟のウェブ・サイトは、「抗議する者たちの中を通過して保健センターまで患者たちに付き添うことによって患者たちに安全な空間を提供する」ために、「クリニックの付き添い役のボランティアになる」よう読者に促している。Volunteer and Internship Opportunities, online at <https://plannedparenthoodvolunteer.hire.com/viewjob.html?optlink-view=view-28592&ERFFormID=newjoblist&ERFFormCode=any> (as visited June 24, 2014, and available in Clerk of Court's case file). そのウェブ・サイトが「抗議する者たち」に属すると考える危険は、完全に言論に関連しており、安全やアクセスには関連していない。そのウェブ・サイトは、「抗議する者たちが看板を持ち、建物に入ってくる患者に話しかけようとし、そして、誤解を生じかねないちらしを配布する」と報告する。Ibid. 付き添い役によって提供される「安全な空間」は、その言論からの保護である。

悪いことからさらに悪いことに進んで、多数派の意見は、「我々の前にある記録は」、中絶施設の付き添い役が、その職務の範囲内で行動しているときに、実際に中絶を支持する発言をしている（または、おそらく、中絶反対の言論を妨げた）ということを「証明するには不十分な証拠を含む」と主張する。Ante, at 18. これは、勇敢な、新しい修正1条のテストである。即ち、ある見解を別の見解よりも優遇する言論の制限は、その優遇された見解が実際に表明されたことが証明されえない限り、内容に基づくのではない。こうして、その発言が共和党全国委員会によって是認されている者を除いたすべての話し手に対して、共和党全国大会に隣接する公園を閉鎖する市条例は、ある者が委員会の是認する発言をしたと証明されることができない限り、厳格審査に服さない。当法廷がそのようなテストを示唆するとは

驚くべきことだ。<sup>5</sup>

### C 結論

要するに、同法は、内容に基づく立法に適用される厳格審査基準の下で審査されるべきである。その基準は、ある規制が「やむにやまれぬ政府利益」を促進する「最も制限的でない手段」を表すことを要求する。United States v. Playboy Entertainment Group, Inc., 529 U.S. 803, 813 (2000) (internal quotation marks omitted). 被上訴人は、(b)項がこのテストを切り抜けると主張することを試みてさえもない。See ante, at 10. 当該規定の実際の目的である「歓迎されないコミュニケーションから人々を保護することがやむにやまれぬ州の利益であるならば、修正1条は空文であると言えれば十分だ」。Hill, 530 U.S. at 748–49 (Scalia, J., dissenting).

### III 狭く仕立てられていること

同法が内容に基づいており、厳格審査に耐えないと判断するので、当該制定法が「『重要な政府利益に仕えるよう狭く仕立てられ』」ているかどうか、ante, at 18 (quoting Ward, 491 U.S. at 796 (internal quotation marks omitted)), という、法廷意見の第四部で行われた調査を私は追求する必要がない。私が思うに、第三部における法廷意見の誤った内容中立性の結論を所与のものとして受け止めると、私はそれをすることができようし、もしそうするなら、当該立法は被上訴人によって主張されている利益を推進するために狭く仕立てられていないとする多数意見に、私は同意すると思う。しかし、私は、明らかな、しかし、うわべだけの全員一致を集めることには加担したくはない。明らかに不必要で、誤っている半分と、法廷意見の分析の正しいと主張されている半分の双方を多数意見のままにしておく。

☆☆☆

マサチューセッツ州生殖に関する健康管理施設法の争われている部分の明らかな目的は、公共の道路と歩道上の中絶に反対する言論を聞かなければならないことから中絶クリニックの患者となるかもしれない者を「保護する」ことである。こうして、その規定は、全面的に違憲であり、多数意見が示唆する

5 法廷意見は、私がこの主張をすることができるのは、「適用違憲の主張に明示的に限定されている一文を引用し、その文を文面違憲の主張に関連していると取り扱うことによってのみ」だと述べる。Ante, at 18, n.4. それは、そうなのではない。問題の文は、文面違憲の主張の否定のすぐ後のパラグラフに見られ、それは、次のように始まる。即ち、「クリニックが付き添い役に緩衝区域内部で中絶について語るよう権限を授与したことが判明するのであれば、非常に異なった問題であろう」。Ante, at 17. そして、文面違憲の主張に関するそれよりも前の議論は、「どのクリニックもその被用者に緩衝区域内で中絶について語ることを認めるということの示唆は、記録上は何も存在しない」という事実を指摘する。Ante, at 16. なるほど、問題のパラグラフは、次に、当該制定法の適用上の合憲性が明示的なクリニックの許可に依拠するであろうことだけを認めることに進む。そのことでさえも、私には誤っているように思われる。第三者による自発的な行動がその他の点では有効な制定法に適用上の修正1条の違反をもたらすことができると述べることは、そのような制定法に文面上、修正1条の違反をもたらすことができると述べることとほとんど変わりがないように私には思われる。Xが話すことを選ばない限り、話すことで私を処罰する制定法は、Xの行動に関係なく、文面上も適用上も違憲である。

ように、その適用を、その規定が向けられていないことが全く明らかな、安全とアクセスの問題を経験しているたった一つの施設に限定することによっては、救うことができない。当該制定法は修正1条の下で違憲であるとの結論にのみ同意する。

### アリート裁判官の結果同意意見

私は、本件で問題となっているマサチューセッツ州法, Mass. Gen. Laws, ch. 266, § 120E½(b) (West 2000), が, 修正1条に違反することに同意する。法廷意見が認めるように, もし当該マサチューセッツ州法が見解に基づいて差別するのであれば, 当該州法は違憲であり, *see ante*, at 10, 私は, 当該法律がこの根拠に基づいて明らかに差別するものと信じる。

当該マサチューセッツ州法は, 一般に, 誰に対しても, 中絶クリニックの開業時間中に, 中絶クリニックの周辺の緩衝区域に入ることを禁じる, § 120E½(c), が, 当該法律は, 「その職務の範囲内で行動する, そのような施設の被用者または代理人」の免除を含んでいる。§ 120E½(b)(2). こうして, 開業時間中は, 中絶に反対する助言を行いたい, または, 特定のクリニックを批判したい個人は, 緩衝区域内で, そうすることをなしえない。もし彼らがそのような行為に携わるのであれば, 彼らは犯罪を行う。See § 120E½(d). これに対して, クリニックの被用者と代理人は, その緩衝区域に入り, その職務の範囲内に入るいかなる行為にも携わることができる。クリニックは, 緩衝区域内にいる間に, 被用者または代理人に, 中絶またはクリニックに関する有利な見解を表明するよう指図または許可を与えうるし, また, もしその被用者がその権限を行使するならば, その被用者の行為は, 完全に合法的である。要するに, 上訴人その他のクリニックの批判者は沈黙させられるが, クリニックは, その被用者に対して, クリニックおよびその仕事を支持する言論を表明するよう許可を与えうる。

次に述べる完全に現実的な状況を考察せよ。ある女性が緩衝区域に入り, ためらいながらその入り口に向かう。上訴人のような歩道の助言者がその緩衝区域に入り, 女性に近づいて, 次のように言う。「もし中絶について疑問があるなら, 尋ねたいかもしれないどんな質問にも私に答えさせてね。クリニックは, あなたに良い情報を与えないですよ」と。それと同時に, クリニックの被用者が, 経営者に指示されたように, その同じ女性に近づき, 次のように言う。「中に入って, そうすれば, 私たちがあなたのすべての質問に誠実に答えますよ」と。歩道の助言者とクリニックの被用者は, 正反対の見解を表明したが, 最初の者だけが当該制定法に違反した。

または, 争点の中絶ではなく, 特定の施設の安全であると仮定せよ。そのクリニックで中絶の失敗の報告が最近あったと仮定せよ。被用者でない者は, そのクリニックの衛生記録について警告するために, 緩衝区域に入ることをなしえないが, 被用者はそこに入り, 患者になるかもしれない者にそのクリニックが安全だと語りうる。

当該マサチューセッツ州法の文面上, 当該州法が見解に基づいて差別していることは明らかである。被用者と代理人による, そのクリニックとその仕事を支持する言論は許容されるが, そのクリニックとその仕事を批判する言論は犯罪である。このことは, 見え透いた見解差別である。

法廷意見は, 当該マサチューセッツ州法が見解中立的であると判示するだけでなく, 内容に基づいて

差別しないとも判示する。See *ante*, at 11-15. 法廷意見は、当該マサチューセッツ州法を緩衝区域内のすべての言論を禁止する法律のように取り扱う。そのような法律は、文面上は内容中立であろうが、特定の場所ですべての言論を禁じる法律が、実際には、内容中立ではないであろう状況が存在する。例えば、文面上内容中立的な法律が特定の話題に関する言論を抑圧するという目的のために制定されると仮定せよ。そのような法律は、内容中立ではないであろう。See, e.g., *Turner Broadcasting System, Inc., v. FCC*, 512 U.S. 622, 645-46 (1994).

本件において、私は、マサチューセッツ州議会が制定した法律が、見解に基づいて見え透いて差別するという事実を考慮に入れることなく、マサチューセッツ州議会の意図についての判断に達することが可能であるとは考えない。法廷意見が認める過度広汎性と並んで、see *ante*, at 23-27, この特徴に照らすと、たとえクリニックの被用者と代理人の免除が削除されるとしても、当該法律が内容中立であろうと、現在の記録に基づいて、述べることはできない。しかしながら、もし当該法律が真に内容中立であるとしても、当該法律は、マサチューセッツ州の主張されている利益に仕えるのに必要である以上に多くの言論に負担を課すという根拠に基づいて、依然として違憲であろうとの法廷意見に私は同意する。

※脱稿後に、本判決の評釈として、橋本基弘「McCullen v. Coakley, 134 S. Ct. 2518 (2014) — 中絶医療機関周辺での表現規制は内容規制か」[2015] アメリカ法 134 頁に接した。



久米郁男

## 『原因を推論する——政治分析方法論のすすめ』

(有斐閣, 2013年)

浅野正彦

本書の「序章」にあるように、本書は政治学とりわけ実証的・経験的な政治学における「分析方法」を教える書であり、その際に従うべき「作法」を論じている。政治現象に限らず、広く社会科学全般にわたって見られる社会現象を「結果」としてとらえ、その結果を引き起こす真の「原因」を特定するという姿勢で貫かれている。本書の中心テーマは、原因が結果に影響するプロセス、つまり因果関係メカニズムの解明方法である。

私たちを取り巻く社会には多くの「べき」論が溢れている。曰く「消費税は上げるべき」「安保法案は廃案にすべき」「選挙権年齢は18歳に引き下げるべき」等々、数え上げればきりが無い。著者はこのような議論を二種類に分類する。一つは、何が正しいかをめぐる「規範的な議論」、そしてもう一つは、実際にはどうなっていて、なぜそうなっているのかに関する「経験的・実証的な議論」である。本書では後者の議論の仕方について焦点を絞り、考察を深めている。

本書の魅力は、次の三点に要約できる。第一の魅力は、構成のわかりやすさと取り上げているテーマの面白さにある。著者によれば、本書は「まず、より身近で一般的な社会現象を題材として説明の方法に関する論点を考えた上で、その論点を政治学の具体的な研究テーマに当てはめてさらに考察する」構成になっている。肥満と出世の関係、高身長は得か、非行と朝食の関係、女性の社会進出と出生率の関係、若者にとって選挙を棄権することは得か、超能力は存在するか、大学生の学力は低下しているのか等々、身近で誰もが興味を抱く事例を挙げながら、徐々に実証分析が抱える根本問題へと読者を誘い、分析の作法をしっかりと伝えながら読者に考えさせるという構成は実に見事である。実証分析を実際に行う上で特に重要と思われる、分析の単位、選択のバイアス、そして観察のユニバースなど分析の作法についてしっかりと理解し留意しなければ、誤った結論を導きかねない。社会科学の方法論に関する著書は巷にあふれているが、これほど身近な題材で読者の関心をつかみ、さらに政治学の専門的な研究テーマの核心へとスムーズに引き入れている本は、寡聞にして知らない。

本書の二つ目の魅力は、政治学の研究テーマ（比較政治経済学）に関する幅広い見識に裏付けられた具体的な事例が挙げられ、それぞれにわかりやすい解説が付されていることである。本書では、社会現象全般に関する事例が取り上げているが、身近な事例を楽しみながら読み進んでいると、選挙活動の効果、選挙制度改革、政官関係、資源の呪い、比較革命、比較福祉国家などといった比較政治経済学で取り扱う「固い」話題へと引き込まれていることに気づく。通常「政治経済学」というと「何だか難しそ

う」と敬遠されるものだが、身近な話題について読み進むうちに、読者はいつの間にか「政治経済学って面白いかも」という次元に引きずり込まれてしまう。本書にはそのような魅力がある。

第三の魅力は、本書では定量的研究と質的研究の関係をわかりやすく説明している点である。データ分析を扱う定量的研究と事例研究などの質的研究は、通常、全く異なるものと思われがちであるが、著者は両研究には一つの共通の分析方法・ロジックが存在し、因果関係の存在を示すために必要な三つの条件は、いずれにおいても確認される必要があると主張する。これらの条件とは、①独立変数と従属変数との共変関係、②独立変数の時間的先行、③他の変数を統制しても共変関係が観察される、の三つである。著者は社会科学における比較歴史分析における古典的研究を取り上げ、比較政治経済体制や比較福祉国家研究に関する事例を挙げつつ、質的研究の世界における具体的な因果推論の試みを紹介している。

評者は大学で「計量政治学」「政治学方法論」「政治行動論」という実証政治学関連の授業とゼミを担当しているが、2014年度以降『原因を推論する』を必読文献に指定し、履修者に書評の提出を課している。非常勤先での学生数を含めると、書評の課題を提出する学生数は年間で約400名に及ぶが、その多くが「この本を大学一年生の時に読んでおきたかった」という感想を寄せている。この一言が、本書の魅力を表している。

評者が『原因を推論する』を初めて目にしたのは2013年の秋であった。目次を眺めながら「これは政治学における『創造の方法学』だ」と思った。『原因を推論する』の書評を書く上で『創造の方法学』（講談社現代新書、1979年）について言及しなければならない。この本は、社会学者の高根正昭氏が1979年に世に出した、社会科学における方法論の重要性を日本に紹介した先駆的な業績であり「今や研究方法論教科書の古典」（久米氏）ともいわれる名著である。

評者は1987年に偶然、この本に出会った。当時、大学院で政治学の修士論文作成に取り組んでいた評者にとって、高根氏の『創造の方法学』はまさに「救いの神」であった。というのも、当時の日本の大学院（少なくとも評者が所属していた大学院政治学研究科）では、様々な政治学の理論や専門知識については詳しく教えてくれたが、具体的な研究方法や学術論文の書き方を教える授業は存在しなかったからである。当時の日本の社会科学系大学院では、一般的に、研究手法は教授から丁寧に「教えてもらう」ものではなく、職人芸よろしく、学生たちが教授達から「盗みとる」ものであった。

修士論文の書き方がどうしてもよくわからなかった評者は、所属する大学でこれまでに提出された修士論文を所蔵している図書館に入り浸り、先輩方の修士論文を（文字通り）読み漁った。修士論文で求められているものは何か、大学院生としてどのような研究を行い、何をどのように書けばいいのかを知りたかったからである。しかし、その努力は見事に裏切られた。過去の修士論文を読めば読むほど、混乱はさらに深まったからである。先行研究を上手にまとめた後に自分の感想を書き加えたもの、エッセイのようなもの、結局何を言いたいのか最後まで不明なものまで、実に多種多様な「修士論文」が存在していることを知った。一週間ほど朝から晩まで図書館に通い詰め、過去の修士論文を読み漁り、読み耽ったが、求めていた解答が見つからず、すっかり途方に暮れてしまった。

そんな時に出会ったのが、高根氏の『創造の方法学』であった。そこには、社会学者である高根氏がアメリカの大学院（スタンフォード大学とUCバークレー）に留学して習得した社会科学の方法論に関

して、今まで聞いたこともない、斬新で魅力的かつ具体的な研究方法が紹介されていた。「記述」と「説明」の違い、因果法則を満足させる三つの条件、仮説検証について等々、社会学におけるミヘルスの寡頭制やデュルケムの『自殺』などの実例を使いながら丁寧に解説されていたのである。高根氏のこの著書を頼りに、評者は、見様見真似で何とか政治学の修士論文を仕上げることができた。

少々横路に逸れてしまったが、評者の大学院生時代の経験を踏まえると、久米氏の『原因を推論する』は、政治経済学だけでなく、社会科学全般に関する論文（ゼミ論文・修士論文・博士論文・学術論文）を仕上げようとしている学生や、さらに精度の高い実証研究を目指す若い政治学者にとって不可欠な指南書であり「救いの神」であるに違いない。本書はまた、政治経済学を専攻する研究者や学生ばかりでなく、政治家や官僚など公務員にとっても有益であろう。「政治学者は現実の政治の実態を知らない」とよく揶揄されるが、同様に「政治家や官僚など政治の実務に携わる公務員が現実の政治のメカニズムを知らない」可能性も否定できないからである。

メディア等で社会問題を扱うドキュメンタリーなどの制作担当者にとっても、本書は有益と思われる。私たちは、社会の出来事の多くをテレビやネットなどのメディアを通じて「知る」。従って、この時点でバイアスが入り込んで事実偏向が加えられると、その後の議論は全く意味をなさない。社会で日常的に起きている現象（「結果」）を正確に私たちに伝えるというメディアの役割の精度を高める上で、本書から学ぶことは多いはずである。また、メディア等で放映されている、いわゆる「政治談義」に物足りなさを感じている人々にも役に立つはずである。「……はけしからん」「……は良い」という規範的な議論（べき論）を超えて、現在進行中の様々な政治現象を結果としてとらえ、その結果を引き起こしている「真の原因は何か」という視点を持つことで問題の核心が明確になり、単なる「水掛け論」ではない、手応えのある実り多き議論が可能になるはずである。

本書に関して唯一残念なのは、評者が大学一年生の時に出版されなかった事である。もし大学一年生の頃にこの本に出会っていたら、大学で履修する様々な授業にもっと知的関心をもって出席していたことであろうし、教授の講義から多くを得ていたに違いない。

以上の理由から、とりわけ大学で社会科学を専攻する全ての新生に、必読書として本書を強く推薦したい。



森 祐司

## 『地域銀行の経営行動——変革期の行動』

(早稲田大学出版会, 2014年)

高橋 智彦

地域社会においてその地域の銀行の果たす役割の重要性には疑問の余地がないが、地域金融の経営を巡る周辺環境は大きく変化している。地域の資金需要が低迷する中、預貸率は低迷し、株主構造も変化しつつある。利用者や投資家に選ばれる地域銀行になろうとして、再編も急速になされている。近年は地域銀行の書籍も多く出される中で多くは当事者による経験録や経営戦略論であるのに対して、本書はマイクロデータを丁寧に経済学的視点から実証し、結論を導いている。

まず、様々なファクトファインディングにより周辺環境が明らかにされる。地域別では機械産業の比率が高い地域、例えば中部地方などが成長を遂げているが、製造業の海外生産比率は上昇し、地域別格差を埋めていた公的資本形成も2000年代にはその役割を果たさなくなる。資金需要低迷の一因がここにある。少子高齢化と人口減少の同時進行も地域経済の成長率に負の影響を与えている。地域銀行の株主は90年代まで都市銀行が大きな役割を占めていたが、90年代の経営環境はその余力を小さくし、地域銀行自身も不良債権による信用コストを増大させられたために収益力を欠き、都市銀行は株式を手放した。その間、外国人や年金基金などの機関投資家が大きな役割を占めるようになり、このことも地域銀行の経営を変えていく。都市銀行は90年代に貸出のシェアも落とし、地域銀行のシェアが増加しているが貸出全体は増加しないために預貸率は低迷している。

預貸率が落ちる一方で、預証率が上昇することを指摘し、バリュー・アット・リスク (VaR) の観点から証券業務でのリスク・テイクを検証している。パネル分析を用いて総資産が大きいほどリスク許容度があることや、デリバティブでリスクをヘッジしているほど証券業務のリスクを取ること、貸出利回りが低いほど証券業務を行うことなどを示している。

続いて投資信託の窓口販売が競争的風土の強い地域の銀行ほど投資信託の販売に積極的であることを示し、投信窓販がROAにプラスの効果を持つことの分析や範囲の経済性の計測などを行っている。トランス・ログ関数でパネル・データを用いて行った検証では収入面で地方圏や下位行でより範囲の経済性が計測された。また、費用面で預金との顧客情報の共有などにより範囲の経済性があることを示した。

さらに非金利収入の拡大や経営多角化について分析を行っている。やはり投信販売比率が高い方が非金利収入と関係し、証券子会社の存在も非金利収入に影響しているものの、米国の研究と異なり、日本では貸出の金利収入と非金利収入の関係が深いという結果となった。

後半は株主保有構造を踏まえたコーポレート・ガバナンスなどの分析である。2015年6月からコーポレート・ガバナンスコードが施行されている中で最新の示唆を含むものとなっている。特に筆者が注目しているのが安定株主の比率が一定以上増加すると経営陣への規律が低下するエンタレンチメント効果で、銀行株主から機関投資家株主へと株主が変わる中で、エンタレンチメントの検証を行っている。90年代以降に銀行株主から機関投資家へ株主がシフトする中でエージェンシーコストの検証を行っている。

GMM（一般化積率法）を用いたエンタレンチメント仮説の検証で銀行株主の保有がROAに負の効果の結果となり、機関投資家へ保有が移行していく中で経営者の意識が変わっていく点を計測している点でユニークである。

コーポレートガバナンスの変化は執行役員や社外役員を増加させ、役員構造も変化させたが、この今日の問題も扱っている。結果、執行役員の増加は取締役の減少に有意に影響しているのに対して、社外役員は特にそのようにならないことを確認している。

全体の総括として貸出業務の重要性は認めながら、そのためにはリレーションバンキングの実効化、多様化を進める必要を説き、預貸率の低下とともに預証率が上がるものの、地域に貢献しない証券投資への否定的な解釈の可能性も指摘している。筆者は地域に貢献する地域金融の証券投資業務であるベンチャーキャピタル化とインキュベーションに否定的であるが、評者は本検証でそれを結論付けるのは早急とは思ふ。投信などの手数料収入も得る金融サービス業に将来を見出している。

全体に丁寧な実証分析が行われており、結論を導いているが、元論文が08-09年の世界金融危機の前のデータを用いたものであるために、証券業務や投信業務などとの範囲の経済性がポジティブに出過ぎている感はある。また90年代から広く行われている標準的かつ手堅い計量手法が中心であり、筆者自身が一部言及しているように手法的な新規性はなく、DEA（包絡分析法）などを用いれば、地方圏や下位行により厳しい計量結果が出た可能性も高い。また折角の地域金融機関の分析であるが故に、より各地域への示唆をより示して欲しかった。以上のような点はあるものの、分析全体を損なうようなものではなく、豊富な知識を持つ筆者の追検証を待ちたくなるまじめな良書である。

地域金融機関の現状は深刻であり、経営者がこのような良書の実証結果を受け止め改革、再編への指針として欲しい。預証率の上昇は預貸率の低下の中でもはや当然のことである。本業としての証券投資への取組が必要となる中で、収入に占める手数料収入も重要で必要な銀行人材の変化などに取り組む必要性を本書は示している。

## 拓殖大学北海道短期大学シンポジウム

# 『地域振興について考える ― 地域が活きる戦略とは ―』

拓殖大学北海道短期大学農学ビジネス  
学科地域振興ビジネスコース長 橋本 信

### 1 シンポジウム「地域振興について考える ― 地域が活きる戦略とは ―」を開催

拓殖大学北海道短期大学（北海道深川市）は今年創立50周年を迎える。これを記念したプレ企画として、シンポジウム「地域振興について考える ― 地域が活きる戦略とは」が、2015年11月6日に拓殖大学北海道短期大学で、学内170名、学外者80名、合計250名の参加を得て開催された。シンポジウムは拓殖大学北海道短期大学と拓殖大学地方政治行政研究所（東京都文京区）との共催で開催された。

土門裕之短大副学長の総合司会で、主催者を代表しての福田勝幸学校法人拓殖大学理事長の開催あいさつと山下貴史深川市長の来賓あいさつに続き、白石浩介地方政治行政研究所長の約20分の基調講演を受けて、篠塚徹学長がモデレーターを務めて、パネル・ディスカッションが休憩をはさんで2時間半にわたり行われた。

### 2 「地域振興について考える ― 地域が活きる戦略とは ―」基調講演とパネル・ディスカッション

基調講演では、第二次安倍内閣の目玉として「まち・ひと・しごと創生本部」が2014年9月に設置され、地方創生への関心が高まっているが、少子化と高齢化が進む中での人口減少で地方が低迷している現状を打開するためには、未婚化・晩婚化・非正規化を踏まえての人づくりと地域経済循環が重要となることが指摘された。地域で付加価値を高める、農商工が連携しての6次産業化や事業展開を促進する産業クラスターの形成など必要とされることが述べられた。

パネル・ディスカッションでは篠塚徹モデレーターが「地方は本当に消えゆくのか?」、「人口減少を防ぐにはどうすべきなのか?」、「地域が活きる戦略とは何か?」という三つの重要論点をめぐって、黒瀧秀久東京農業大学生物産業学部長、早崎優美きたそらち農業協同組合長、廣上和好深川商工会議所専務理事、白石浩介所長、眞鍋貞樹拓殖大学政経学部教授、橋本信本学教授の6名のパネリストにそれぞれの視点で発言を求め、活発なディスカッションが展開された。

### ① 「地方は本当に消えゆくのか？」

確かに、地方では人口減少が歯止めなく進行している。例えば、東京農業大学生物産業学部の所在地である網走市では4万4千人から3万8千人とこの20年間で15%近く人口が減少し、厳しい状況にある。深川市・北竜町・雨竜町・幌加内町の農家で構成される北空知農協では、15年前2千戸以上あった農家が4割以上減少し、このままでは10年後にはさらに半減する見込みで、市町村の人口減少を加速させる状況にある。

「地方消滅」という危機的状況ではあるが、生まれた所で住み続けたいという郷土愛が住民にある限り、住みたいという意欲が消滅しない限り「地方消滅」は起こり得ない。

北海道では、戦後開拓の集落や炭鉱閉山後の集落が消滅してきたが、少子化と高齢化が進行する人口減少が要因で集落消滅の危機を迎えているのははじめてである。全国で一番出生率の低い東京への一極集中と同様に、北海道では東京23区に次いで出生率が低い札幌一極集中による人口減少が進行しており、この人口流出の歯止めが必要とされている。

### ② 「人口減少を防ぐにはどうすべきなのか？」

人口の社会減と自然減及び子育て世代の流出の相乗作用が進行しているという事態の危機的認識の共有がまず必要であり、そのうえで子育て世代の若者を確保する仕組みづくりが求められる。若者をはじめとするスローライフ・田園回帰志向の貴重な動向が確かにあり、加えて子育て世代の希望を叶える環境づくりを進めていくことが重要な対策になる。

農村地域では、離農による規模拡大が人口流出を促進するという、人口減少防止と矛盾する事態が進行しており、農村地域のコミュニティが成り立つ産業政策が地産地消や6次産業化として求められている。

このような「地方創生」は、地方の自主独立とも言うべき取り組み、地域の力の自律的発展の営みを抜きにしてはありえず、これなしには人口減少を防ぐことはできない。

### ③ 「地域が活きる戦略とは何か？」

「地域が活きる戦略」とは今ある地域資源をどう魅力的にするかを追求することで開かれてくるもので、他者の視点で地域資源を評価することが重要となる。北空知の豊かな農業資源を活かした6次産業化で雇用の場を拡げていくことが求められ、加えて、北海道でも一番高齢化が進行する北空知では、雇用を支える職業として介護職が重要である。すでに深川商工会議所は介護資格が取れる研修の場を設け、介護職への就労を促進している。農業と福祉の両方を視野に収めた、地域資源を活かした6次産業化の取り組みが必要とされている。

東京農業大学生物産業学部は網走市や農協・商工会議所などと連携し、市民と学生が共に学ぶ、6次産業化人材育成講座を2009年度から開催しているが、これを参考にしつつ、拓殖大学北海道短期大学で農協・商工会議所・市役所などと連携して、人材育成講座を開設する取り組みが期待される。

### 3 シンポジウム後について

終了後参加者からは「今日のシンポジウムを第一弾として、第二弾、第三弾と続けてほしい」という要望が出されるなど、今後に期待する声が多くあり、それに応えて、「6次産業化人材育成講座（仮称）」を来年度から具体的に取組み始めることとしている。

拓殖大学北海道短期大学が地域の熱い要請に応えて深川市に開学して50年を迎える時期に、地域の焦眉の課題解決に資する取組みが本格始動することになる。保育学科のミュージカル公演活動や保育セミナー、農学ビジネス学科環境農学コースの農業セミナーに加えて、地域の活力の源となる一つの新たな取組みが創立50周年を期に始まる。



## 「拓殖大学 政治行政研究」投稿規定

### 1. 発行目的

拓殖大学地方政治行政研究所紀要「拓殖大学 政治行政研究」（以下、「紀要」という）は、国や地方の政治・経済・行政などの幅広い問題に関する理論的、実証的、実践的な研究や社会に貢献する創造的な研究成果の公刊を目的とする。

### 2. 発行回数

紀要は、原則として年1回12月発行とする。

原稿提出締め切りは、拓殖大学地方政治行政研究所（以下、「研究所」という）が毎年定めた日とする。

紀要冊子としての発行のほか、研究所のホームページにもその内容を掲載する。

### 3. 編集委員会

紀要の編集は、研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）が担当する。

編集委員会は、本規定が定める投稿原稿のほかに、必要に応じて寄稿を依頼することができる。

### 4. 投稿資格

投稿者（共著の場合、執筆者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の所員とする。

ただし、編集委員会が認める場合には、所員以外も投稿することができる。

### 5. 著作権

掲載された原稿の著作権は、研究所に帰属する。

したがって、研究所が必要と認めるときはこれを転載し、また外部から引用の申請があったときは研究所で検討のうえ許可することがある。

### 6. 投稿様式

(1) 原稿は、日本語あるいは英語によるものとし、政治・経済・行政等に関する未発表の論文、研究ノート、翻訳、書評、報告に限る。他の刊行物に投稿中の原稿は、投稿できない。編集委員会に投稿原稿表紙を付けた原稿および要約（2000字程度）を提出のこと。

(2) 原稿は、論文・研究ノートについては、図・表を含め400字原稿換算で100枚以内、英文はA4サイズ・ダブルスペース60枚以内とする。翻訳・書評・報告については、400字換算15枚以内とする。ただし、編集委員会が適当であると判断した場合には、この限りではない。提出原稿は、原則としてワープロ原稿とし、電子媒体も提出のこと（機種・使用ソフトも明記する）。

執筆の詳細は、「拓殖大学 政治行政研究」執筆要綱に定める。

### 7. 原稿の審査・採用

(1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が委嘱するレフリーの審査に基づき、編集委員会で決定し、投稿者に通知する。投稿原稿は、採否に拘わらず返却しない。

(2) 掲載に当たっては、編集委員会が投稿者に修正を求めることがある。

(3) 本規定に定められていない事項については、編集委員会が判断する。

(4) 投稿原稿の提出先は、〒112-8585 東京都文京区大塚1-7-1 G館1F 学務部研究支援課

拓殖大学地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』編集委員会

### 8. 校正

投稿者が初校および再校を行い、編集委員会が三校を行う。校正の際の加筆・修正は、必要最小限にとどめなければならない。

### 9. 原稿料、別刷

投稿者には、一切の原稿料は支払わないが、別刷りを50部まで無料で贈呈する。それを超える場合には、有料とする。

### 10. その他

本規定に規定されていない事項については、その都度編集委員会で決定する。

### 11. 改廃

この規定の改廃は、編集委員会の議に基づき、地方政治行政研究所長が決定する。

### 附 則

本規定は、平成27年4月1日から施行する。

## 「拓殖大学 政治行政研究」執筆要綱

1. ワープロ原稿は、A4版1枚につき1行40字・36行、横打ちとする。  
手書き原稿の場合は、400字詰め原稿用紙に横書きとし、黒インクかボールペン・サインペンを使用し、鉛筆は使用しないこと。
2. 原稿の1枚目には、論文タイトル、著書名を記載する。目次は省略のこと。
3. 日本語原稿には、英文タイトルを付けること。
4. 各国の地名、外来語、外国の度量衡・貨幣単位はカタカナ表記にすること。
5. 数式は、タイプ打ちとし、大文字、小文字、数字、アルファベットの違いを明確にすること。
6. 注は、文中の該当するところに明示し、通し番号を付けて、論文末にまとめること。
7. 参考文献は、編著者名、刊行年、書名、出版社（雑誌論文については、論文名、掲載誌名、巻号、刊行年月）の順に記載し、外国文献もこれに準じる。外国文献の書名は、斜字にすること。
8. 図・表は、それぞれ表題を付け、通し番号を付けること。
9. この要綱に規定されていないことについては、拓殖大学地方政治行政研究所編集委員会で決定する。

## 執筆者の紹介（目次掲載順）

眞鍋 貞樹（まなべ・さだき）	政 経 学 部 教 授
白石 浩介（しらいし・こうすけ）	政 経 学 部 教 授
小竹 聡（こたけ・さとし）	政 経 学 部 教 授
浅野 正彦（あさの・まさひこ）	政 経 学 部 教 授
高橋 智彦（たかはし・ともひこ）	政 経 学 部 教 授
橋本 信（はしもと・まこと）	拓殖大学北海道短期大学教授

本誌のタイトル『拓殖大学政治行政研究』は、本学第17代総長 藤渡辰信によって掲筆されたものです。

※本紀要の刊行年について第6巻までは刊行年度を表示しておりましたが、本第7巻より実際の刊行年月を表示します。

### 拓殖大学政治行政研究 編集委員会

委員長 白石浩介（地方政治行政研究所長）

委員 秋山義継（政経学部教授） 眞鍋貞樹（政経学部教授）

---

### 拓殖大学 政治行政研究 第7巻

2016年2月22日 発行

発行所 拓殖大学地方政治行政研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 (株) 外為印刷

---

# *The Journal of Politics and Administration*

**Vol. 7 (February 2016)**

## *Contents*

### **Articles**

- Relative Autonomy among Social Systems .....Sadaki Manabe... 1
- Value Added Tax Effect  
on the Consumer Price Index .....Kosuke Shiraishi... 25

### **Translation**

- Translation: McCullen v. Coakley, 573 U.S.\_ (2014) .....Satoshi Kotake... 53

### **Book Review**

- Ikuo Kume (2013) Causal Inference  
and Political Analysis .....Masahiko Asano... 83
- Yuji Mori (2014) Managerial Behavior of Japanese Regional Banks  
and the Phase of Major Change .....Tomohiko Takahashi... 87

### **Report**

- Symposium Report on the Local Revitalizations  
in Hokkaido .....Makoto Hashimoto... 89

**Instructions to Authors** ..... 93

**Instructions for Contributors** ..... 94

Institute for Research in Local Government  
TAKUSHOKU UNIVERSITY